

令和6年度環境省請負業務

令和6年度 海洋ごみの実態把握及び効率的な回収に
関する総合検討業務

報告書

令和 7 年 3 月

日本エヌ・ユー・エス株式会社

目 次

内容

I 章 業務概要	1
1. 業務の概要	1
1.1 業務の目的	1
1.2 本業務の構成	1
II 章 漂着ごみ回収データの取りまとめ及びモニタリング・回収等に関する文献・事例の収集・整理の実施結果	3
1. 漂着ごみ回収データの取りまとめ結果	3
1.1 目的	3
1.2 調査・分析方法	3
1.3 調査・分析結果	7
2. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化	49
III 章 漂着ごみ組成調査データの取りまとめ及び特定の地域における海洋への流出実態把握の推定及び特定の地域における海洋への流出実態把握の推計等の実施結果	51
1. 漂着ごみ組成調査データの取りまとめ結果	51
1.1 目的	51
1.2 取りまとめの方法	51
1.3 取りまとめの結果	51
2. 特定の地域における海洋への流出実態把握の推計等の実施	103
2.1 目的	103
2.2 推計の実施	103
2.3 瀬戸内海へのマクロプラスチックごみ流入量削減対策の効果検証の検討	110
2.4 環境省既存業務における海底ごみ調査の選別および推計への適用可能性評価	111
2.5 瀬戸内海への流入実態把握の推計精度向上に関する有識者ヒアリング	116
2.6 今後の課題	116
IV 章 リモートセンシング技術等を活用した海洋ごみモニタリング手法に関する国際ガイドライン初版の改訂等並びに実証試験の実施結果	118
1. 国際ガイドライン案の作成等の結果	118
1.1 目的	118
1.2 作成等の方法	118
1.3 作成等の結果	119
1.4 今後の課題	119
2. 実証試験の結果	120
2.1 目的	120
2.2 実施方法	120
2.3 実施結果	127
V 章 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合準備のためのワーキンググループの開催結果	132
1. 準備ワーキンググループ及び委員	132
2. 準備ワーキンググループの開催日程及び検討内容	132

3. 第6回準備ワーキンググループの議事次第	133
4. 第7回準備ワーキンググループの議事次第	134
VI 章 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合の開催結果	136
1. 国際専門家会合及び委員	136
2. 国際専門家会合の開催日程及び検討内容	137
3. 第5回国際専門家会合の議事次第	137
4. 第6回国際専門家会合の議事次第	139
VII 章 海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会の開催結果	141
1. 検討会及び検討員	141
2. 検討会の開催日程及び検討内容	141
3. 第1回検討会の議事次第	142
4. 第2回検討会の議事次第	143
VIII 章 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果	144
1. 目的	144
2. 調査方法	144
3. 調査結果	154
IX 章 地方公共団体等における漂着ごみ組成調査の研修の実施結果	155
1. 研修概要	155
1.1 目的	155
1.2 実施方法	155
1.3 実施結果	155
2. 調査ガイドライン及び Q&A 集の改訂	157
3. 今後の課題	158

はじめに

我が国では、平成 21 年 7 月 15 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されてきた。また、平成 28 年 5 月の G7 富山環境大臣会合コミュニケにおいて、今後、海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画実施のための優先的施策の一つとして、海洋ごみのモニタリング手法の国内外における標準化及び調和に向けた取組が挙げられた。さらに、海洋プラスチックごみについてさらなる対策の強化を求める国際的な議論が高まっていることを受け、令和 4 年 2 月から 3 月にかけて開催された国連環境総会（UNEA5.2）において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する議論が行われ、法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）の設置を定めた決議が採択され、本決議は我が国から提出していた決議案が大きく反映されている。さらに令和 5 年 5 月に広島サミットにおいて 2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットする等、これまで本分野における議論をリードしてきた我が国に対し科学的知見の整備や効果的な発生抑制対策の事例提供等が一層求められている。我が国では平成 22 年度より漂着ごみ調査を、平成 26 年度より沿岸域及び沖合域の漂流マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみ調査を継続しており、海洋ごみ調査に関する十分な知見を有している。

そこで、本業務では、都道府県による漂着ごみ回収データ・組成調査データの取りまとめ等の実施、海岸漂着物処理推進法施行状況調査による海洋ごみの実態把握と効率的な回収に関する総合的な検討、及び同実態把握に関するリモートセンシング技術等の活用に関する国際的なモニタリングガイドライン案の改訂、そのための国際専門家会合の開催等を行った。

業務の実施に当たっては、学識経験者からなる「海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会」「リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合準備ワーキンググループ」「リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合」を設置し、様々な議題に関してご指導、ご助言をいただいた。本業務に多大なご協力をいただいた、委員各位、海岸管理者、関係行政機関、事業者、民間団体及び地域住民の方々に、深く感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月
日本エヌ・ユー・エス株式会社

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作成しています。

I章 業務概要

1. 業務の概要

1.1 業務の目的

我が国では、平成 21 年 7 月 15 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されてきた。また、平成 28 年 5 月の G7 富山環境大臣会合コミュニケにおいて、今後、海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画実施のための優先的施策の一つとして、海洋みのモニタリング手法の国内外における標準化及び調和に向けた取組が挙げられた。さらに、海洋プラスチックごみについてさらなる対策の強化を求める国際的な議論が高まっていることを受け、令和 4 年 2 月から 3 月にかけて開催された国連環境総会（UNEA5.2）において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する議論が行われ、法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）の設置を定めた決議が採択された。本決議は我が国から提出していた決議案が大きく反映され、これまで本分野における議論をリードしてきた我が国に対し科学的知見の整備や効果的な発生抑制対策の事例提供等が一層求められている。我が国では平成 22 年度より漂着ごみ調査を、平成 26 年度より沿岸域及び沖合域の漂流マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみ調査を継続しており、海洋ごみ調査に関する十分な知見を有している。

そこで、本業務では、都道府県による漂着ごみ回収データ・組成調査データの取りまとめ等の実施、海岸漂着物処理推進法施行状況調査による海洋ごみの実態把握と効率的な回収に関する総合的な検討、及び同実態把握に関する IT 技術等の活用に関する国際的なモニタリングガイドライン案の作成、そのための国際専門家会合の開催等を行った。

1.2 本業務の構成

本業務の構成は、以下のとおりである。

I 章 業務概要

II 章 漂着ごみ回収データの取りまとめの実施結果

1. 漂着ごみ回収データの取りまとめ結果
2. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

III 章 漂着ごみ組成調査データの取りまとめ及び特定の地域における海洋への流出実態把握の推及び特定の地域における海洋への流出実態把握の推計等の実施結果

1. 漂着ごみ組成調査データの取りまとめ結果
2. 特定の地域における海洋への流出実態把握の推及び特定の地域における海洋への流出実態把握の推計等の結果

IV 章 リモートセンシング技術等を活用した海洋ごみモニタリング手法に関する国際ガイドライン案の作成並びに実証試験の実施結果

1. 国際ガイドライン案の作成の結果
2. 実証試験の結果

V 章 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合準備ワーキンググループの開催結果

VI 章 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合の開催結果

- VII章 海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会の開催結果
- VIII章 海岸漂着物処理推進法施行状況調査の実施結果
- IX章 地方公共団体等における漂着ごみ組成調査の研修の実施結果

II章 漂着ごみ回収データの取りまとめ及びモニタリング・回収等に関する文献・事例の収集・整理の実施結果

1. 漂着ごみ回収データの取りまとめ結果

1.1 目的

我が国における海岸漂着物等の発生の実態には、未解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施するためには、まず、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、漂着ごみ等の回収実態等を把握することを目的として、全国で行われている漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみの回収実態を調査するとともに、発生抑制対策の実態を調査する。また、各都道府県の海岸漂着物回収実態をランキング形式で整理し、回収に対する努力量として評価することで、回収事業に関するモチベーションの向上を図るとともに、全国の回収処理事業の効果的・効率的な実施の推進に寄与することを目的とする。

1.2 調査・分析方法

1.2.1 都道府県等から収集した事業実績

回収実態の把握については、国、自治体による回収状況等と、民間団体による回収状況等に区分して調査を実施した。本調査における区分ごとの調査対象データを表Ⅱ－１に表Ⅱ－１まとめた。

海岸漂着物等地域対策推進事業による回収状況等では、漂着ごみの回収量（重量・容量）、都道府県及び市町村での清掃活動（回収量）、漂流・海底の堆積物の回収重量、発生抑制対策費について集計した。

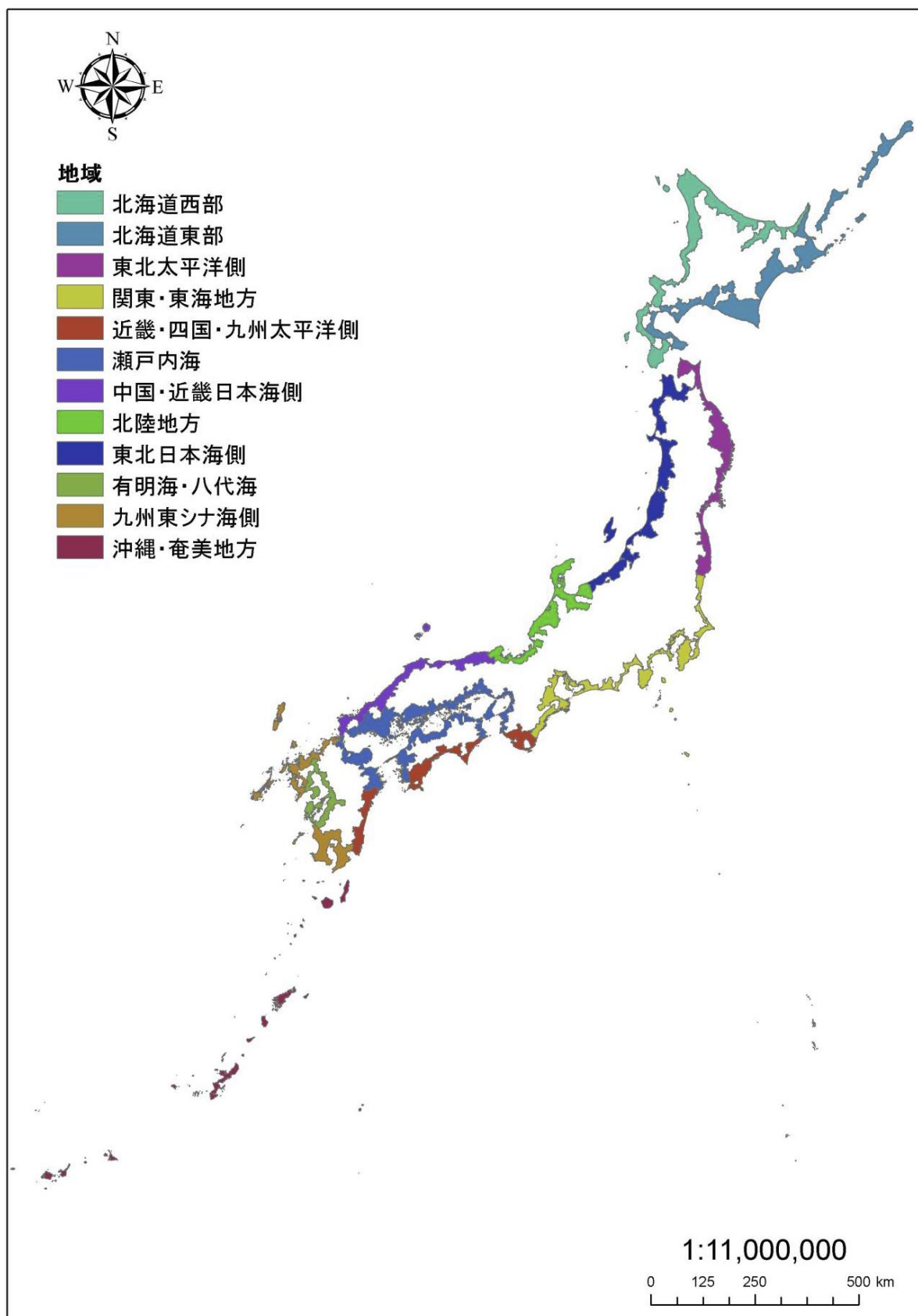
調査方法は、環境省が都道府県から収集した事業実績（回収処理に係る契約単位ごと又は個別の海岸・海域毎の詳細なデータ）を基に、原則として都道府県ごと、一部は12地域（図Ⅱ－１）ごとに集計した。

なお、海岸漂着物等地域対策推進事業のデータの回収量は、重量と容積で報告されているが、重量または容積の一方だけで報告されているデータに対しては、これまでの検討会で定めた値を用いて重量と容積間の換算を行って集計した。重量と容積の換算値は、平成24年度事業より決定した換算値（0.17t/m³）を用いた。なお、調査データには一部欠落等が含まれる。

また、令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから合計値には含めないが、参考として掲載している。

表Ⅱ－１ 区分ごとの調査対象データ

調査対象	調査対象データ
海岸漂着物等地域対策推進事業	都道府県へのアンケート調査(令和5年度事業実績)
(一社) JEAN	国際海岸クリーンアップの実績調査
(公財) 環日本海環境協力センター(NPEC)	海辺の漂着物調査による回収処理実績報告書



図Ⅱ-1 12地域の区分

1.2.2 回収事業継続性確保のための努力量評価

「回収事業継続性の確保」の観点から、都道府県人口あたりの参加人数や清掃距離あたりの回収重量の推移、地域の特徴に着目して各地域の回収にかかる努力量を明らかにすることで回収事業に対するモチベーション維持に資するデータを作成する。

(1) 令和5年度事業実績のマップ化

海岸漂着物の回収状況（回収重量、参加人数、清掃距離）をマップで示すことで地理的な特徴を把握する。使用データは最新年度である令和5年度データとした。回収状況の把握と努力量の評価に使用する指標は以下のとおりである。

- ・回収重量、清掃延べ距離、参加人数
- ・清掃延べ距離あたりの回収重量
- ・参加人数あたりの回収重量
- ・清掃可能な海岸延長あたりの清掃延べ距離
- ・都道府県人口あたりの参加人数
- ・参加人数あたりの無償参加人数の割合
- ・参加人数あたりの有償参加人数の割合

【用語説明】

回収重量（t）	：都道府県、北海道の市町村別の回収重量の合計
清掃延べ距離（km）	：都道府県、北海道の市町村別の清掃延べ距離の合計
参加人数（人）	：参加人数（有償、無償の合計）の都道府県別合計
無償参加人数（人）	：参加人数（住民+NPO法人、民間事業者、地方自治体）のうち、「住民+NPO法人」の参加人数の都道府県別合計
有償参加人数（人）	：参加人数（住民+NPO、民間事業者、地方自治体）のうち、民間事業者の参加人数の都道府県別合計
都道府県人口（人）	：「人口推計」（総務省統計局 HP）（2020年10月1日現在）
清掃可能な海岸延長	：自然海岸、半自然海岸、人口海岸、干潟のうち、海岸崖や垂直護岸など回収に適さないと考えられる海岸を除いた海岸延長（「第5回自然環境保全基礎調査海辺調査総合報告書」（環境庁、平成10年）より作成）。 兵庫県では、震災のため調査を実施できなかったため、清掃可能な海岸延長は設定していない。

(2) 都道府県別データのランキング

努力量の評価においては単年度の結果からは努力の累積量が不明なため、平成25年度からの都道府県別努力量のうち上位10都道府県をランキングで示した。これにより継続的に努力量が投入されている都道府県や努力量の変化（近年の上昇、減少など）を相対的に評価するものとする。

努力量評価で使用した漂着ごみ回収データの項目一覧は表Ⅱ-2のとおりである。

表Ⅱ- 2 使用した漂着ごみ回収データの概要

項 目	内 容
事業概要	事業名、事業主体名、事業主体の区分（都道府県・市町村・一部事務組合・広域連合）
	事業費（国庫補助金）、費用負担（国庫補助・都道府県・市町村）
海岸の状況	清掃地（海岸名称・清掃回数）、回収場所、 清掃した海岸線の長さ
	海岸管理者（都道府県・市町村・その他）
	海岸の種類（崖・磯・サンゴ礁）、基盤（砂（礫）浜・干潟・湿地・マングローブ・人工海岸（垂直護岸・その他））
	出水・洪水等により発生した海岸漂着物等の有無
	地域区分（島嶼・半島振興法対象地域・過疎法対象地域・有明・八代法対策地域・その他）、島嶼名
回収量	回収量（重量・容量）
	回収物の内訳（人工物・自然物・不明の割合（重量・容量））
実施概要	清掃年月日、季節
	事業形態（請負・委託・直轄・物品等提供・負担金・その他）
	清掃目的（景観保全・自然環境保全・漁場環境保全・危険物の除去・その他）
	実際に海岸で清掃した者（民間団体・NPO・住民等・地方自治体）
	清掃に参加した人数（有償・無償）
運搬・処理	回収した海岸漂着物等を運搬した者（民間団体・NPO・住民等・地方自治体）
	回収した海岸漂着物等を処分した施設（民間・地方自治体）
	海岸の清掃履歴（定期的に清掃・不定期・初めて）
	NPO 等民間団体との連携
	リサイクルの実施状況
	処理方法（公共・民間）（焼却・埋立・有効利用・その他）

注 1) **太文字**は努力量評価に用いた項目を示す。

1.3 調査・分析結果

1.3.1 都道府県等から収集した事業実績

(1) 令和5年度の海岸漂着物地域対策推進事業による漂着ごみの回収量等

① 都道府県別回収量

令和5年度海岸漂着物地域対策推進事業による漂着ごみの回収量（都道府県別）を表Ⅱ-3に示す。令和5年度における回収重量の合計は27,553.8t、清掃延べ距離は14,356.9kmであった。平成21年度からの回収重量と清掃延べ距離の一覧を表Ⅱ-4、経年変化を図Ⅱ-2に示した。清掃延べ距離は令和2年に減少したものの、平成26年度から増加傾向にあり、回収重量も令和元年度の27,345tから増加傾向にあったが、いずれも令和5年度では減少し、令和5年度の回収重量は令和4年度の51%程度となった。

表Ⅱ-3 令和5年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	データ数	清掃回数	清掃延べ距離 (km)	回収量		回収物の内訳（重量：t）			回収物の内訳（容量：m ³ ）		
					重量(t)	容量(m ³)	人工物	自然物	不明	人工物	自然物	不明
1	北海道	125	352	349.3	5,048.1	13,357.6	410.2	4,578.4	59.5	2,349.9	10,529.2	478.5
2	青森県	90	449	159.5	765.7	4,170.7	245.9	482.9	37.0	772.5	3,237.9	160.3
3	岩手県	28	87	38.8	220.1	960.8	18.6	201.5	0.0	84.7	876.2	0.0
4	宮城県	19	263	51.0	296.8	1,052.5	184.2	86.8	25.8	503.1	496.3	53.2
5	秋田県	25	125	89.2	618.2	2,761.4	127.6	490.2	0.4	638.6	2,121.1	1.6
6	山形県	77	211	61.8	1,015.8	1,953.1	515.0	500.8	0.0	1,069.7	880.1	3.3
7	福島県	9	25	2.3	68.1	426.8	9.1	58.8	0.3	57.8	367.8	1.2
8	茨城県	6	108	257.7	31.0	273.0	14.1	16.1	0.8	170.4	99.0	3.6
12	千葉県	23	482	752.6	384.5	2,800.5	47.0	277.0	60.5	334.0	2,110.7	355.9
13	東京都	60	104	63.5	90.3	649.2	36.2	54.2	0.0	321.4	327.8	0.1
14	神奈川県	35	3,771	5,758.6	1,671.7	10,782.8	1,012.0	362.8	296.9	6,527.6	2,340.2	1,915.0
15	新潟県	248	501	408.3	1,167.7	7,866.9	352.4	754.5	60.8	2,390.2	4,597.2	879.5
16	富山県	36	316	166.2	543.1	2,430.3	82.6	395.3	65.2	600.9	1,439.8	389.6
17	石川県	64	145	103.6	819.4	4,138.8	317.0	348.4	154.1	1,814.3	1,404.6	920.0
18	福井県	75	338	286.5	757.9	3,730.3	510.3	229.5	18.2	2,560.0	1,075.4	94.9
22	静岡県	70	853	133.0	1,214.3	5,441.6	153.7	997.5	63.0	924.4	4,286.8	230.4
23	愛知県	21	667	267.4	413.3	1,653.5	94.3	316.5	2.4	368.3	1,267.4	17.7
24	三重県	46	94	33.5	596.3	2,142.7	43.3	515.9	37.1	374.3	1,593.6	174.9
26	京都府	47	261	285.9	266.9	1,606.0	43.0	216.3	7.7	261.3	1,301.1	43.6
27	大阪府	1	44	8.5	12.8	36.5	10.2	1.3	1.3	29.2	3.7	3.7
28	兵庫県	77	389	451.0	962.5	5,953.8	146.8	799.8	15.9	942.8	4,886.0	125.0
30	和歌山県	26	28	19.4	159.3	1,484.3	30.5	128.1	0.7	213.7	1,265.2	5.4
31	鳥取県	49	445	222.8	847.5	1,406.0	525.5	197.8	124.1	282.9	226.2	896.9
32	島根県	122	473	207.6	1,898.8	11,205.6	347.7	341.4	1,209.7	2,962.8	1,110.2	7,132.6
33	岡山県	29	72	70.9	48.8	364.1	27.9	19.6	1.3	210.2	144.8	9.1
34	広島県	33	283	38.2	241.8	1,737.8	133.1	48.2	60.5	989.1	316.7	432.0
35	山口県	84	430	239.6	360.4	2,437.9	206.4	152.9	1.2	1,269.5	1,156.8	11.6
36	徳島県	16	21	6.7	61.8	544.9	22.8	26.6	12.4	186.7	223.3	134.9
37	香川県	27	161	75.3	62.7	470.6	35.7	25.4	1.7	270.8	187.9	11.9
38	愛媛県	42	90	88.0	111.1	801.2	52.4	58.7	0.0	539.2	261.9	0.0
39	高知県	27	57	16.7	444.6	1,673.9	79.1	365.3	0.2	276.8	1,395.7	1.4
40	福岡県	55	306	103.3	336.9	2,325.1	128.1	199.4	9.4	768.8	1,486.9	69.4
41	佐賀県	34	295	712.8	282.3	1,684.9	10.4	245.6	26.3	111.6	1,370.6	202.8
42	長崎県	290	553	446.6	2,333.3	15,821.1	1,574.4	667.9	91.0	11,990.9	3,113.6	716.6
43	熊本県	47	274	63.0	338.8	1,422.9	50.4	286.0	2.4	320.8	1,100.3	1.7
44	大分県	29	308	118.8	730.6	5,447.8	79.1	651.2	0.4	633.1	4,811.9	2.9
45	宮崎県	17	248	1,090.9	193.1	1,094.9	35.8	156.2	1.1	118.6	967.4	8.9
46	鹿児島県	341	4,086	812.9	1,679.5	11,053.5	631.7	1,014.5	33.3	4,306.5	6,566.0	181.0
47	沖縄県	61	1,241	295.4	457.4	4,989.6	383.5	72.6	1.3	4,734.0	247.4	8.2
合計		2,511	18,956	14,356.9	27,553.8	140,155.0	8,727.8 31.7%	16,341.9 59.3%	2,484.0 9.0%	53,281.1 38.0%	71,194.4 50.8%	15,679.5 11.2%

注) 1. データが一部欠落しているため、内訳から算出した合計値と回収量の合計は一致しない場合がある。

表Ⅱ- 4 (1) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による
漂着ごみの回収量等の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2009年度(平成21年度)			2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)		
		清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)
1	北海道	—	—	—	31	4,033	56	61	11,951	333
2	青森県	34	90	67	35	938	156	65	600	214
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	1	211	4
5	秋田県	22	364	66	18	333	95	18	1,083	76
6	山形県	17	777	28	22	559	39	37	3,185	72
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	—	—	—	—	—	—	3	33	2
12	千葉県	—	—	—	—	—	—	7	250	6
13	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	神奈川県	—	—	—	117	131	45	124	100	54
15	新潟県	31	970	71	63	1,130	82	159	1,767	190
16	富山県	7	203	42	47	215	97	91	1,894	138
17	石川県	1	2	3	14	474	36	29	1,319	103
18	福井県	3	1,621	1	6	39	9	35	2,270	33
22	静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	愛知県	—	—	—	4	66	3	7	178	11
24	三重県	14	24	15	56	32	61	22	680	13
26	京都府	16	424	9	32	135	27	27	253	16
27	大阪府	2	1	4	1	1	5	1	1	1
28	兵庫県	63	422	71	334	637	744	352	3,940	462
30	和歌山県	5	145	1	7	171	2	22	751	7
31	鳥取県	—	—	—	120	221	305	0	0	0
32	島根県	1	1	4	3	167	1	62	1,743	29
33	岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口県	24	127	15	48	249	60	121	275	166
36	徳島県	5	29	8	8	58	13	4	50	3
37	香川県	13	74	9	42	53	27	101	1,715	87
38	愛媛県	—	—	—	—	—	—	9	238	19
39	高知県	14	1,972	30	19	2,037	31	33	240	40
40	福岡県	6	46	4	10	66	176	15	424	64
41	佐賀県	2	0	4	11	558	47	4	357	30
42	長崎県	22	108	65	81	512	215	109	4,561	188
43	熊本県	11	49	16	30	138	20	40	210	50
44	大分県	—	—	—	1	13	1	7	65	14
45	宮崎県	2	371	13	2	51	0	9	788	24
46	鹿児島県	20	851	108	58	1,077	346	94	1,021	339
47	沖縄県	—	—	—	4	143	15	274	801	178
合計		335	8,671	655	1,224	14,238	2,714	1,943	42,956	2,964

注) — : 回収実績なしを示す。

表Ⅱ-4（２） 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による
漂着ごみの回収量等の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)		
		清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)
1	北海道	29	7,552	98	477	11,503	337	367	11,259	525
2	青森県	—	—	—	196	567	96	378	1,041	169
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	秋田県	—	—	—	310	1,127	198	43	378	38
6	山形県	29	941	54	94	1,292	32	189	2,092	31
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	—	—	—	58	194	13	—	—	—
12	千葉県	—	—	—	12	1,074	7	8	1,111	7
13	東京都	—	—	—	243	231	111	62	142	15
14	神奈川県	—	—	—	715	2,538	256	3,022	4,315	248
15	新潟県	44	223	72	143	2,112	234	234	1,819	428
16	富山県	—	—	—	217	1,453	65	186	810	86
17	石川県	—	—	—	142	1,559	179	79	1,271	86
18	福井県	—	—	—	63	1,727	72	34	703	29
22	静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	愛知県	—	—	—	565	757	46	508	481	56
24	三重県	—	—	—	97	1,631	101	90	2,075	215
26	京都府	—	—	—	40	222	19	44	351	20
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	兵庫県	—	—	—	186	571	150	234	1,062	147
30	和歌山県	—	—	—	19	513	10	19	644	15
31	鳥取県	—	—	—	273	976	58	478	487	59
32	島根県	11	234	2	282	19,666	273	368	2,276	102
33	岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口県	72	102	120	361	356	230	331	328	147
36	徳島県	—	—	—	2	13	0	61	1,543	27
37	香川県	—	—	—	122	263	21	271	411	34
38	愛媛県	—	—	—	13	45	7	15	56	3
39	高知県	—	—	—	20	527	14	7	98	7
40	福岡県	—	—	—	252	258	31	337	747	74
41	佐賀県	—	—	—	31	264	14	19	156	24
42	長崎県	26	235	26	1,064	5,768	509	553	3,014	336
43	熊本県	—	—	—	540	209	36	—	—	—
44	大分県	—	—	—	57	382	55	111	1,074	88
45	宮崎県	—	—	—	33	241	35	149	1,190	18
46	鹿児島県	—	—	—	4,337	1,930	16,179	—	—	—
47	沖縄県	48	567	156	251	1,155	156	415	743	191
合計		259	9,854	528	11,215	61,123	30,339	8,612	41,676	3,225

注）－：回収実績なしを示す。

表Ⅱ-4 (3) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による
漂着ごみの回収量等の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
		清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)
1	北海道	234	4,897	390	281	6,774	315	57	17,923	125
2	青森県	331	939	178	376	1,418	176	304	1,103	182
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	234	382	27	151	576	354	98	285	12
5	秋田県	32	244	29	255	599	129	154	518	108
6	山形県	177	1,315	42	172	1,413	39	199	1,247	38
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	14	33	9	49	82	30	107	91	64
12	千葉県	6	355	11	11	563	27	84	778	11
13	東京都	202	138	25	236	163	25	201	139	16
14	神奈川県	3,116	4,714	205	3,205	2,565	132	3,217	2,403	5,177
15	新潟県	291	1,581	422	365	1,469	477	346	2,008	496
16	富山県	191	578	86	116	396	145	204	971	216
17	石川県	54	712	81	46	595	68	51	637	67
18	福井県	120	500	36	67	432	33	30	610	46
22	静岡県	922	1,887	108	921	1,645	1,556	808	1,590	1,849
23	愛知県	661	302	47	594	337	49	479	309	49
24	三重県	125	511	35	79	469	35	90	982	31
26	京都府	77	169	33	149	190	89	146	296	94
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	兵庫県	227	704	135	364	395	130	183	1,229	129
30	和歌山県	14	323	14	11	129	4	24	184	10
31	鳥取県	380	396	86	441	384	81	479	410	76
32	島根県	268	1,105	156	390	635	191	331	940	250
33	岡山県	19	26	11	20	18	17	21	17	18
34	広島県	—	—	—	159	117	20	226	190	27
35	山口県	250	622	224	429	348	132	459	323	215
36	徳島県	20	1,093	13	73	101	6	19	356	4
37	香川県	92	32	8	43	32	8	5	8	3
38	愛媛県	7	2	1	11	4	2	50	73	7
39	高知県	15	393	11	17	223	16	25	880	26
40	福岡県	320	91	58	384	179	70	209	316	148
41	佐賀県	35	140	18	35	633	338	100	1,256	149
42	長崎県	443	2,092	480	663	1,997	340	418	1,841	309
43	熊本県	411	360	46	410	239	68	494	182	62
44	大分県	414	500	38	364	1,605	405	323	1,568	446
45	宮崎県	6	100	4	83	922	37	79	345	4
46	鹿児島県	4,839	1,778	505	4,446	2,155	473	2,790	2,427	535
47	沖縄県	162	190	64	369	129	330	391	520	108
合計		14,709	29,203	3,633	15,785	29,933	6,347	13,378	44,952	11,102

注) — : 回収実績なしを示す。

表Ⅱ-4 (4) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による
漂着ごみの回収量等の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2018年度(平成30年度)			2019年度(令和元年)			2020年度(令和2年)		
		清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)
1	北海道	231	4,411	449	207	2,241	434	219	2,033	242
2	青森県	443	561	157	269	701	203	430	525	168
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	5	24	0
4	宮城県	72	403	22	117	788	24	135	497	29
5	秋田県	149	588	88	167	465	98	131	463	70
6	山形県	283	1,905	49	247	1,362	33	167	1,693	26
7	福島県	—	—	—	7	90	7	18	126	12
8	茨城県	104	41	62	116	28	62	116	44	62
12	千葉県	10	511	9	7	869	6	7	156	10
13	東京都	169	134	17	140	89	20	89	82	22
14	神奈川県	3,228	2,432	5,006	3,205	2,301	4,874	3,136	1,547	5,126
15	新潟県	222	1,900	389	305	2,386	447	318	2,220	422
16	富山県	273	1,812	305	307	967	292	231	343	297
17	石川県	71	662	65	62	777	62	57	761	60
18	福井県	229	501	50	217	486	47	217	715	82
22	静岡県	974	1,592	1,904	1,105	1,968	1,894	932	1,528	97
23	愛知県	525	568	300	541	434	308	637	401	302
24	三重県	56	1,199	24	68	484	42	132	848	26
26	京都府	384	333	90	237	278	208	251	289	245
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	43	13	8
28	兵庫県	319	1,013	125	350	521	126	466	686	288
30	和歌山県	27	240	10	20	427	12	10	133	8
31	鳥取県	399	294	172	544	353	216	425	283	169
32	島根県	276	716	174	376	566	211	227	735	151
33	岡山県	58	19	18	67	21	48	60	24	45
34	広島県	323	327	27	161	145	23	235	314	21
35	山口県	200	308	213	436	257	202	435	265	109
36	徳島県	43	797	18	22	449	4	7	27	2
37	香川県	80	16	31	76	5	28	42	3	16
38	愛媛県	149	281	36	160	243	41	95	227	32
39	高知県	53	898	25	38	917	38	15	489	15
40	福岡県	410	352	115	539	630	225	590	928	73
41	佐賀県	71	365	41	85	191	383	115	657	151
42	長崎県	496	1,711	387	544	2,098	388	598	2,300	463
43	熊本県	308	310	77	360	213	73	335	451	73
44	大分県	257	1,396	92	290	1,456	34	310	1,832	63
45	宮崎県	63	938	6	61	158	3	9	254	0
46	鹿児島県	2,011	2,360	430	4,451	1,701	846	3,936	3,302	923
47	沖縄県	490	592	786	535	283	123	902	521	185
合計		13,456	32,486	11,766	16,439	27,348	12,083	16,083	27,740	10,094

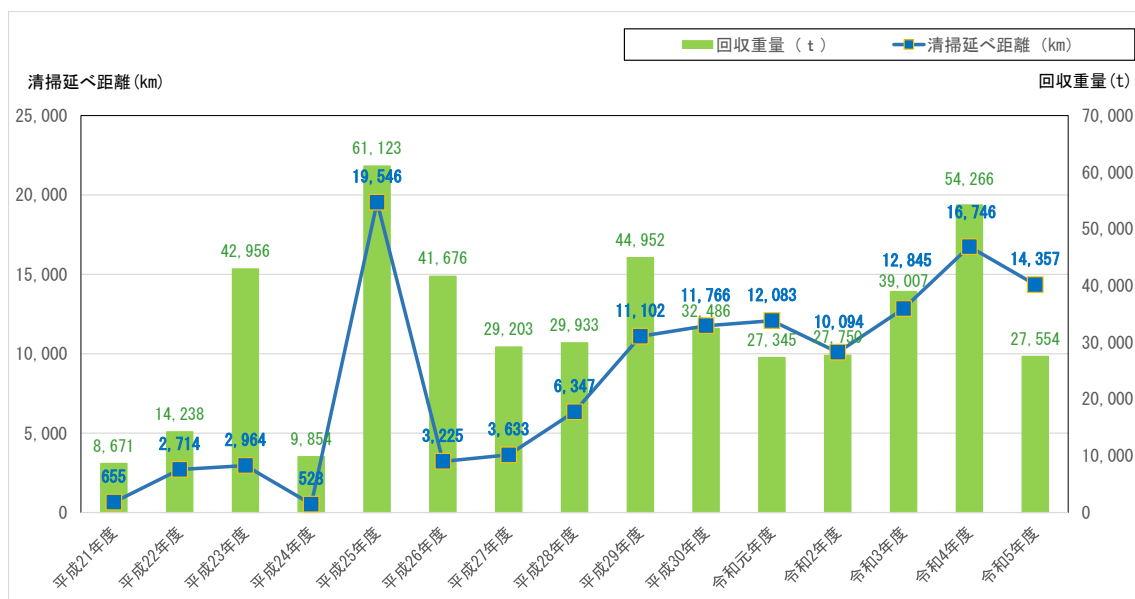
注) — : 回収実績なしを示す。

表Ⅱ-4 (5) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による
漂着ごみの回収量等の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2021年度(令和3年)			2022年度(令和4年)			2023年度(令和5年)		
		清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	清掃 回数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)
1	北海道	234	8,719	969	367	13,116	325	352	5,048	349
2	青森県	403	623	147	482	946	195	449	766	159
3	岩手県	42	129	11	88	174	2	87	220	39
4	宮城県	154	748	43	245	752	46	263	297	51
5	秋田県	105	407	91	129	539	83	125	618	89
6	山形県	180	1,671	77	212	1,294	63	211	1,016	62
7	福島県	33	55	3	18	60	15	25	68	2
8	茨城県	114	35	77	118	40	65	108	31	258
12	千葉県	516	247	1,386	885	387	1,646	482	385	753
13	東京都	85	91	21	105	124	22	104	90	63
14	神奈川県	3,118	1,895	4,808	3,502	1,568	5,551	3,771	1,672	5,759
15	新潟県	573	1,748	464	513	1,802	467	501	1,168	408
16	富山県	252	245	172	266	514	176	316	543	166
17	石川県	75	821	137	151	838	750	145	819	104
18	福井県	161	536	90	459	838	622	338	758	287
22	静岡県	811	1,203	132	874	1,096	144	853	1,214	133
23	愛知県	657	442	300	605	320	230	667	413	267
24	三重県	118	759	31	79	351	25	94	596	33
26	京都府	285	291	252	515	230	351	261	267	286
27	大阪府	56	17	9	54	18	9	44	13	9
28	兵庫県	425	436	446	431	483	174	389	962	451
30	和歌山県	21	100	10	14	71	9	28	159	19
31	鳥取県	447	281	175	387	254	116	445	847	223
32	島根県	388	950	158	525	1,455	201	473	1,899	208
33	岡山県	34	65	51	40	21	54	72	49	71
34	広島県 ^{注2)}	(174)	(110)	(11)	315	215	38	283	242	38
35	山口県	446	284	219	474	269	242	430	360	240
36	徳島県	18	43	4	31	61	8	21	62	7
37	香川県	77	18	28	264	27	10	161	63	75
38	愛媛県	105	124	84	262	284	105	90	111	88
39	高知県	7	120	5	41	686	20	57	445	17
40	福岡県	479	594	102	457	464	149	306	337	103
41	佐賀県	108	743	139	102	356	152	295	282	713
42	長崎県	552	2,199	538	563	2,436	507	553	2,333	447
43	熊本県	365	259	58	378	276	66	274	339	63
44	大分県	261	1,324	25	345	1,233	34	308	731	119
45	宮崎県	41	303	574	267	1,561	979	248	193	1,091
46	鹿児島県	3,703	8,547	802	5,885	12,176	1,034	4,086	1,680	813
47	沖縄県	652	1,934	207	1,517	6,932	2,061	1,241	457	295
合計		16,101	39,007	12,845	21,965	54,266	16,746	18,956	27,554	14,357

注) 1. - : 調査実績なしを示す。

2. 令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから合計値には含めないが、参考として掲載している。

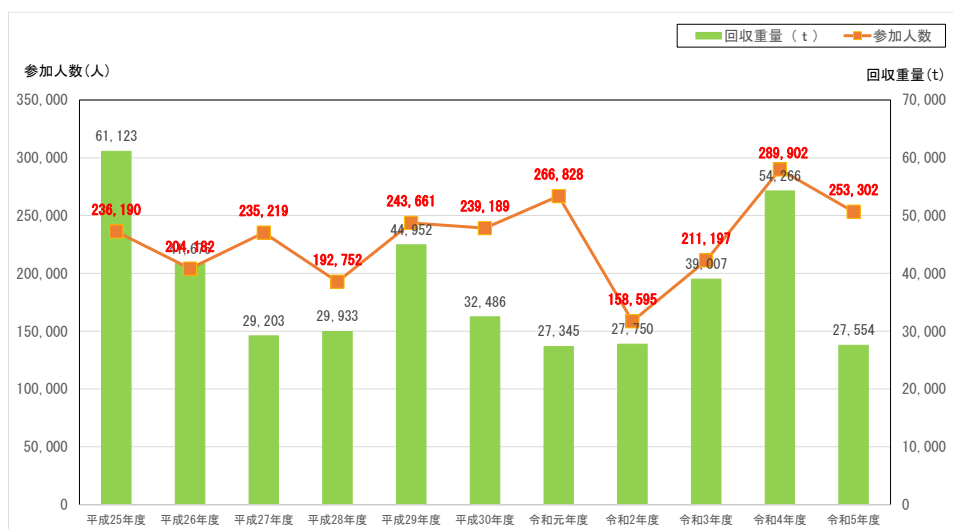


注) 令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから合計値には含めない。

図Ⅱ-2 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収重量と清掃延べ距離の推移

(ア) 参加人数

平成25年度からの参加人数の都道府県別一覧を表Ⅱ-5、回収重量と参加人数の経年変化を図Ⅱ-3に示す。令和5年度の参加人数は、令和4年に比べて減少したものの、令和2年度を除けば平成25年度より継続して20万人近い人数を得ている。都道府県別の参加人数の推移(図Ⅱ-4)をみると、北海道、富山県、三重県において至近年で増加していた。静岡県、山口県、鹿児島県は参加者数の多い県であった。青森県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、長崎県では参加者数が安定して得られており、特に神奈川県と長崎県ではそれぞれ平成26年、平成25年から継続して10,000人以上の参加を得ていた。



注) 令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから合計値には含めない

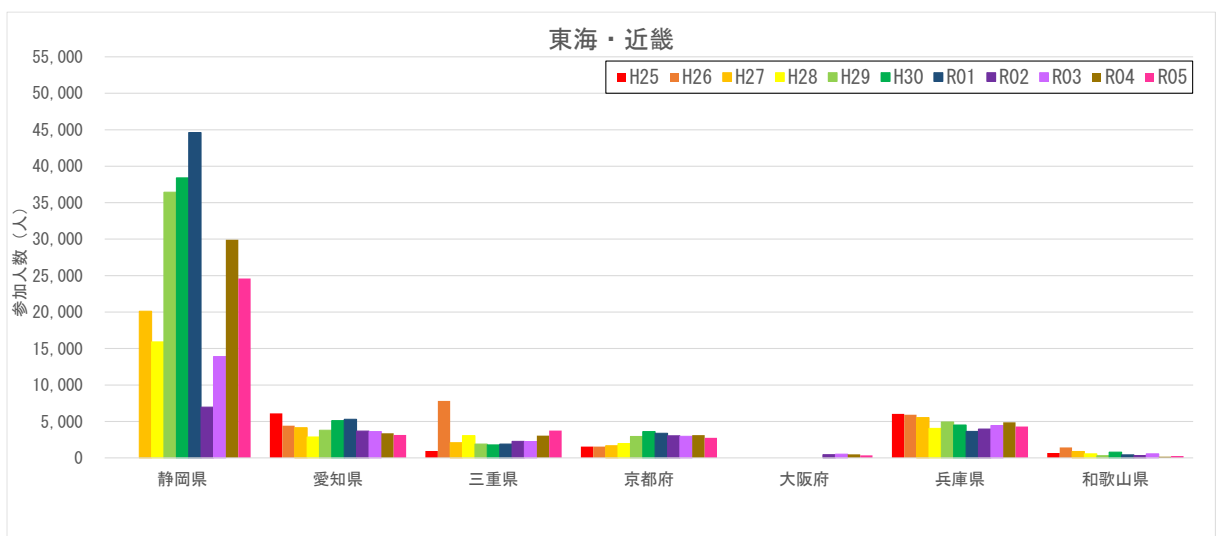
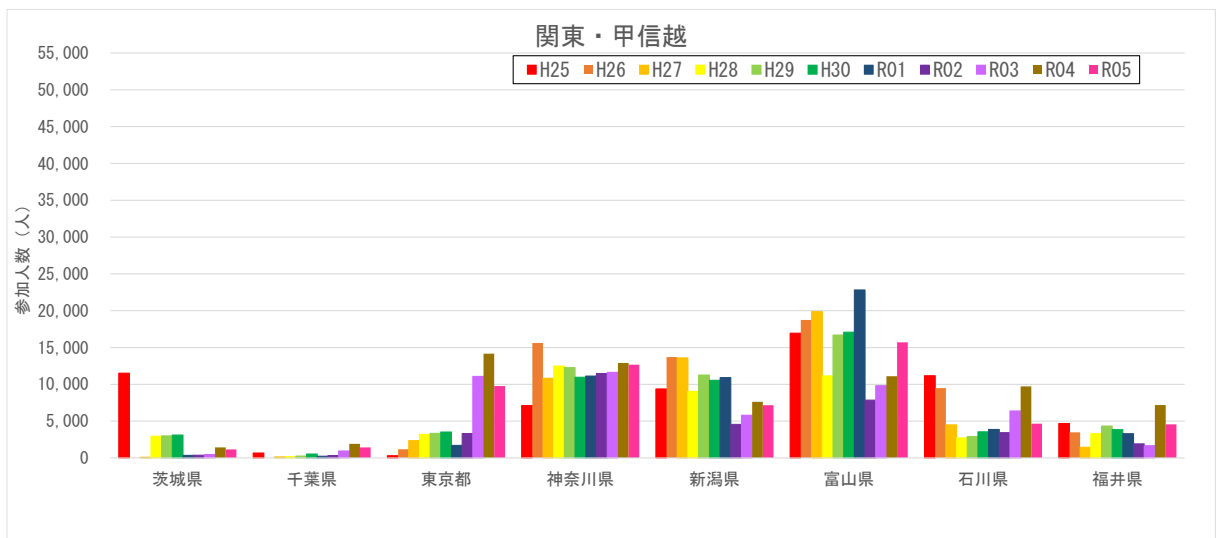
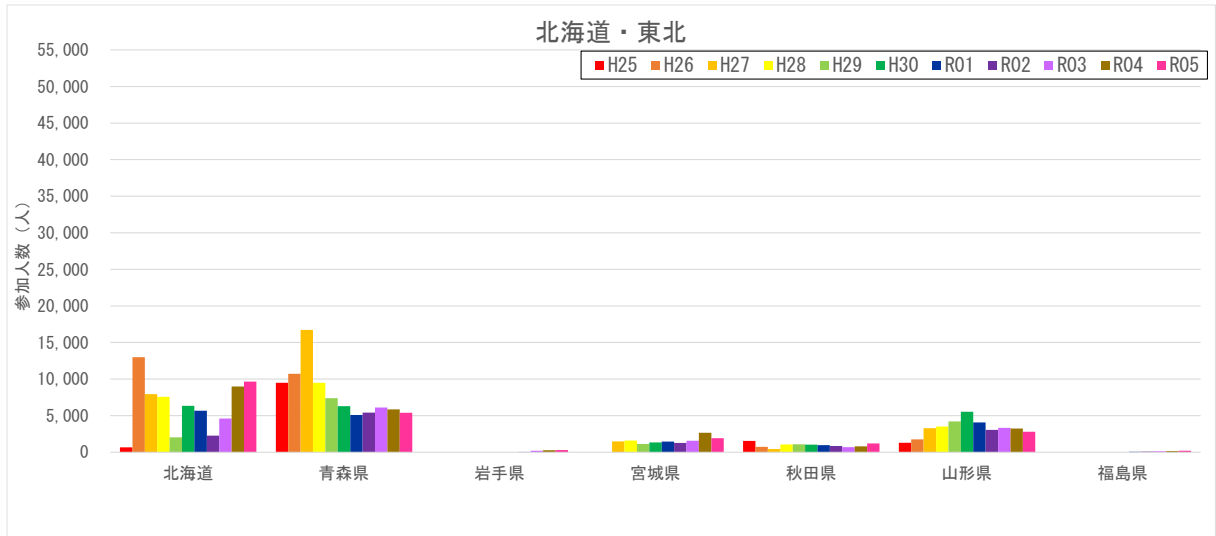
図Ⅱ-3 回収重量と参加人数の推移

表Ⅱ－５ 参加人数（都道府県別）

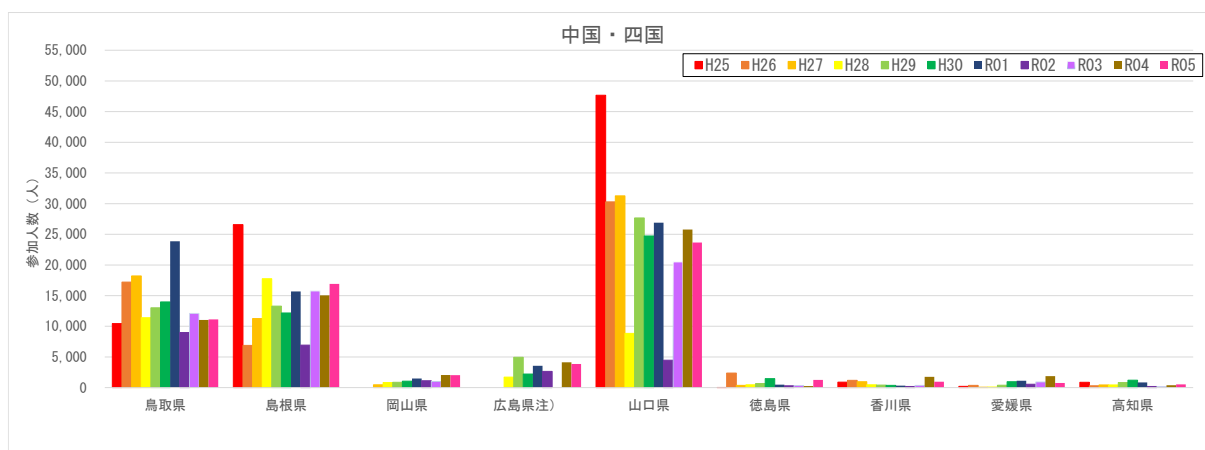
都道府県 コード	都道府県名	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
1	北海道	672	12,988	7,953	7,577	2,026	6,339	5,678	2,271	4,600	8,975	9,647
2	青森県	9,485	10,713	16,735	9,500	7,394	6,309	5,085	5,423	6,114	5,869	5,398
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	35	195	282	296
4	宮城県	—	—	1,478	1,595	1,135	1,339	1,449	1,262	1,578	2,669	1,913
5	秋田県	1,539	738	429	1,057	1,087	1,030	960	844	690	811	1,190
6	山形県	1,294	1,764	3,294	3,511	4,212	5,534	4,085	3,056	3,330	3,242	2,808
7	福島県	—	—	—	—	—	—	66	91	135	169	213
8	茨城県	11,509	—	95	2,942	3,007	3,105	363	370	460	1,435	1,149
12	千葉県	684	0	134	167	255	531	226	333	946	1,917	1,429
13	東京都	300	1,183	2,348	3,216	3,336	3,535	1,700	3,320	11,075	14,156	9,773
14	神奈川県	7,116	15,604	10,825	12,473	12,279	10,968	11,117	11,476	11,623	12,887	12,664
15	新潟県	9,368	13,693	13,588	9,049	11,270	10,542	10,911	4,571	5,798	7,626	7,171
16	富山県	16,945	18,747	19,870	11,156	16,691	17,077	22,818	7,846	9,802	11,091	15,695
17	石川県	11,162	9,486	4,489	2,712	2,915	3,555	3,883	3,429	6,389	9,718	4,661
18	福井県	4,684	3,478	1,459	3,303	4,328	3,854	3,300	1,921	1,653	7,178	4,569
22	静岡県	—	—	20,123	15,911	36,444	38,400	44,617	6,964	13,895	29,916	24,607
23	愛知県	6,101	4,432	4,151	2,867	3,808	5,123	5,307	3,691	3,617	3,389	3,144
24	三重県	955	7,814	2,075	3,054	1,900	1,782	1,900	2,280	2,241	3,052	3,753
26	京都府	1,554	1,546	1,668	1,979	2,943	3,608	3,377	3,042	2,954	3,129	2,747
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	449	523	483	343
28	兵庫県	6,034	5,929	5,531	4,061	4,936	4,520	3,637	3,961	4,453	4,894	4,310
30	和歌山県	672	1,433	889	551	302	787	422	338	569	164	264
31	鳥取県	10,444	17,204	18,203	11,392	13,017	13,985	23,873	8,991	12,104	11,036	11,134
32	島根県	26,568	6,885	11,256	17,756	13,283	12,180	15,679	6,932	15,759	15,038	16,921
33	岡山県	—	—	462	823	883	1,047	1,487	1,120	1,001	2,067	2,036
34	広島県 ^(注)	—	—	—	1,724	4,955	2,219	3,555	2,657	(1379)	4134	3868
35	山口県	47,671	30,285	31,276	8,857	27,658	24,720	26,883	4,475	20,495	25,784	23,664
36	徳島県	40	2,388	370	469	669	1,464	487	310	356	248	1,272
37	香川県	892	1,199	954	458	418	381	316	193	362	1,753	976
38	愛媛県	222	383	70	109	397	961	1,119	558	917	1,887	765
39	高知県	876	302	442	433	819	1,227	857	200	161	394	525
40	福岡県	1,486	1,240	782	2,044	2,932	2,622	3,341	7,761	1,678	6,440	5,975
41	佐賀県	68	176	207	560	1,100	683	4,145	4,557	4,088	991	2,466
42	長崎県	35,341	21,615	16,012	14,366	16,557	14,875	13,913	13,729	13,367	14,606	13,793
43	熊本県	345	—	3,598	4,072	6,345	7,967	6,463	3,833	3,478	4,164	3,251
44	大分県	4,705	3,928	6,833	5,772	6,384	2,824	5,005	3,935	3,302	2,143	3,653
45	宮崎県	337	874	47	1,900	1,727	1,601	1,958	209	479	1,824	2,167
46	鹿児島県	13,445	—	26,065	22,061	22,155	17,295	21,819	19,754	23,973	37,075	25,485
47	沖縄県	3,676	8,155	1,508	3,275	4,094	6,200	5,027	12,408	17,037	27,270	17,609
合計		236,190	204,182	235,219	192,752	243,661	239,189	266,828	158,595	211,197	289,902	253,302

注) 1.－：調査実績なしを示す。

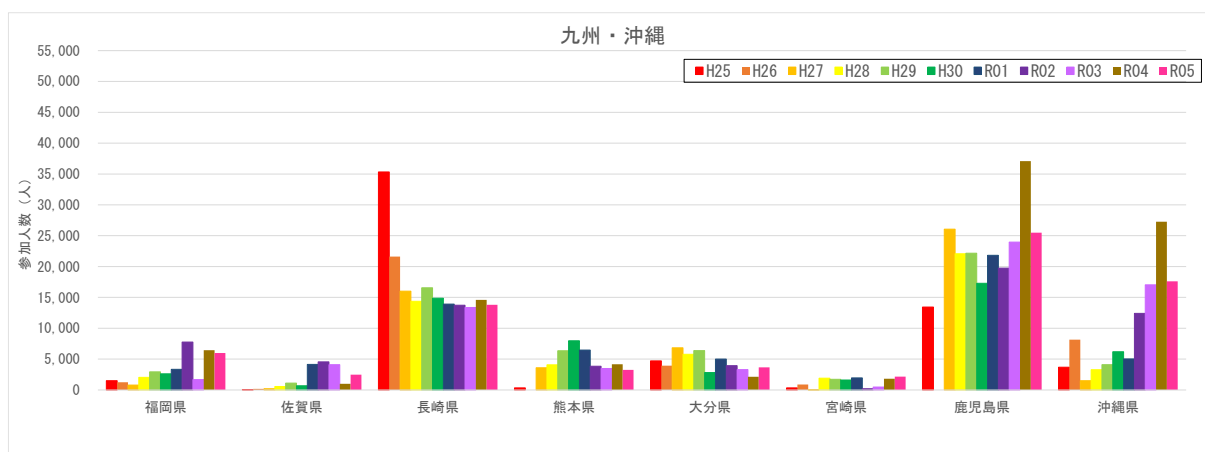
- 令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから合計値には含めないが、参考として掲載している。



図Ⅱ-4(1) 参加人数の推移（都道府県別）



注) 令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから、参考として掲載している。



図Ⅱ-4(2) 参加人数の推移(都道府県別)

(イ) 12 区域別回収量

12 区域別の回収量の一覧を表Ⅱ-6 に示す。

令和 5 年度は、清掃延べ距離（7,266.1km）、回収重量（4,401.5t）ともに関東・東海地方で最多となった。また、最も少ない地域では、清掃延べ距離は北海道東部（90.3km）、回収重量は有明海・八代海（713.8t）であった。

表Ⅱ- 6 令和 5 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量（12 区域別）

12区分 コード	地域区分	データ 数	清掃延べ距離 (km)	回収量		回収物の内訳（重量：t）			回収物の容量（m ³ ）		
				重量 (t)	容量 (m ³)	人工物	自然物	不明	人工物	自然物	不明
1	北海道西部	68	259.0	1,784.4	7,254.3	348.1	1,377.9	58.4	2,043.6	4,732.2	478.5
2	北海道東部	57	90.3	3,263.7	6,103.3	62.1	3,200.5	1.1	306.3	5,797.0	0.0
3	東北太平洋側	91	130.8	875.0	4,662.9	247.2	599.1	28.8	931.0	3,672.5	59.4
4	関東・東海地方	261	7,266.1	4,401.5	23,743.3	1,400.6	2,540.1	460.8	9,020.4	12,025.3	2,697.6
5	近畿・四国・九州太平洋側	62	1,117.4	732.2	3,766.3	135.0	595.2	2.0	536.2	3,214.4	15.7
6	瀬戸内海 ^(注2)	264	990.6	1,792.9	13,326.5	516.9	1,182.3	93.8	4,136.6	8,464.9	724.9
7	中国・近畿日本海側	254	546.5	3,625.2	17,838.0	1,082.7	1,207.8	1,334.6	4,279.8	5,522.5	8,035.7
8	北陸地方	221	768.3	2,387.3	11,905.4	952.7	1,189.5	245.2	5,236.4	5,221.0	1,448.0
9	東北日本海側	405	680.0	3,277.5	14,529.2	1,205.5	1,976.5	95.5	4,585.5	8,904.0	1,039.7
10	有明海・八代海	86	239.7	713.8	3,656.8	100.3	594.6	18.9	702.8	2,829.3	124.7
11	九州東シナ海側	494	1,327.3	3,381.6	23,079.3	1,888.9	1,368.5	124.3	14,102.6	8,036.9	939.8
12	沖縄・奄美地方	247	866.8	1,318.4	10,289.7	787.9	510.0	20.6	7,400.0	2,774.3	115.4
合計		2,510	14,282.9	27,553.6	140,154.9	8,727.7 31.7%	16,341.9 59.3%	2,484.0 9.0%	53,281.0 38.0%	71,194.4 50.8%	15,679.5 11.2%

注）住所不明の調査地点は含めないため、合計値は表Ⅱ-3 等との合計値と一致しない。

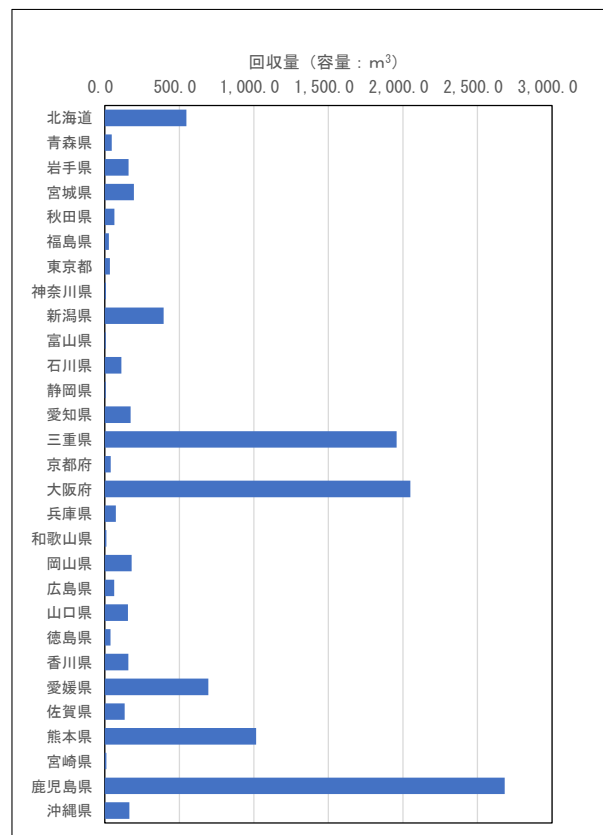
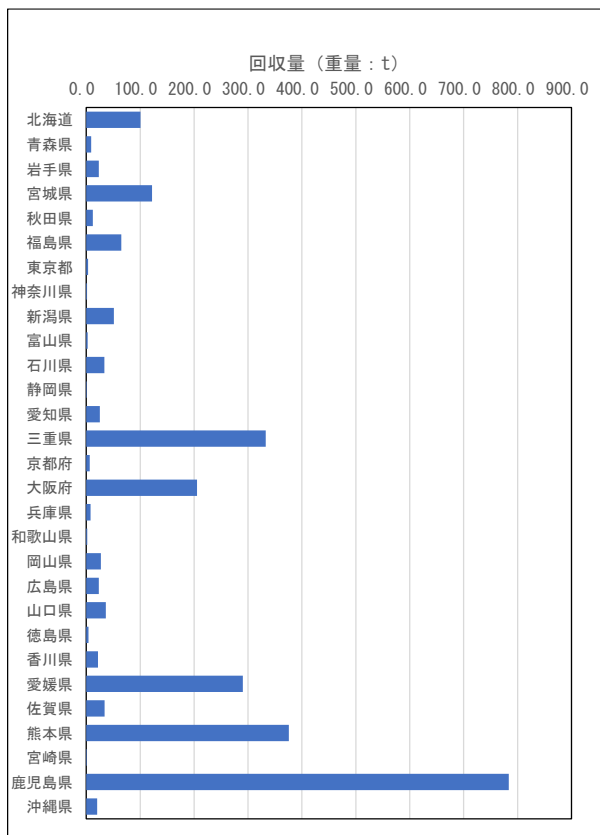
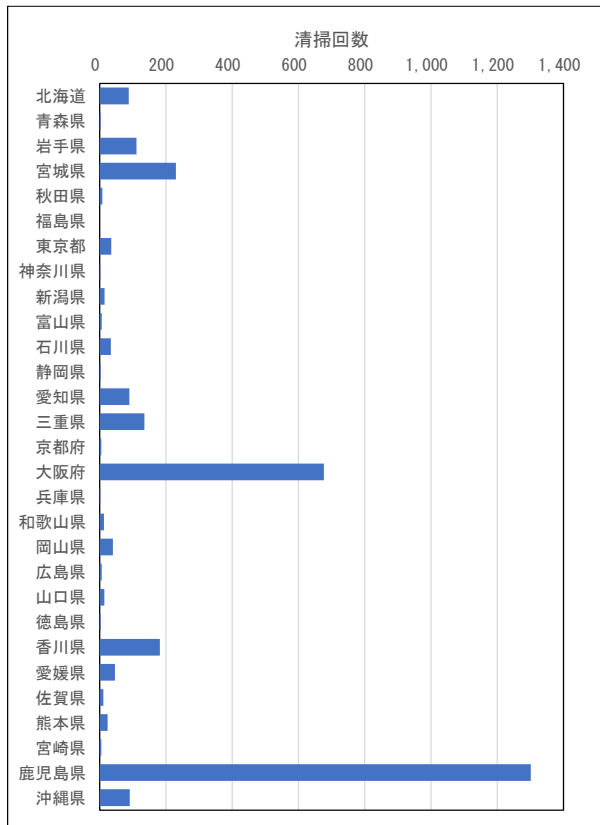
② 令和５年度海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物等の回収量

令和５年度の漂流物・海底の堆積物の回収量（都道府県別）等を表Ⅱ-７、図Ⅱ-５に示す。清掃回数は鹿児島県が最も多く 1,301 回、回収重量では、鹿児島県で最も多く、738.6t であった。回収重量全体の内訳をみると、自然物が 57.7%を占めた。

表Ⅱ-７ 令和５年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の堆積物の回収量等
（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	清掃 回数	回収量		回収物の内訳（重量：t）			回収物の内訳（容量：m ³ ）			人工物比率（％）	
			重量（t）	容量（m ³ ）	人工物	自然物	不明	人工物	自然物	不明	重量	容量
1	北海道	88	100.5	547.3	29.2	37.1	34.2	154.8	191.6	200.9	29.1	28.3
2	青森県	3	9.1	46.3	7.1	2.0	0.0	33.1	13.2	0.0	77.6	71.5
3	岩手県	111	23.3	159.8	10.5	10.7	2.1	71.3	76.0	12.5	45.0	44.6
4	宮城県	230	121.9	195.3	64.9	56.5	0.5	81.0	113.8	0.5	53.3	41.5
5	秋田県	8	12.1	63.7	10.9	1.2	0.0	38.6	25.1	0.0	90.1	60.6
7	福島県		65.0	27.6	65.0	0.0	0.0	2.8	24.9	0.0	100.0	10.0
13	東京都	35	3.5	34.6	3.4	0.0	0.0	23.7	10.9	0.0	99.0	68.6
14	神奈川県	2	1.2	8.0	1.2	0.0	0.0	5.0	3.0	0.0	97.5	61.9
15	新潟県	15	51.2	395.1	5.6	35.9	9.8	44.9	275.4	74.7	10.8	11.4
16	富山県	6	2.6	7.1	0.8	1.8	0.0	2.1	5.0	0.0	31.5	30.0
17	石川県	34	33.5	110.4	25.6	7.8	0.0	76.9	32.2	1.3	76.7	69.7
22	静岡県	3	1.0	6.4	0.5	0.5	0.0	3.2	3.2	0.0	49.9	50.0
23	愛知県	90	25.3	173.4	7.1	18.2	0.0	48.1	125.4	0.0	28.2	27.7
24	三重県	135	332.8	1,957.6	99.8	199.7	33.3	587.3	1,174.6	195.8	30.0	30.0
26	京都府	5	6.3	39.5	6.1	0.1	0.0	38.7	0.7	0.0	98.0	98.1
27	大阪府	677	205.5	2,050.0	35.5	167.8	2.1	247.7	1,796.2	6.1	17.3	12.1
28	兵庫県	2	7.9	73.8	3.7	3.8	0.4	34.8	36.3	2.7	47.2	47.2
30	和歌山県	13	2.0	10.0	0.4	0.0	1.6	2.1	0.0	7.9	21.1	21.1
33	岡山県	40	26.9	179.4	13.6	13.3	0.1	75.0	104.2	0.2	50.4	41.8
34	広島県	6	23.3	62.8	2.5	20.7	0.1	8.1	54.3	0.4	10.8	12.9
35	山口県	14	36.1	155.3	17.2	19.0	0.0	76.2	79.1	0.0	47.5	49.1
36	徳島県	3	3.9	37.8	1.0	2.9	0.0	17.4	20.5	0.0	25.5	45.9
37	香川県	182	21.8	157.5	13.5	7.2	1.1	96.5	53.3	7.7	62.1	61.3
38	愛媛県	46	290.4	694.9	33.9	238.9	17.5	182.1	413.3	99.4	11.7	26.2
41	佐賀県	11	34.1	132.9	0.0	22.0	12.1	0.0	40.0	92.9	0.0	0.0
43	熊本県	24	375.6	1,014.6	45.1	330.5	0.0	148.4	866.2	0.0	12.0	14.6
45	宮崎県	5	1.2	10.1	0.7	0.4	0.0	6.6	3.5	0.0	63.9	65.1
46	鹿児島県	1,301	783.6	2,683.1	479.0	304.6	0.0	826.6	1,856.5	0.0	61.1	30.8
47	沖縄県	91	20.2	164.7	8.3	9.9	2.0	67.6	80.9	16.2	41.0	41.1
合計		3,180	2,621.5	11,199.0	992.2	1,512.6	116.7	3,000.7	7,479.3	719.0	-	-
					37.8%	57.7%	4.5%	26.8%	66.8%	6.4%		

注）回収量は海上漂流物と海底の堆積物の合計値。



図Ⅱ－５ 令和５年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物等の回収量等
（都道府県別）

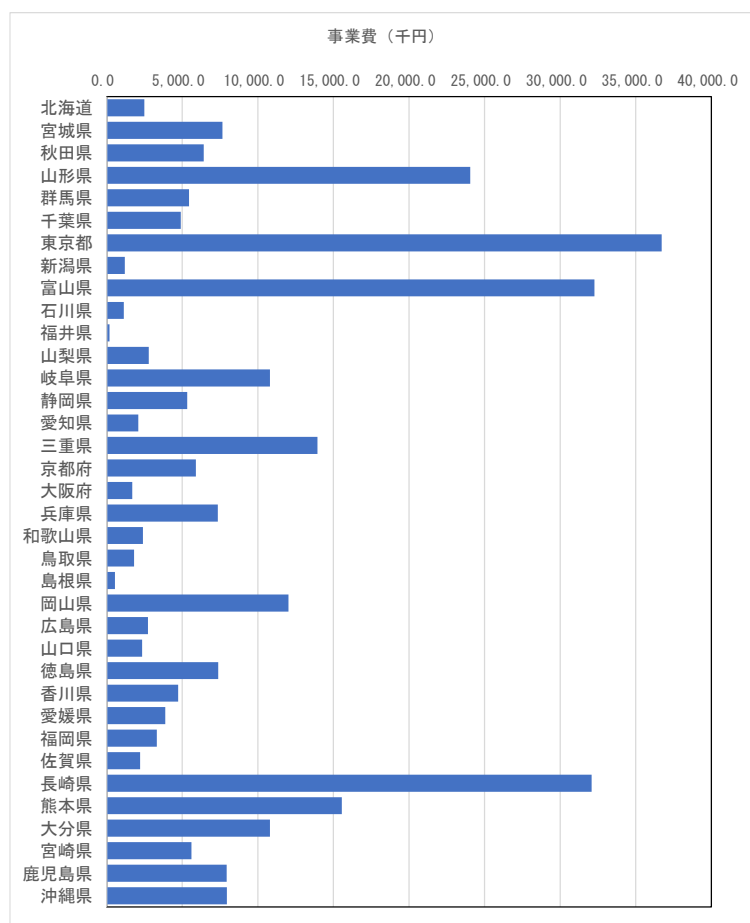
③ 令和5年度海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費

令和5年度海岸漂着物等対策推進事業による発生抑制対策費(都道府県別)を表Ⅱ-8、図Ⅱ-6に示す。事業費では東京都で最も多く(36,715.2(千円))、事業件数では岡山県で最多となった(16件)。

表Ⅱ-8 令和5年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による
発生抑制対策費(都道府県別)

都道府県 コード	都道府県名	事業費(千円)	事業件数
1	北海道	2,493.3	4
4	宮城県	7,651.4	4
5	秋田県	6,423.4	5
6	山形県	24,051.1	6
10	群馬県	5,445.3	2
12	千葉県	4,897.9	1
13	東京都	36,715.2	1
15	新潟県	1,197.0	3
16	富山県	32,258.4	6
17	石川県	1,138.1	2
18	福井県	187.3	1
19	山梨県	2,780.1	4
21	岐阜県	10,804.7	8
22	静岡県	5,321.9	4
23	愛知県	2,093.4	3
24	三重県	13,943.1	12
26	京都府	5,897.3	9
27	大阪府	1,687.9	4
28	兵庫県	7,356.2	3
30	和歌山県	2,396.5	7
31	鳥取県	1,815.0	1
32	島根県	548.5	2
33	岡山県	12,028.4	16
34	広島県	2,734.8	5
35	山口県	2,348.5	4
36	徳島県	7,379.7	7
37	香川県	4,728.3	3
38	愛媛県	3,875.3	4
40	福岡県	3,316.0	2
41	佐賀県	2,206.8	2
42	長崎県	32,076.6	12
43	熊本県	15,552.9	7
44	大分県	10,802.2	8
45	宮崎県	5,608.3	1
46	鹿児島県	7,934.5	8
47	沖縄県	7,946.0	4
合計		295,641.2	175

図Ⅱ－6 令和5年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費（都道府県別）



④ 民間団体による回収状況等

JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収重量の推移(都道府県別)を表Ⅱ-9 に示す。
令和5年度の回収重量は36.56t、清掃延べ距離は76.53kmであった。

NPEC の海辺の漂着物調査による回収重量の推移(都道府県別)を表Ⅱ-10 に示す。令
和5年度の回収重量は0.217t、清掃延べ距離は0.77kmであった。

令和5年度の民間団体による回収重量(都道府県別)の合計は表Ⅱ-11 に示すとおりで
ある。

表Ⅱ-9 (1) JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収量の推移(都道府県別)

都道府県 コード	都道府県名	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)		
		データ数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ 距離 (km)
1	北海道	12	2.40	4.82	5	1.06	0.52	5	0.80	1.23
2	青森県	1	0.03	0.05	1	0.04	0.20	-	-	-
3	岩手県	6	2.08	2.00	-	-	-	-	-	-
4	宮城県	6	1.21	2.43	2	0.22	0.35	2	0.58	1.00
5	秋田県	1	0.07	0.20	2	0.11	0.23	2	0.13	0.49
6	山形県	4	5.06	0.53	4	0.51	0.52	4	0.76	1.30
7	福島県	1	0.04	0.20	-	-	-	-	-	-
8	茨城県	1	0.01	0.10	1	0.24	0.10	1	0.10	0.05
12	千葉県	8	2.61	4.48	9	3.16	4.11	6	0.38	1.21
13	東京都	17	4.82	7.87	13	5.25	4.39	10	2.84	2.26
14	神奈川県	56	9.79	36.23	24	10.95	16.64	7	0.39	1.15
15	新潟県	3	0.79	0.95	3	0.41	0.43	3	1.47	1.15
16	富山県	10	0.27	1.22	8	0.15	0.42	8	0.21	0.41
17	石川県	2	0.13	0.40	1	0.22	0.20	1	0.08	0.30
18	福井県	2	0.24	1.00	-	-	-	-	-	-
22	静岡県	8	0.85	1.74	4	0.07	0.48	7	0.80	2.22
23	愛知県	5	1.32	0.62	4	0.46	0.18	3	0.29	0.09
24	三重県	3	0.30	0.54	5	0.35	0.59	3	0.22	0.26
26	京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	大阪府	4	0.36	0.73	4	0.53	0.62	2	0.20	0.46
28	兵庫県	6	0.85	1.24	7	0.73	1.59	3	0.33	0.75
30	和歌山県	2	3.08	1.45	4	0.18	0.24	2	0.60	0.60
31	鳥取県	1	0.08	0.10	1	0.44	1.50	1	0.15	0.72
32	島根県	1	0.00	0.03	1	0.04	0.20	2	0.09	5.20
33	岡山県	4	0.36	0.72	2	0.03	0.07	3	0.08	0.26
34	広島県	4	0.33	1.22	3	0.14	0.45	4	0.28	0.89
35	山口県	3	1.86	1.50	3	0.99	0.66	-	-	-
36	徳島県	2	0.20	1.93	-	-	-	1	0.05	0.80
37	香川県	4	0.39	1.13	-	-	-	-	-	-
38	愛媛県	7	0.58	1.08	5	0.16	0.92	8	1.33	1.38
39	高知県	5	0.26	0.66	-	-	-	2	0.19	0.20
40	福岡県	4	1.36	3.21	6	0.96	2.61	6	1.08	2.28
41	佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	長崎県	6	14.82	2.83	5	0.75	1.55	3	64.62	1.21
43	熊本県	6	0.89	1.27	5	0.52	1.12	4	0.30	1.15
44	大分県	2	0.06	0.06	4	0.59	3.25	3	0.61	3.21
45	宮崎県	1	0.30	0.50	1	0.20	0.50	1	0.30	0.50
46	鹿児島県	31	4.71	13.12	33	25.94	34.10	21	2.84	5.90
47	沖縄県	1	0.12	0.05	2	0.09	0.15	2	0.37	1.00
合計		240	62.60	98.20	172	55.50	78.90	130	82.50	39.60

注) - : 回収実績なし、報告なしを示す。

「JEAN クリーンアップキャンペーン(海岸)結果」(JEAN, 2011~2013) より作成

表Ⅱ－9（2） JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収重量の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2013年度（平成25年度）			2014年度（平成26年度）			2015年度（平成27年度）		
		データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）
1	北海道	2	0.46	0.70	4	0.66	0.42	9	0.91	2.30
2	青森県	1	0.00	0.00	-	-	-	1	0.11	-
3	岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	宮城県	3	0.93	3.20	4	1.04	1.96	3	-	0.60
5	秋田県	1	0.04	0.20	-	-	-	-	-	-
6	山形県	6	0.32	0.49	5	0.22	0.33	41	2.33	37.37
7	福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	茨城県	-	-	-	1	0.09	0.30	2	0.09	0.32
12	千葉県	2	0.02	0.25	8	0.05	4.80	11	0.15	7.23
13	東京都	-	-	-	1	-	0.30	48	0.01	15.62
14	神奈川県	15	16.94	3.80	43	7.20	25.29	32	11.53	9.62
15	新潟県	2	0.12	0.35	3	0.33	0.80	1	0.05	0.40
16	富山県	4	0.11	0.26	3	0.07	0.29	8	0.07	0.37
17	石川県	1	0.25	0.40	2	0.15	2.30	2	0.15	0.50
18	福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	静岡県	8	0.18	1.42	3	0.04	0.97	10	0.99	2.69
23	愛知県	3	0.44	0.46	3	0.11	0.18	1	-	0.04
24	三重県	5	0.60	0.88	2	0.17	0.78	1	-	0.33
26	京都府	-	-	-	2	0.01	0.51	3	0.36	-
27	大阪府	2	0.08	0.53	4	0.21	0.55	6	0.17	0.77
28	兵庫県	3	0.40	5.16	4	0.55	1.24	2	0.31	-
30	和歌山県	-	-	-	1	0.07	0.05	1	0.05	-
31	鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	岡山県	2	0.08	0.30	3	0.10	0.40	1	0.00	-
34	広島県	2	0.29	0.45	5	0.24	1.45	3	0.08	1.25
35	山口県	3	2.00	2.00	5	7.44	6.07	2	1.20	1.30
36	徳島県	4	1.02	3.20	4	1.61	2.48	5	6.16	2.78
37	香川県	-	-	-	2	0.01	0.20	3	-	0.20
38	愛媛県	1	0.07	0.05	3	-	0.80	5	0.46	0.79
39	高知県	1	0.00	0.05	2	-	0.25	1	0.00	-
40	福岡県	6	2.02	0.71	5	0.57	1.32	5	-	2.40
41	佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	長崎県	2	0.18	0.16	9	0.24	1.24	3	-	0.09
43	熊本県	3	0.15	0.58	6	0.11	1.31	3	0.26	1.20
44	大分県	3	0.91	0.22	3	0.27	3.21	4	0.91	3.03
45	宮崎県	1	0.06	0.50	1	-	0.20	1	-	0.20
46	鹿児島県	34	20.13	16.55	35	42.68	48.83	23	51.92	34.48
47	沖縄県	1	0.59	0.30	2	0.74	0.45	4	0.18	0.44
合計		121	48.60	42.70	178	65.00	109.30	245	78.40	126.30

注）－：回収実績なし、報告なしを示す。

「JEAN クリーンアップキャンペーン（海岸）結果」（JEAN, 2014～2016）より作成

表Ⅱ－9（3） JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収重量の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2016年度（平成28年度）			2017年度（平成29年度）			2018年度（平成30年度）		
		データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）
1	北海道	3	0.53	0.70	7	0.59	2.10	—	—	—
2	青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	2	0.20	0.35	3	0.18	2.20	4	0.08	1.22
5	秋田県	—	—	—	1	0.10	0.20	—	—	—
6	山形県	38	1.50	59.15	8	6.67	3.89	2	0.01	0.03
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	2	0.11	0.31	1	0.01	0.02	—	—	—
12	千葉県	4	0.34	0.93	7	0.75	4.80	3	0.50	0.36
13	東京都	43	7.74	15.74	13	1.44	4.71	4	0.19	2.20
14	神奈川県	22	15.92	8.20	41	30.62	18.28	15	6.40	6.98
15	新潟県	—	—	—	1	0.17	0.40	—	—	—
16	富山県	2	0.05	0.05	6	1.23	0.60	—	—	—
17	石川県	—	—	—	3	0.41	4.00	—	—	—
18	福井県	—	—	—	1	0.51	1.00	—	—	—
22	静岡県	3	0.11	1.16	6	0.19	1.46	9	0.53	1.87
23	愛知県	1	0.01	0.05	3	0.12	0.36	1	0.01	0.04
24	三重県	1	0.16	0.33	3	0.22	0.26	1	0.09	0.18
26	京都府	1	0.00	0.01	3	2.04	1.63	—	—	—
27	大阪府	6	0.50	1.36	2	0.06	0.25	3	0.27	0.57
28	兵庫県	2	0.38	0.70	3	0.30	0.77	3	0.33	0.13
30	和歌山県	—	—	—	3	0.19	0.41	—	—	—
31	鳥取県	—	—	—	1	0.57	6.67	—	—	—
32	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	岡山県	1	0.23	0.10	1	0.00	0.05	—	—	—
34	広島県	3	0.22	0.96	4	0.12	1.45	1	0.04	0.80
35	山口県	1	0.29	0.20	4	1.52	4.60	—	—	—
36	徳島県	1	0.42	0.50	2	0.52	1.00	2	0.72	0.53
37	香川県	—	—	—	3	0.46	0.75	3	0.19	0.68
38	愛媛県	1	0.02	0.30	4	0.14	1.10	—	—	—
39	高知県	1	0.01	0.05	3	0.08	0.18	—	—	—
40	福岡県	1	0.09	1.00	5	2.16	2.25	4	0.52	1.41
41	佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	長崎県	3	0.29	0.04	—	—	—	—	—	—
43	熊本県	4	0.30	1.70	3	0.68	2.10	—	—	—
44	大分県	1	0.01	0.01	3	0.56	3.31	1	0.37	0.01
45	宮崎県	—	—	—	1	0.05	0.20	—	—	—
46	鹿児島県	5	0.44	1.30	21	39.45	40.57	1	0.11	0.70
47	沖縄県	—	—	—	6	1.11	1.06	—	—	—
合計		152	29.90	95.20	176	93.20	112.60	57	10.34	17.69

注）1. —：回収実績なし、報告なしを示す。

2. 回収量は、全回収量から河川・道路等の海岸以外の回収量や海底ごみ等の漂着ごみ以外の回収量を除いたものである。

「JEAN クリーンアップキャンペーン（海岸）結果」（JEAN, 2017～2019）より作成

表Ⅱ－９（４）JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収重量の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）			2021年度（令和3年度）		
		データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）
1	北海道	4	0.15	0.71	2	0.10	0.17	7	1.06	1.32
2	青森県	—	—	—	3	0.05	1.50	4	0.48	1.50
3	岩手県	1	0.20	1.00	4	0.02	0.56	4	0.07	0.39
4	宮城県	6	0.29	0.21	4	0.04	0.29	6	0.13	2.35
5	秋田県	—	—	—	—	—	—	2	0.09	0.27
6	山形県	3	0.04	0.24	2	0.06	0.15	2	0.04	0.04
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	1	0.04	0.30	—	—	—	1	0.05	0.02
12	千葉県	12	0.25	2.13	11	0.40	5.82	23	0.96	11.24
13	東京都	4	0.17	1.95	8	0.46	4.22	11	0.58	4.75
14	神奈川県	31	3.41	12.30	18	1.89	2.34	21	1.76	2.56
15	新潟県	1	0.30	0.40	2	0.08	0.12	7	0.43	1.08
16	富山県	9	0.37	1.35	6	0.03	0.27	9	1.97	1.53
17	石川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	福井県	—	—	—	—	—	—	1	0.03	1.50
22	静岡県	7	0.09	3.93	18	1.67	1.86	15	1.11	1.35
23	愛知県	1	0.01	0.03	1	0.01	0.02	1	0.02	0.04
24	三重県	2	0.11	0.34	—	—	—	2	0.19	0.15
26	京都府	3	0.10	0.82	2	0.00	0.03	3	0.09	0.28
27	大阪府	3	0.12	0.35	—	—	—	1	0.04	0.35
28	兵庫県	7	1.30	6.68	8	1.85	0.70	4	1.85	0.11
30	和歌山県	2	0.16	0.24	3	0.14	1.20	5	3.32	1.53
31	鳥取県	—	—	—	—	—	—	1	0.00	0.01
32	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	岡山県	1	0.04	0.06	—	—	—	1	0.02	0.21
34	広島県	4	0.10	2.25	1	0.01	0.80	4	0.06	0.48
35	山口県	4	3.57	4.01	1	0.01	0.01	1	0.02	1.20
36	徳島県	3	3.45	1.20	—	—	—	3	0.15	0.76
37	香川県	5	0.41	1.12	11	0.36	0.98	17	1.03	2.41
38	愛媛県	2	0.21	0.55	2	0.01	0.40	3	0.10	0.40
39	高知県	1	0.01	0.05	—	—	—	2	0.05	0.20
40	福岡県	4	0.23	1.81	4	0.28	2.15	1	0.04	0.15
41	佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	長崎県	3	0.04	0.59	—	—	—	—	—	—
43	熊本県	3	0.22	0.90	2	0.03	0.21	2	0.01	0.21
44	大分県	5	0.72	3.12	1	0.21	0.01	2	0.20	3.01
45	宮崎県	1	0.03	0.30	1	0.00	0.30	2	0.12	0.80
46	鹿児島県	20	26.87	11.94	13	6.53	4.21	25	12.82	22.96
47	沖縄県	2	3.08	1.21	1	0.01	0.01	29	0.43	27.41
合計		155	46.08	62.09	129	14.22	28.32	222	29.30	92.55

注）1. —：回収実績なし、報告なし、0.00：0.01未満であることを示す。

2. 回収量は、全回収量から河川・道路等の海岸以外の回収量や海底ごみ等の漂着ごみ以外の回収量を除いたものである。

「JEAN クリーンアップキャンペーン（海岸）結果」（JEAN, 2020～2022）より作成

表Ⅱ-9 (5) JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収重量の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離 （km）
1	北海道	5	0.96	0.58	8	0.12	0.78
2	青森県	6	3.80	3.20	4	2.49	1.50
3	岩手県	-	-	-	-	-	-
4	宮城県	8	0.17	2.75	4	0.13	1.00
5	秋田県	1	0.05	0.07	1	0.05	0.07
6	山形県	6	0.12	1.41	1	0.05	0.03
7	福島県	-	-	-	-	-	-
8	茨城県	-	-	-	-	-	-
12	千葉県	27	1.12	11.40	4	0.09	0.90
13	東京都	2	0.01	0.95	11	0.41	5.10
14	神奈川県	35	1.51	11.29	24	1.00	3.76
15	新潟県	2	0.16	1.00	4	0.32	0.93
16	富山県	6	0.04	0.21	7	0.28	0.45
17	石川県	2	0.38	0.45	-	-	-
18	福井県	2	0.06	0.16	1	0.08	1.00
22	静岡県	10	0.73	1.26	7	0.11	1.11
23	愛知県	1	0.03	0.08	1	0.02	0.03
24	三重県	2	0.32	0.04	2	0.05	0.03
26	京都府	2	0.01	0.04	2	0.01	0.04
27	大阪府	4	0.02	0.35	1	0.01	0.10
28	兵庫県	6	2.36	0.43	8	2.18	0.53
30	和歌山県	1	0.08	0.04	-	-	-
31	鳥取県	-	-	-	-	-	-
32	島根県	-	-	-	14	0.39	0.65
33	岡山県	1	0.03	0.21	-	-	-
34	広島県	3	0.09	1.08	2	0.04	0.35
35	山口県	3	0.30	0.55	10	0.63	1.01
36	徳島県	6	2.02	2.10	5	0.10	2.08
37	香川県	12	0.47	1.91	19	0.90	2.46
38	愛媛県	2	0.03	0.38	3	0.12	0.72
39	高知県	4	0.07	0.40	2	0.07	0.13
40	福岡県	5	5.39	1.19	6	0.26	3.00
41	佐賀県	-	-	-	-	-	-
42	長崎県	8	0.86	1.45	8	1.11	2.00
43	熊本県	1	0.00	0.20	-	-	-
44	大分県	3	0.65	6.01	4	1.18	1.97
45	宮崎県	6	0.47	1.60	1	0.08	5.00
46	鹿児島県	25	8.33	17.32	20	23.82	24.80
47	沖縄県	30	0.45	22.51	20	0.45	15.03
合計		237	31.10	92.59	204	36.56	76.53

注）1. 回収実績なし、0.00：0.01 未満であることを示す。

2. 回収量は、全回収量から河川・道路等の海岸以外の回収量や海底ごみ等の漂着ごみ以外の回収量を除いたものである。

「JEAN クリーンアップキャンペーン（海岸）結果」（JEAN, 2023～2024）より作成

表Ⅱ- 10 (1) NPEC の海辺の漂着物調査による回収重量の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2010年度（平成22年度）			2011年度（平成23年度）			2014年度（平成26年度）		
		データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)
1	北海道	1	0.001	0.04	1	0.001	0.02	-	-	-
2	青森県	1	0.007	0.03	2	0.028	0.04	2	0.168	0.04
5	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	山形県	1	0.004	0.03	1	0.006	0.01	1	0.002	0.01
16	富山県	4	0.013	0.12	5	0.033	0.18	5	0.014	0.23
17	石川県	1	0.003	0.06	1	0.002	0.03	3	0.008	0.07
18	福井県	-	-	-	1	0.000	0.03	1	0.004	0.04
26	京都府	1	0.001	0.04	1	0.006	0.04	1	0.000	0.01
28	兵庫県	-	-	-	2	0.004	0.03	1	0.016	0.09
31	鳥取県	2	0.005	0.06	2	0.003	0.02	2	0.025	0.02
32	島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	山口県	1	0.045	0.10	2	0.085	0.03	1	0.009	0.04
40	福岡県	-	-	-	1	0.037	0.09	4	0.088	0.20
41	佐賀県	1	0.020	0.03	1	0.013	0.01	1	0.008	0.03
42	長崎県	-	-	-	1	0.013	0.01	2	0.026	0.02
合計		13	0.1	0.51	21	0.231	0.54	24	0.369	0.80

都道府県 コード	都道府県名	2015年度（平成27年度）			2016年度（平成28年度）			2017年度（平成29年度）		
		データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)
1	北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	山形県	1	0.013	0.03	1	0.026	0.03	1	0.004	0.01
16	富山県	5	0.033	0.22	5	0.046	0.22	5	0.019	0.05
17	石川県	3	0.008	0.12	2	0.007	0.12	2	0.019	0.02
18	福井県	1	0.001	0.03	1	0.001	0.03	1	0.001	0.01
26	京都府	1	0.001	0.03	1	-	0.03	1	0.001	0.01
28	兵庫県	1	0.002	0.01	1	0.004	0.01	1	0.001	0.01
31	鳥取県	2	0.020	0.06	2	0.022	0.06	3	0.004	0.03
32	島根県	3	0.078	0.09	2	0.016	0.07	-	-	-
35	山口県	3	0.112	0.18	3	0.103	0.18	3	0.117	0.04
40	福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	佐賀県	1	0.011	0.03	1	0.048	0.03	1	0.004	0.03
42	長崎県	4	0.072	0.12	4	0.159	0.12	-	-	-
合計		25	0.351	0.92	23	0.432	0.90	18	0.171	0.21

都道府県 コード	都道府県名	2018年度（平成30年度）			2019年度（令和元年度）			2020年度（令和2年度）		
		データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)	データ数	回収重量 (t)	清掃延べ距 離 (km)
1	北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	山形県	1	0.004	0.01	1	0.000	0.01	1	0.002	0.01
16	富山県	5	0.046	0.05	5	0.022	0.06	5	0.029	0.05
17	石川県	3	0.026	0.03	1	0.003	0.02	1	0.007	0.01
18	福井県	1	0.001	0.01	1	0.019	0.01	1	0.007	0.01
26	京都府	1	0.000	0.01	1	0.000	0.01	1	0.001	0.01
28	兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	鳥取県	3	0.010	0.03	3	0.011	0.03	2	0.007	0.02
32	島根県	3	0.026	0.03	5	0.047	0.07	7	0.044	0.07
35	山口県	3	0.059	0.03	3	0.041	0.05	1	0.018	0.01
40	福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	佐賀県	1	0.022	0.01	1	0.043	0.01	1	0.013	0.01
42	長崎県	4	0.049	0.04	4	0.146	0.04	4	0.177	0.04
合計		25	0.243	0.25	25	0.330	0.31	24	0.306	0.24

注) 1. 2017 年度（平成 29 年度）のデータについては、環境省の補助金で実施したものは除いた。

2. -：回収実績なしを示す。

3. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

「NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2010～2020 年度概要版」（NPEC, 2011～2021）より作成

表Ⅱ－10（2） NPEC の海辺の漂着物調査による回収重量の推移（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離（km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ距 離（km）	データ数	回収重量 （t）	清掃延べ 距離（km）
1	北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	山形県	1	0.005	0.01	1	0.001	0.02	1	0.004	0.010
16	富山県	5	0.016	0.16	5	0.008	0.20	5	0.031	0.190
17	石川県	1	0.003	0.03	2	0.268	0.03	1	0.018	0.030
18	福井県	2	0.007	0.02	1	0.002	0.01	1	0.000	0.010
26	京都府	1	0.001	0.01	1	0.000	0.01	1	0.000	0.010
28	兵庫県	-	-	-	-	-	-	3	0.011	0.080
31	鳥取県	-	-	-	2	0.004	0.06	2	0.008	0.060
32	島根県	7	0.005	0.01	7	0.073	0.16	7	0.035	0.170
35	山口県	1	0.006	0.03	3	0.038	0.12	3	0.029	0.110
40	福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	佐賀県	1	0.029	0.03	1	0.055	0.03	1	0.008	0.030
42	長崎県	4	0.111	0.08	4	0.068	0.06	4	0.072	0.070
	合計	23	0.182	0.38	27	0.518	0.70	29	0.217	0.77

注）1. 回収実績なし、0.00：0.01未満であることを示す。

2. 調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

「NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2021～2023 年度－：概要版」（NPEC, 2022～2024）より作成

表Ⅱ－11 令和5年度民間団体による回収重量（都道府県別）

都道府県 コード	都道府県名	回収重量（t）	清掃延べ距離（km）
1	北海道	0.12	0.78
2	青森県	2.49	1.50
3	岩手県	0.00	0.00
4	宮城県	0.13	1.00
5	秋田県	0.05	0.07
6	山形県	0.06	0.04
7	福島県	0.00	0.00
8	茨城県	0.00	0.00
12	千葉県	0.09	0.90
13	東京都	0.41	5.10
14	神奈川県	1.00	3.76
15	新潟県	0.32	0.93
16	富山県	0.31	0.64
17	石川県	0.02	0.03
18	福井県	0.08	1.01
22	静岡県	0.11	1.11
23	愛知県	0.02	0.03
24	三重県	0.05	0.03
26	京都府	0.01	0.05
27	大阪府	0.01	0.10
28	兵庫県	2.20	0.61
30	和歌山県	-	-
31	鳥取県	0.01	0.06
32	島根県	0.43	0.82
33	岡山県	0.00	0.00
34	広島県	0.04	0.35
35	山口県	0.66	1.12
36	徳島県	0.10	2.08
37	香川県	0.90	2.46
38	愛媛県	0.12	0.72
39	高知県	0.07	0.13
40	福岡県	0.26	3.00
41	佐賀県	0.01	0.03
42	長崎県	1.18	2.07
43	熊本県	0.00	0.00
44	大分県	1.18	1.97
45	宮崎県	0.08	5.00
46	鹿児島県	23.82	24.80
47	沖縄県	0.45	15.03
合計		36.78	77.30

注）1. -：回収実績なし、報告なしを示す。

2. 調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

「JEAN クリーンアップキャンペーン（海岸）結果（2023.4～2024.3）」（JEAN, 2024）
「NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2023 年度概要版」（NPEC, 2024）より作成

⑤ 民間団体による発生抑制対策活動

NPEC の発生抑制対策活動を表Ⅱ-12 に示す。

NPEC では、北西太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画(NOWPAP)等のイベントにおける海岸漂着物に関するパネル展示や、富山県内で開催された各種環境イベントでの活動紹介を行っていた。また、県内の学校等と連携し、「造形遊び」や「マイクロプラスチック調査体験」、「漂着物アート制作体験会」等を開催するなど多くの子供達に海洋ごみ問題への関心と理解を深める取組を進めている。

表Ⅱ-12 NPEC の発生抑制対策活動（令和5年度）

名称	実施日	実施主体	実施内容
イベントなどでの普及啓発活動	—	NPEC	NOWPAP パネル展への出展、とやま環境フェアへの出展、滑川市環境フェア 2023 への出展、北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業の実施。
海岸での造形遊び等	2023 年 7 月 23 日	NPEC	小学生を対象に海岸の砂や漂着物などを使った造形遊びやマイクロプラスチック調査体験を実施。
漂着物アートの展示	2023 年 6 月 10 日 ～6 月 25 日	主催) 氷見市海浜植物園指定管理者アクティオ(株)、NPEC	小学生が制作した漂着物アート作品や啓発資材の展示。
漂着物アート制作体験	2023 年 6 月 7 日	NPEC	氷見市立窪小学校で子供達に海洋ごみの現状を理解してもらい解決に向けた取組を促すための漂着物アート制作を体験。

「NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2023 年度概要版」(NPEC, 2024) 等より作成

⑥ 全国の海岸漂着物の回収量の推移

総括として、全国の海岸漂着物の回収量の推移（都道府県別）を表Ⅱ-13に示す。

表Ⅱ-13（1） 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量（t）

都道府県 コード	都道府県名	2009年度（平成21年度）						2010年度（平成22年度）					
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	-	56	233	-	40	329	4,038	67	488	-	2	4,590
2	青森県	90	-	98	-	-	187	938	-	42	34	0	1,014
3	岩手県	-	-	33	-	0	33	-	-	-	-	2	2
4	宮城県	-	-	23	-	-	23	-	-	-	-	1	1
5	秋田県	364	-	8	-	-	372	333	-	142	-	0	475
6	山形県	777	-	54	-	-	831	559	-	16	-	5	579
7	福島県	-	-	16	-	-	16	-	-	-	-	0	0
8	茨城県	-	-	56	-	1	57	-	2	43	-	0	45
12	千葉県	-	-	276	-	-	276	-	-	176	815	3	994
13	東京都	-	-	24	-	-	24	-	-	-	-	5	5
14	神奈川県	-	-	250	-	4	254	131	-	31	-	10	173
15	新潟県	970	-	225	-	-	1,195	1,130	-	251	62	1	1,444
16	富山県	203	-	144	-	-	347	215	-	67	1	0	282
17	石川県	2	-	1,200	-	0	1,202	474	-	238	-	0	712
18	福井県	1,621	-	258	-	2	1,881	39	-	383	-	0	423
22	静岡県	-	-	125	-	-	125	-	-	210	12	1	223
23	愛知県	-	-	297	-	-	297	66	-	17	-	1	84
24	三重県	24	-	16	-	0	40	32	-	503	-	0	536
26	京都府	424	-	29	-	-	453	135	-	48	19	0	202
27	大阪府	1	-	8	-	-	9	1	-	8	-	0	10
28	兵庫県	422	-	59	-	-	481	637	1	284	195	1	1,118
30	和歌山県	145	15	43	-	0	204	171	4	58	-	3	236
31	鳥取県	-	32	116	-	-	148	221	-	197	20	0	438
32	島根県	1	206	173	-	-	380	167	35	130	0	0	332
33	岡山県	-	-	7	-	-	7	-	-	36	58	0	95
34	広島県	-	-	245	-	-	245	-	-	48	-	0	48
35	山口県	127	268	76	-	-	472	249	10	143	-	2	404
36	徳島県	29	-	25	-	-	53	58	-	-	6	0	65
37	香川県	74	-	52	-	6	132	53	-	99	39	0	192
38	愛媛県	-	-	37	-	1	38	-	-	90	-	1	91
39	高知県	1,972	-	49	-	-	2,021	2,037	-	39	244	0	2,321
40	福岡県	46	3	3,076	-	-	3,125	66	-	1,203	-	1	1,271
41	佐賀県	0	20	555	-	-	575	558	-	359	7	0	924
42	長崎県	108	243	139	-	0	490	512	-	35	151	15	713
43	熊本県	49	-	43	-	-	91	138	-	297	-	1	436
44	大分県	-	-	38	-	0	38	13	-	45	-	0	57
45	宮崎県	371	-	16	-	-	387	51	-	30	5	0	86
46	鹿児島県	851	-	238	-	89	1,179	1,077	1	491	-	5	1,574
47	沖縄県	-	217	65	-	6	288	143	8	58	-	0	209
計		8,671	1,060	8,425	-	150	18,306	14,238	128	6,306	1,668	63	22,403

注）1.-：回収実績なし、0：回収重量1t未満を示す。

2. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

表Ⅱ-13(2) 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量 (t)

都道府県 コード	都道府県名	2011年度(平成23年度)						2012年度(平成24年度)					
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	11,951	-	570	122	1	12,643	7,552	-	381	474	1	8,408
2	青森県	600	-	174	39	0	814	-	-	115	1,031	0	1,146
3	岩手県	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
4	宮城県	211	-	-	-	0	211	-	-	-	-	0	0
5	秋田県	1,083	-	19	1	0	1,103	941	-	32	1	0	974
6	山形県	3,185	-	14	-	1	3,199	-	-	1	-	1	1
7	福島県	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
8	茨城県	33	4	99	84	0	220	-	0	15	41	0	56
12	千葉県	250	-	181	1,159	3	1,593	-	-	110	473	3	586
13	東京都	-	-	6	898	5	909	-	-	0	621	5	627
14	神奈川県	100	-	1,225	509	11	1,845	-	-	142	378	11	532
15	新潟県	1,767	-	287	77	0	2,132	223	-	120	33	0	377
16	富山県	1,894	-	910	3	0	2,807	-	-	232	14	0	246
17	石川県	1,319	1	173	6	0	1,499	-	1	150	14	0	165
18	福井県	2,270	-	95	300	0	2,665	-	-	90	-	0	90
22	静岡県	-	-	292	523	0	815	-	-	284	290	0	574
23	愛知県	178	-	95	787	0	1,061	-	-	306	1,975	0	2,281
24	三重県	680	-	83	181	0	944	-	-	32	1,290	0	1,323
26	京都府	253	-	1,119	2	0	1,374	-	-	74	8	0	81
27	大阪府	1	-	4	637	1	642	-	-	5	1,093	1	1,099
28	兵庫県	3,940	1	1,287	1,585	1	6,814	-	1	59	162	1	223
30	和歌山県	751	-	235	13	0	1,000	-	-	297	-	0	297
31	鳥取県	0	-	348	217	0	566	-	-	29	6	0	36
32	島根県	1,743	-	185	51	0	1,980	234	-	105	76	0	415
33	岡山県	-	-	31	161	0	192	-	-	5	10	0	15
34	広島県	-	-	35	123	0	158	-	-	54	108	0	162
35	山口県	275	2	139	26	1	444	102	1	193	81	1	377
36	徳島県	50	-	14	120	-	185	-	-	13	2	-	15
37	香川県	1,715	-	98	173	-	1,986	-	-	207	42	-	249
38	愛媛県	238	-	54	268	0	560	-	-	74	13	0	87
39	高知県	240	-	56	235	-	531	-	-	37	112	-	149
40	福岡県	424	-	1,330	392	1	2,147	-	-	3,839	924	1	4,764
41	佐賀県	357	-	33	-	0	390	-	-	50	0	0	50
42	長崎県	4,561	2	318	300	1	5,212	235	3	313	279	1	831
43	熊本県	210	-	286	86	1	583	-	-	68	727	1	795
44	大分県	65	-	81	-	1	146	-	-	83	216	1	300
45	宮崎県	788	-	65	158	0	1,011	-	-	58	8	0	67
46	鹿児島県	1,021	1	366	157	26	1,570	-	0	157	107	26	290
47	沖縄県	801	0	64	40	0	905	567	0	78	23	0	668
計		42,956	10	10,372	9,463	56	62,858	9,854	6	7,807	10,632	56	28,354

注) 1.-: 回収実績なし、0: 回収重量1t未満を示す。

2. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

表Ⅱ-13 (3) 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量 (t)

都道府県 コード	都道府県名	2013年度（平成25年度）						2014年度（平成26年度）					
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	10,717	—	85	—	0	10,803	11,259	—	—	—	1	11,259
2	青森県	482	—	530	—	0	1,012	1,041	—	189	—	0	1,230
3	岩手県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1	1
4	宮城県	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	0
5	秋田県	494	—	—	—	0	494	378	—	9	—	—	387
6	山形県	1,253	—	—	—	0	1,254	2,092	—	—	—	0	2,093
7	福島県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
8	茨城県	178	0	—	—	—	179	—	1	—	—	0	1
12	千葉県	1,013	—	281	—	0	1,294	1,111	—	195	—	0	1,306
13	東京都	11	—	—	—	—	11	142	—	—	—	—	142
14	神奈川県	2,536	—	0	—	17	2,553	4,315	—	—	—	7	4,322
15	新潟県	1,844	—	176	—	0	2,020	1,819	—	64	—	0	1,884
16	富山県	1,453	—	—	—	0	1,453	810	—	—	—	0	811
17	石川県	1,350	1	385	—	0	1,736	1,271	1	87	—	0	1,359
18	福井県	825	—	44	—	—	869	703	—	3,918	—	—	4,621
22	静岡県	—	—	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0
23	愛知県	360	—	400	—	0	761	481	—	137	—	0	619
24	三重県	1,566	—	1,212	—	1	2,779	3,074	—	200	—	0	3,274
26	京都府	371	—	321	—	—	692	351	—	1	—	0	352
27	大阪府	—	—	129	—	0	129	—	—	—	—	0	0
28	兵庫県	549	1	—	—	0	550	1,062	1	—	—	1	1,063
30	和歌山県	298	—	831	—	—	1,128	644	—	308	—	0	952
31	鳥取県	976	—	—	—	—	976	487	—	—	—	—	487
32	島根県	4,666	—	158	—	—	4,824	2,102	—	36	—	—	2,138
33	岡山県	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	0	0
34	広島県	—	—	238	—	0	239	—	—	156	—	0	156
35	山口県	326	2	63	—	2	393	328	1	24	—	8	360
36	徳島県	13	—	—	—	1	14	1,543	—	66	—	2	1,611
37	香川県	263	—	435	—	—	698	411	—	421	—	0	832
38	愛媛県	33	—	310	—	0	343	56	—	235	—	—	291
39	高知県	257	—	—	—	0	257	98	—	—	—	—	98
40	福岡県	157	—	207	—	2	366	159	—	1,183	—	1	1,342
41	佐賀県	264	—	—	—	—	264	156	—	—	—	—	156
42	長崎県	3,601	2	—	—	0	3,603	3,014	1	—	—	0	3,016
43	熊本県	209	—	540	—	0	749	—	—	89	—	0	89
44	大分県	187	—	9	—	1	197	1,074	—	16	—	0	1,090
45	宮崎県	241	—	—	—	0	241	1,190	—	—	—	—	1,190
46	鹿児島県	1,183	0	32	—	20	1,235	—	1	8	—	43	51
47	沖縄県	578	0	49	—	1	628	743	0	—	—	1	744
計		38,254	6	6,433	—	49	44,742	41,913	5	7,343	—	65	49,327

注) 1.-: 回収実績なし、0: 回収重量 1t 未満を示す。

2. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

表Ⅱ-13(4) 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量 (t)

都道府県 コード	都道府県名	2015年度(平成27年度)						2016年度(平成28年度)					
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	4,897	—	0	—	1	4,899	6,774	1	—	—	1	6,776
2	青森県	939	—	—	—	0	939	1,418	—	—	—	—	1,418
3	岩手県	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
4	宮城県	382	—	426	—	—	808	576	—	646	—	0	1,222
5	秋田県	244	—	—	—	—	244	599	—	—	—	—	599
6	山形県	1,315	—	—	—	2	1,317	1,413	2	—	—	2	1,417
7	福島県	0	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
8	茨城県	33	—	—	—	0	33	82	—	—	—	0	82
12	千葉県	355	0	221	—	0	576	563	—	207	—	0	770
13	東京都	138	—	—	—	—	138	163	—	—	—	8	171
14	神奈川県	4,714	—	—	—	12	4,726	2,565	—	—	—	16	2,581
15	新潟県	1,581	—	166	—	0	1,747	1,469	—	60	—	—	1,529
16	富山県	578	—	—	—	0	578	396	—	11	—	0	407
17	石川県	712	—	183	—	0	896	595	—	176	—	0	771
18	福井県	500	—	—	—	0	500	432	—	123	—	0	555
22	静岡県	1,887	—	33	—	1	1,921	1,645	—	47	—	0	1,692
23	愛知県	302	—	16	—	—	318	337	—	23	—	0	360
24	三重県	511	—	435	—	—	946	469	—	48	—	0	517
26	京都府	169	—	68	—	0	237	190	—	152	—	0	342
27	大阪府	0	0	68	—	0	68	—	—	3	—	1	4
28	兵庫県	704	—	6	—	0	711	395	—	—	—	0	395
30	和歌山県	323	0	167	—	0	489	129	0	179	—	—	308
31	鳥取県	396	—	86	—	0	482	384	—	—	—	0	384
32	島根県	1,105	—	—	—	0	1,105	635	—	19	—	0	654
33	岡山県	26	—	11	—	0	37	18	—	0	—	0	18
34	広島県	0	0	173	—	0	173	117	—	124	—	0	241
35	山口県	622	—	—	—	1	623	348	—	23	—	0	371
36	徳島県	1,093	—	—	—	6	1,099	101	—	2	—	0	103
37	香川県	32	—	400	—	—	432	32	—	536	—	—	568
38	愛媛県	2	—	78	—	1	81	4	—	81	—	0	85
39	高知県	393	0	281	—	0	674	223	—	—	—	0	223
40	福岡県	91	—	1,140	—	—	1,232	179	—	995	—	—	1,174
41	佐賀県	140	—	—	—	0	141	633	—	0	—	—	633
42	長崎県	2,092	—	—	—	—	2,092	1,977	1	—	—	0	1,978
43	熊本県	360	—	8	—	0	369	239	—	—	—	0	239
44	大分県	500	0	9	—	1	510	1,605	0	20	—	0	1,625
45	宮崎県	100	—	9	—	—	108	922	—	—	—	—	922
46	鹿児島県	1,778	1	9	—	52	1,839	2,155	0	8	—	0	2,163
47	沖縄県	185	0	104	—	0	290	129	—	69	—	—	198
計		29,198	2	4,099	—	79	33,378	29,931	5	3,551	—	30	33,517

注) 1.-: 回収実績なし、0: 回収重量 1t 未満を示す。

2. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

表Ⅱ-13(5) 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量 (t)

都道府県 コード	都道府県名	2017年度(平成29年度)						2018年度(平成30年度)			
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	民間	計
1	北海道	18,567	1	—	—	1	18,569	4,411	1	—	4,411
2	青森県	1,103	0	—	—	—	1,103	561	1	—	563
3	岩手県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
4	宮城県	285	—	73	—	0	358	403	—	0	403
5	秋田県	518	—	5	—	0	523	588	—	0	588
6	山形県	1,247	0	—	—	7	1,253	1,905	—	0	1,905
7	福島県	—	—	3	—	—	3	—	0	—	0
8	茨城県	91	—	—	—	0	91	41	—	0	41
12	千葉県	778	—	517	—	1	1,296	511	1	0	512
13	東京都	139	0	77	—	1	217	134	0	0	134
14	神奈川県	2,403	—	—	—	31	2,433	2,432	—	6	2,439
15	新潟県	2,013	—	14	—	0	2,027	1,900	—	—	1,900
16	富山県	971	—	189	—	1	1,161	1,812	—	0	1,812
17	石川県	637	—	212	—	0	849	662	—	0	662
18	福井県	730	—	396	—	1	1,126	501	—	0	501
22	静岡県	1,590	—	63	—	0	1,653	1,592	—	1	1,592
23	愛知県	309	—	—	—	0	309	568	—	0	568
24	三重県	982	—	1,192	—	0	2,174	1,199	—	0	1,199
26	京都府	296	—	74	—	2	373	333	—	0	333
27	大阪府	—	—	843	—	0	843	—	0	—	0
28	兵庫県	1,130	0	483	—	0	1,614	1,013	—	0	1,013
30	和歌山県	184	—	45	—	0	229	240	—	—	240
31	鳥取県	410	—	—	—	1	410	294	—	0	294
32	島根県	940	0	99	—	—	1,039	716	1	0	717
33	岡山県	17	—	0	—	0	17	19	—	—	19
34	広島県	190	—	53	—	0	243	327	—	0	327
35	山口県	323	—	25	—	2	350	308	—	0	308
36	徳島県	356	—	—	—	1	357	797	—	1	797
37	香川県	8	—	164	—	0	172	16	—	0	16
38	愛媛県	73	—	218	—	0	291	281	—	—	281
39	高知県	880	—	—	—	0	880	898	—	—	898
40	福岡県	316	—	1,146	—	2	1,465	352	—	1	353
41	佐賀県	1,256	—	3,039	—	0	4,295	365	—	0	365
42	長崎県	1,841	0	—	—	—	1,841	1,711	—	0	1,711
43	熊本県	182	—	122	—	1	305	310	—	0	310
44	大分県	1,459	—	136	—	1	1,596	1,396	—	0	1,397
45	宮崎県	345	0	73	—	0	418	938	0	0	938
46	鹿児島県	2,453	—	5	—	39	2,498	2,360	0	0	2,360
47	沖縄県	520	—	499	—	1	1,019	592	—	—	592
計		45,539	2	9,766	—	93	55,401	32,486	3	10	32,500

注) 1. - : 回収実績なし、0 : 回収重量 1t 未満を示す。

2. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

表Ⅱ-13(6) 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量 (t)

都道府県 コード	都道府県名	2019年度(令和元年度)				2020年度(令和2年度)				2021年度(令和3年度)			
		対策推進	環境省	民間	計	対策推進	環境省	民間	計	対策推進	環境省	民間	計
1	北海道	2,241	1	—	2,242	2,033	11	0	2,044	8,719	0	1	8,720
2	青森県	701	1	—	701	525	1	0	525	623	0	0	624
3	岩手県		—	—	0	24	3	0	27	129	2	0	131
4	宮城県	788	—	0	788	497	0	0	497	748	0	0	748
5	秋田県	465	—	0	465	463	1	0	464	407	2	0	409
6	山形県	1,362	—	0	1,362	1,693	0	0	1,693	1,671	2	0	1,674
7	福島県	90	—	—	90	126	1	0	127	55	1	0	56
8	茨城県	28	—	0	28	44	0	0	44	35	0	0	36
12	千葉県	869	—	0	870	156	1	0	157	247	0	1	248
13	東京都	89	0	0	90	82	0	0	83	91	0	1	91
14	神奈川県	2,301	—	6	2,308	1,547	2	2	1,551	1,895	0	2	1,897
15	新潟県	2,386	—	—	2,386	2,220	2	0	2,223	1,748	2	0	1,750
16	富山県	967	—	0	968	343	0	0	343	245	0	2	248
17	石川県	777	0	0	778	761	0	0	761	821	0	0	821
18	福井県	486	—	0	486	715	0	0	715	536	1	0	538
22	静岡県	1,968	—	1	1,968	1,528	0	2	1,530	1,203	0	1	1,205
23	愛知県	434	—	0	434	401	2	0	403	442	1	0	443
24	三重県	484	—	0	485	848	4	0	852	759	4	0	762
26	京都府	278	—	0	278	289	1	0	290	291	0	0	292
27	大阪府		—	—	0	13	0	0	13	17	0	0	17
28	兵庫県	521	0	0	521	686	1	2	689	436	1	2	439
30	和歌山県	427	—	—	427	133	1	0	134	100	0	3	104
31	鳥取県	353	—	0	353	283	0	0	283	281	0	0	281
32	島根県	566	0	0	566	735	0	0	736	950	1	0	952
33	岡山県	21	—	—	21	24	0	0	24	65	1	0	65
34	広島県 ^{注2)}	145	—	0	145	314	2	0	317	(110)	0	0	0
35	山口県	257	2	0	259	265	1	0	265	284	1	0	285
36	徳島県	449	—	1	450	27	7	—	35	43	6	0	50
37	香川県	5	—	0	5	3	0	0	3	18	0	1	19
38	愛媛県	243	—	—	243	227	2	0	229	124	2	0	127
39	高知県	917	0	—	917	489	0	0	490	120	0	0	120
40	福岡県	630	—	1	631	928	0	0	928	594	0	0	594
41	佐賀県	191	—	0	191	657	0	0	658	743	0	0	744
42	長崎県	2,098	—	0	2,098	2,300	2	0	2,303	2,199	1	0	2,200
43	熊本県	213	—	0	213	451	1	0	452	259	1	0	259
44	大分県	1,456	—	0	1,456	1,832	0	0	1,832	1,324	0	0	1,324
45	宮崎県	158	—	0	158	254	1	0	254	303	1	0	304
46	鹿児島県	1,701	0	0	1,701	3,302	0	7	3,308	8,547	0	13	8,560
47	沖縄県	283	—	—	283	521	0	0	521	1,934	2	0	1,936
計		27,348	5	10	27,363	27,740	50	15	27,804	39,007	35	29	39,071

注) 1. - : 回収実績なし、0 : 回収重量 1t 未満を示す。

2. 令和3年度の広島県の海岸漂着物回収に関する事業は、海岸漂着物等地域対策推進事業による回収ではないことから合計値には含めないが、参考として掲載している。

3. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

表Ⅱ-13 (7) 全国の海岸漂着物の回収重量の推移

回収重量 (t)

都道府県 コード	都道府県名	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)			
		対策推進	環境省	民間	計	対策推進	環境省	民間	計
1	北海道	13,116	1	1	13,118	5,048	0	0	5,049
2	青森県	946	1	4	951	766	1	2	769
3	岩手県	174	1	—	175	220	0	0	221
4	宮城県	752	0	0	752	297	0	0	297
5	秋田県	539	1	0	539	618	11	0	629
6	山形県	1,294	3	0	1,297	1,016	3	0	1,019
7	福島県	60	1	—	60	68	0	0	68
8	茨城県	40	2	—	42	31	0	0	31
12	千葉県	387	2	1	391	385	1	0	385
13	東京都	124	0	0	124	90	0	0	91
14	神奈川県	1,568	0	2	1,570	1,672	0	1	1,673
15	新潟県	1,802	2	0	1,804	1,168	1	0	1,169
16	富山県	514	0	0	514	543	0	0	544
17	石川県	838	1	1	839	819	2	0	821
18	福井県	838	1	0	839	758	1	0	759
22	静岡県	1,096	1	1	1,098	1,214	1	0	1,215
23	愛知県	320	2	0	322	413	4	0	418
24	三重県	351	1	0	352	596	2	0	599
26	京都府	230	0	0	231	267	0	0	267
27	大阪府	18	0	0	18	13	0	0	13
28	兵庫県	483	0	2	486	962	0	2	965
30	和歌山県	71	1	0	73	159	0	—	160
31	鳥取県	254	0	0	254	847	0	0	847
32	島根県	1,455	1	0	1,455	1,899	0	0	1,899
33	岡山県	21	1	0	22	49	0	0	49
34	広島県	215	0	0	216	242	0	0	242
35	山口県	269	1	0	271	360	1	1	362
36	徳島県	61	1	2	64	62	1	0	63
37	香川県	27	0	0	28	63	0	1	64
38	愛媛県	284	2	0	286	111	1	0	112
39	高知県	686	0	0	687	445	0	0	445
40	福岡県	464	0	5	469	337	1	0	338
41	佐賀県	356	0	0	356	282	0	0	283
42	長崎県	2,436	4	1	2,441	2,333	1	1	2,335
43	熊本県	276	0	0	276	339	1	0	339
44	大分県	1,233	8	1	1,242	731	12	1	744
45	宮崎県	1,561	0	0	1,562	193	1	0	194
46	鹿児島県	12,176	0	8	12,184	1,680	0	24	1,703
47	沖縄県	6,932	6	0	6,939	457	0	0	458
計		54,266	47	32	54,345	27,554	50	37	27,641

注) 1. - : 回収実績なし、0 : 回収重量 1t 未満を示す。

2. 民間の調査地点のなかには清掃延べ距離が不明のものを含む。

1.3.2 回収事業継続性確保のための努力量評価

令和5年度の回収実態調査については、回収重量では北海道で最も多いほか、山形県、神奈川県、新潟県、静岡県、島根県、長崎県、鹿児島県など、対馬暖流の影響を受ける地域で多い傾向があった。清掃延べ距離では神奈川県が最も多く、参加人数では鹿児島県、静岡県、山口県が他県と比較して多く、地理的な偏りは見られなかった(図Ⅱ-7)。

清掃可能な海岸延長あたりの清掃延べ距離については、神奈川県が平成29年度からランキング1位を継続している(図Ⅱ-10)。神奈川県では財団による回収が定期的に広い範囲で継続して実施されており、効率的な回収が実施されている可能性があった。また、近年は宮崎県が上位にランクしている。宮崎県では観光資源として県民の海岸清掃への意識が高い地域であるが、台風後のテレビCMの放映、高校生によるタイルアートコンペの開催など、県としても普及啓発に力を入れている。一定区間における河川や海岸のボランティア美化活動に取り組む団体・団体を登録し、必要資材や障害保険への加入等を県が支援する「川と海の応援団」の登録団体・個人数もゆるやかに上昇しているなど、地域における清掃活動に対する意識の向上と活動が定着していると考えられる。

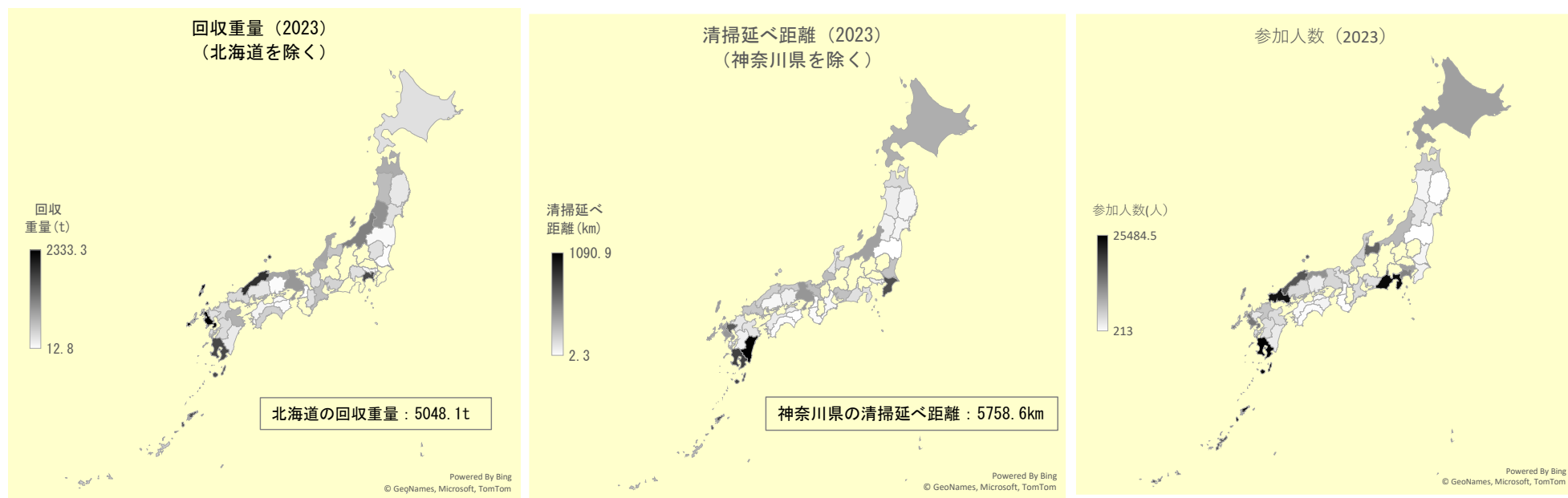
都道府県人口あたりの参加人数では島根県、鳥取県、山口県といった中国地方で多い傾向があった(図Ⅱ-11)。これらの地域では参加人数に対する無償参加人の割合が高い地域でもあり(図Ⅱ-12)、地域の活力を活用した海岸漂着物の回収事業が実施されている可能性があった。島根県では、海ごみゼロウィーク期間のボランティア活動を募集し、この期間にボランティア活動をした団体を県HPで紹介している。また、主に学生から依頼のある出前講座で陸域からのごみを減らす取り組み等を紹介するなどの普及啓発活動を実施している。また、市町村においても、自治会やまちづくりセンター、学校などによる定期的、継続的なボランティア清掃の実施や、出前授業など環境学習への協力、ボランティア袋の配布など、市民による清掃活動の支援を行っている。鳥取県では、鳥取砂丘一斉清掃などの市町村の清掃活動を実施しており、なかには他団体と協働して「全日本学生選抜ゴミ拾いフェスティバル in 境港」(境港市)などのイベントも開催している。本イベントは観光旅行と競技型ゴミ拾いを一体化したイベントで、回収量の多かった参加者(チーム)には「境港のカニ選りすぐりセット」や「鳥取和牛」など鳥取県の魅力の詰まった商品が贈呈されており、鳥取県のPRも兼ねた取り組みとなっている。鳥取県では、行政が企画してボランティアを募るケースだけでなく、自発的に海岸ごみの回収をするケースもあり、自分たちの手で綺麗にしたいという意志を持つ県民が積極的に行動していることも要因の一つであると考えられる。山口県では、国内外から多くのごみが漂着している状況を踏まえ、山口県の呼び掛けにより、平成22年度から、日韓海峡沿岸8県市道(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)が連携した清掃活動「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施している。また、県内スーパー等と連携し、清掃活動で集めたプラスチックごみの一部を買い物かごにアップサイクルして、海洋ごみ問題の普及啓発などに活用する取組にも協力しており、毎年、2万人前後のボランティアが清掃に参加している。これらの取組が県民のボランティア活動への意識とモチベーションの向上に寄与していることが考えられる。

また、静岡県ではランキングの上昇が見られている。静岡県では、清掃の賛同団体の募集を行い、令和8年度目標参加者を50万人と設定して賛同団体内でのSNS等を通じた実践行動の呼び掛けを推進している。また、県主催の海岸清掃イベントの開催、動画やのぼり旗、パンフレット等の啓発資材の提供、公共施設(図書館等)や商業施設での啓

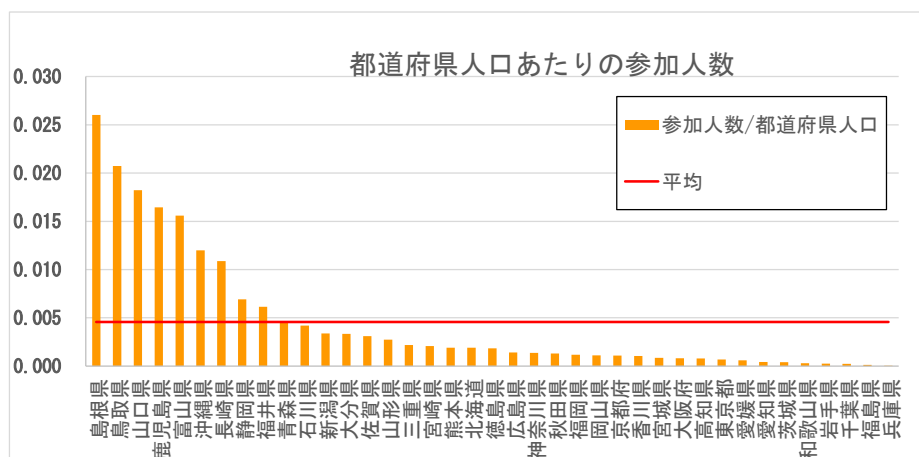
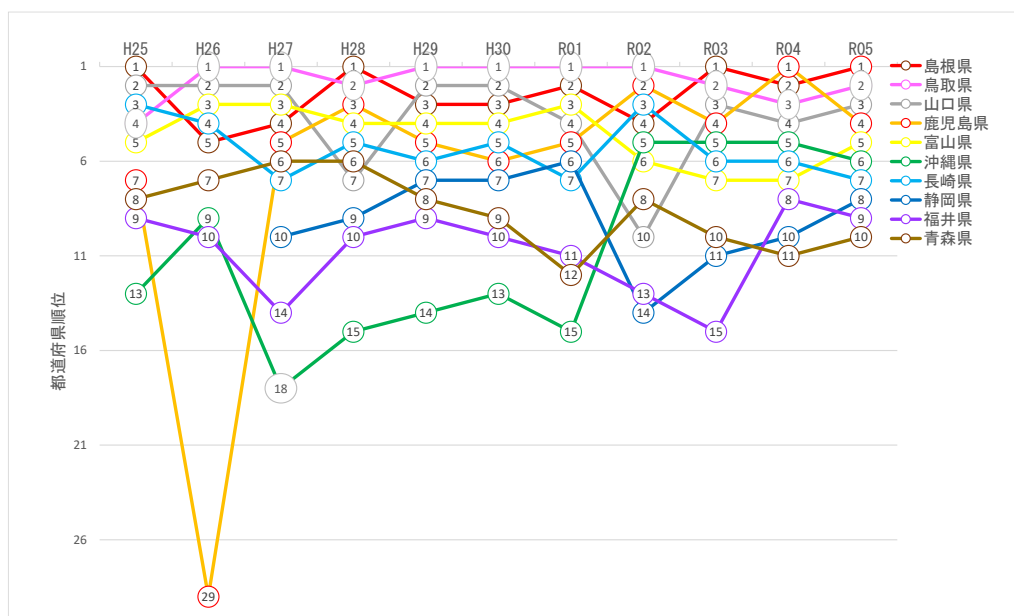
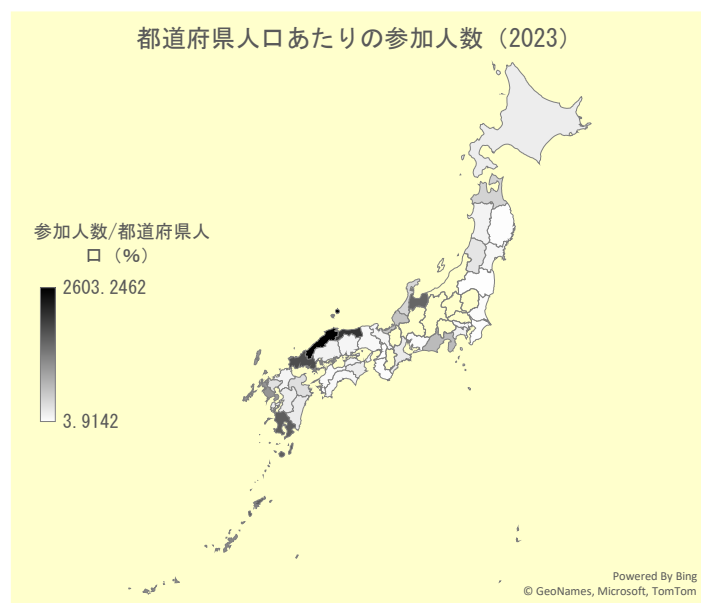
発展示、森・川・海ごみ削減実践活動支援事業費補助金活用の呼び掛け、県アプリ「クルポ」を活用した実践行動の促進、小中学校向け出前講座の実施など、幅広い普及啓発活動を実施しており、出前授業に参加した生徒が清掃活動に参加してみたいとアンケートに回答するなど、清掃活動への参加意欲の向上につながっている可能性があった。以上の県以外の地域でも、様々な取組を実施することにより、今後、清掃活動の定着や参加意識の向上得られる可能性があった。

今後の調査や普及啓発等の様々な取組等に活用するための基礎データとして、至近の5年間のデータを都道府県別にデータシートとして取りまとめた。

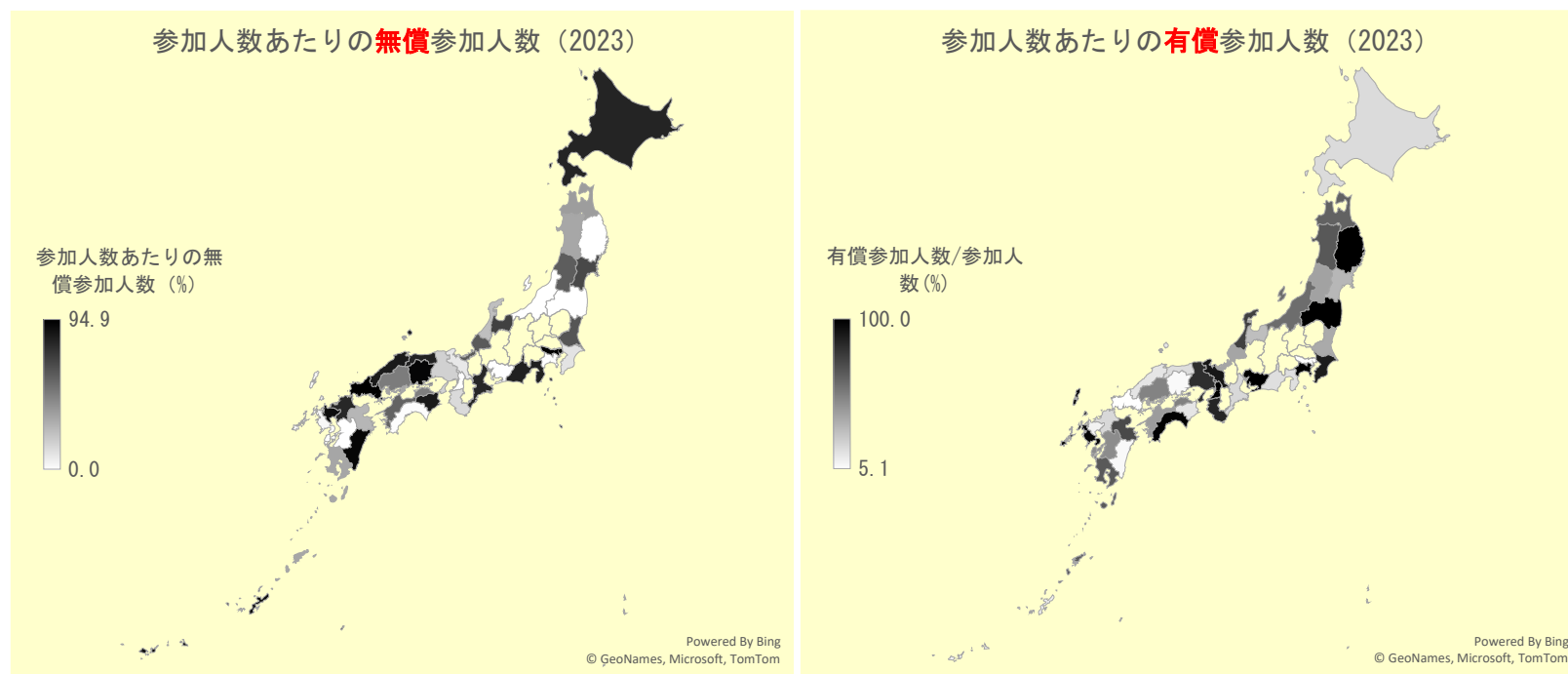
今後の調査や普及啓発等の様々な取組等に活用するための基礎データとして、至近の5年間のデータを都道府県別にデータシートとして取りまとめた。



図Ⅱ－7 令和5年度の都道府県別回収重量（左）、清掃延べ距離（中）、参加人数（右）



図Ⅱ- 11 都道府県人口あたりの参加人数（令和5年度全国データ上、都道府県順位の推移：中、全国の平均値：下）



図Ⅱ- 12 参加人数に対する無償（左）、有償（右）の参加人数の割合（令和5年度全国データ）

2. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

令和5年度の都道府県の海岸漂着物等の回収実態把握調査から、環境省と協議し、以下の属性情報を含めたGISデータ（エクセル形式）について、日本語版と英語版を作成し、清掃地点を地図上にプロットした（図II-13）。結果は海上保安庁の海洋状況表示システムの海域保全「海ゴミ」データとして「海しる」上に公開される。

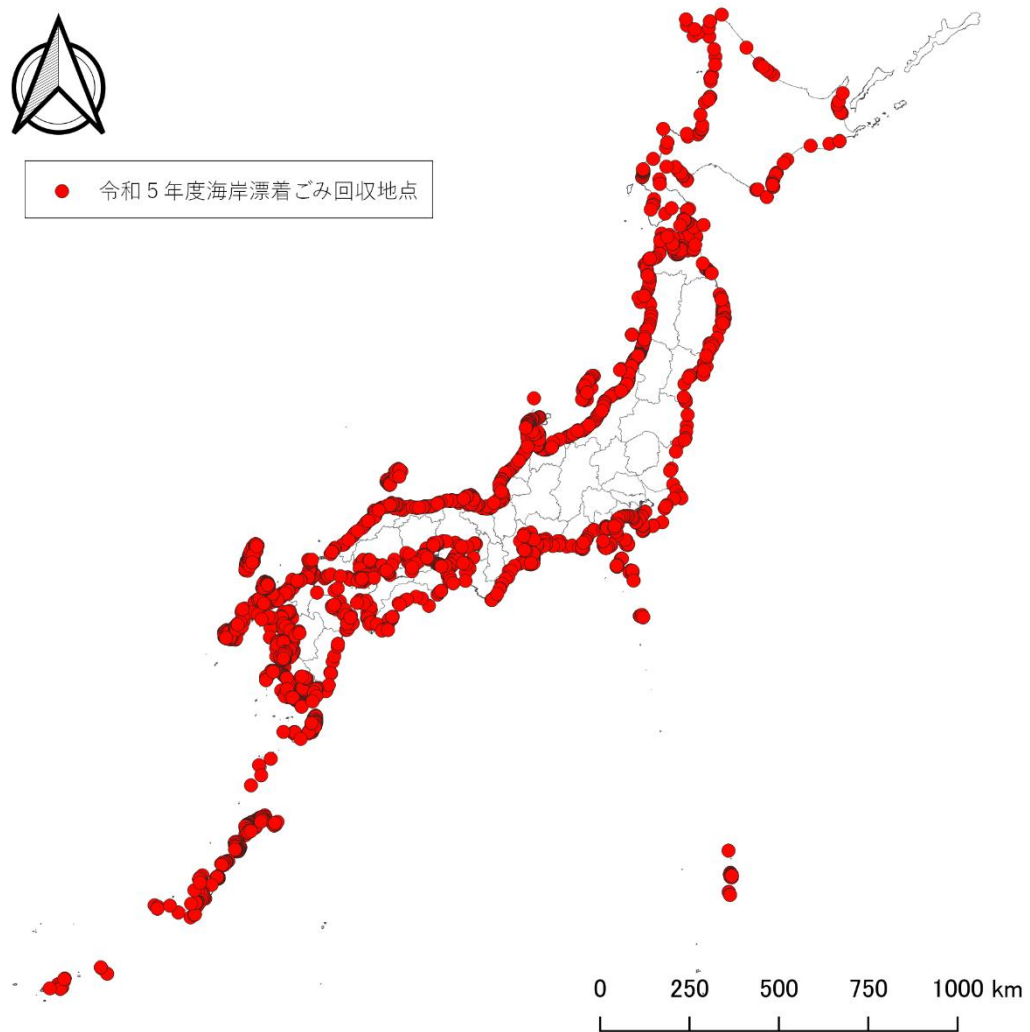


図 II- 13 令和5年度における海岸漂着物等の回収地点

〈日本語版属性情報〉

- ID
- 所在地（都道府県名、市区町村名、住所）
- 緯度経度
- 海岸名、港湾名
- 清掃年月日
- 回収量（容積 m³ と重量トン（漂着ごみ全体と、プラスチックごみ双方））
- 清掃した海岸線の長さ（km）
- 回収密度（m³/km、t/km）（漂着ごみ全体と、プラスチックごみ双方）

- ごみの組成（重量ベース％：自然系及び人工系、人工系のうちプラスチックごみ）
- ごみの組成（容積ベース％：自然系及び人工系、人工系のうちプラスチックごみ）
- 処分方法（焼却・埋立て等）
- 海岸区分・海岸管理者
- 事業主体
- 備考
- 添付写真（清掃前後の写真）

〈英訳版属性情報〉

- ID
- Location (Prefecture, City/Town/Village, Address)
- Latitude and Longitude
- Beach Name, Port Name
- Cleaning Date
- Collection Volume (in m³ and Weight in metric tons, for both total marine litter and plastic waste)
- coastal length to collection(km)
- Collection Density (m³/km, t/km, for both total marine litter and plastic waste)
- Composition of Litter (Percentage by Weight: Natural and Artificial, of which Plastic Waste)
- Composition of Litter (Percentage by Volume: Natural and Artificial, of which Plastic Waste)
- Disposal Method (Incineration, Landfill, etc.)
- Beach Classification and Beach Administrator
- Project Entity
- Remarks

注) 1. 回収実態把握調査から、回収実態があり回収地点の詳細位置がわかっているもののみデータ化した。

注) 2. 人工系ごみのうちプラスチックごみの量及び割合については、令和5年度の組成調査結果より算出したため、実測値ではない。

III章 漂着ごみ組成調査データの取りまとめ及び特定の地域における海洋への流出実態把握の 推及び特定の地域における海洋への流出実態把握の推計等の実施結果

1. 漂着ごみ組成調査データの取りまとめ結果

1.1 目的

海岸漂着物対策の対象や方向性、具体的な対策等の検討のための指標、さらに、実施した施策の長期的な評価指標を得ることを目的として、海岸及び地域ごとの特性・特徴及び時系列変動特性等の分析のため、令和5年度に実施された漂着ごみ組成調査の結果を取りまとめた。

1.2 取りまとめの方法

令和5年度漂着ごみ組成調査は、各都道府県及びその委託先が地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（以下「調査ガイドライン」という。）に基づき実施した4度目の組成調査である。また令和5年度より分類品目が一部変更となったこともあり、調査データに抜け漏れや誤入力等が生じる恐れがある。したがって、同データの取りまとめに当たっては、誤入力データ等を修正した。修正に当たっては、各都道府県海岸漂着物等対策担当者に確認した。確認には、調査実施都道府県の半数近くにご協力いただいた。

なお、上記の通り令和5年度に調査ガイドラインを改訂しているため、本とりまとめは調査ガイドライン改訂後のごみの分類を用いて実施した。

1.3 取りまとめの結果

1.3.1 各都道府県の漂着ごみ組成調査の実施状況

令和5年度は海岸を有するすべての都道府県において、調査ガイドラインに基づく漂着ごみの組成調査が実施された。調査ガイドラインに記載の調査で使用する分類表には「必須項目」と「オプション項目」があり、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。

また、調査ガイドラインでは、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子については、記載されたバーコードやラベル等の表記が読み取れるものについて言語の特定を行い、データシート様式にしたがって分類することとしている。

これらの調査項目の実施状況は表 III-1 のとおりである。

表 III-1 各都道府県の漂着ごみ組成調査の項目

No.	都道府県	必須項目			オプション項目			言語
		個数	重量	容積	個数	重量	容積	表記
1	北海道				○	○	○	○
2	青森県	○	○	○				○
3	岩手県				○	○		
4	宮城県				○	○	○	○
5	秋田県				○	○	○	○
6	山形県				○	○	○	○
7	福島県	○	○	○				○
8	茨城県				○	○	○	○
9	千葉県				○	○	○	○
10	東京都				○	○	○	○
11	神奈川県				○	○	○	○
12	新潟県	○	○					○
13	富山県				○	○	○	○
14	石川県				○	○	○	○
15	福井県				○	○	○	○
16	静岡県				○	○	○	○
17	愛知県				○	○	○	○
18	三重県				○	○	○	○
19	京都府				○	○	○	○
20	大阪府				○	○		○
21	兵庫県				○	○	○	○
22	和歌山県				○	○	○	○
23	鳥取県				○	○		○
24	島根県				○	○	○	○
25	岡山県				○	○	○	○
26	広島県				○	○	○	○
27	山口県				○	○	○	○
28	徳島県				○	○	○	○
29	香川県				○	○	○	○
30	愛媛県				○	○	○	○
31	高知県				○	○	○	○
32	福岡県				○	○	○	○
33	佐賀県	○	○	○				○
34	長崎県				○	○	○	○
35	熊本県※	○	○		○	○		○
36	大分県				○	○	○	○
37	宮崎県				○	○	○	○
38	鹿児島県	○	○	○				○
39	沖縄県	○	○	○				○
	合計	7	7	5	33	33	29	38

※熊本県では、1 地点を必須項目、1 地点をオプション項目で調査している。

1.3.2 漂着ごみ組成調査の取りまとめ結果

(1) 調査地点

令和5年度に全国で漂着ごみ組成調査が実施された地点数は、表 III-2 及び図 III-1 のとおり、合計 76 地点であった。そのうち、河口付近に位置する調査地点数は合計 21 地点であった。また、島しょ部に位置する調査地点数は合計 11 地点であった。

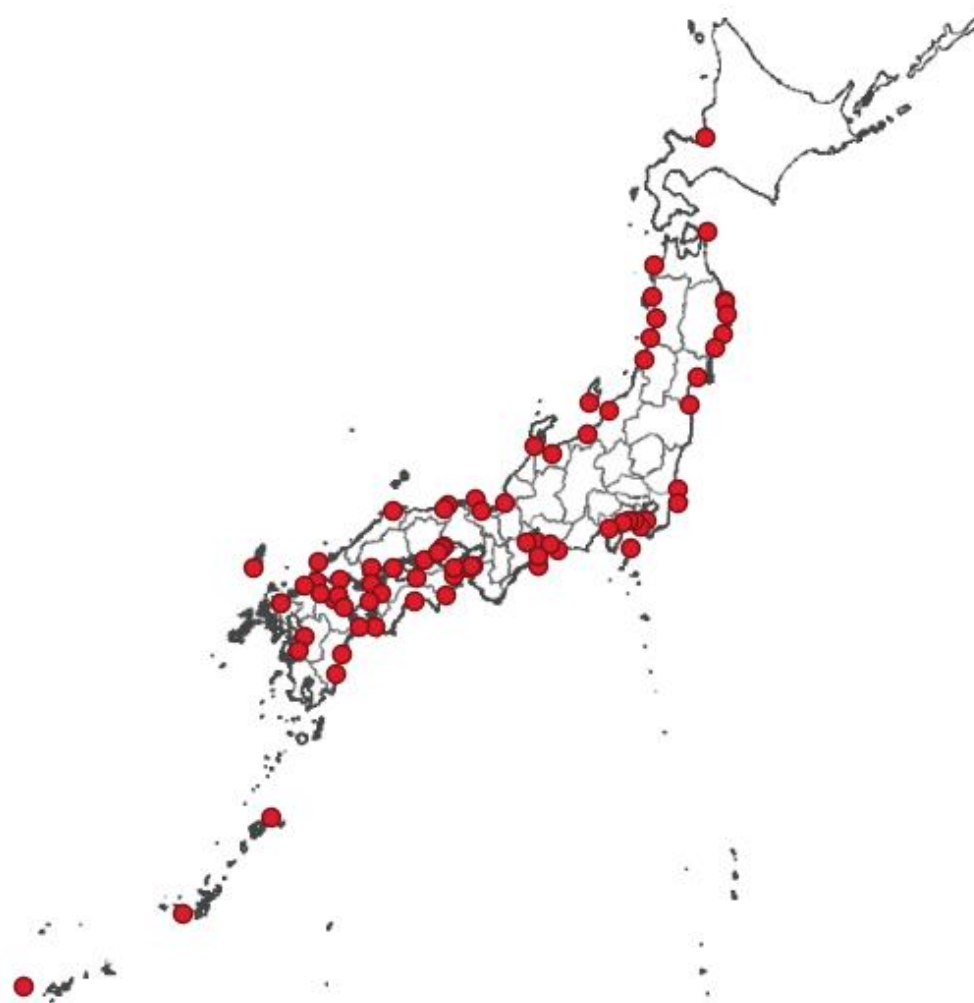
調査地点数を黒潮上下流、対馬暖流上下流、瀬戸内海、親潮の6海域別（表 III-3、図 III-2 参照）に見ると、瀬戸内海が 23 地点と最も多かった（表 III-4）。

表 III-2 令和5年度漂着ごみ組成調査地点数

No.	都道府県	調査 地点数	河口付 近※1	島しょ ※2
1	北海道	1		
2	青森県	2		
3	岩手県	5	3	
4	宮城県	1	1	
5	秋田県	3	1	
6	山形県	1		
7	福島県	1		
8	茨城県	1		
9	千葉県	2		
10	東京都	1		1
11	神奈川県	4	3	
12	新潟県	3	1	1
13	富山県	1		
14	石川県	1		
15	福井県	1		
16	静岡県	1		
17	愛知県	3	1	
18	三重県	3	1	1
19	京都府	2		
20	大阪府	1	1	
21	兵庫県	2		
22	和歌山県	2		1
23	鳥取県	1		
24	島根県	1	1	
25	岡山県	3		
26	広島県	1		1
27	山口県	4	1	
28	徳島県	3	2	
29	香川県	1		
30	愛媛県	4		1
31	高知県	1	1	
32	福岡県	2		
33	佐賀県	1		
34	長崎県	1		1
35	熊本県	2	1	1
36	大分県	4		
37	宮崎県	2	2	
38	鹿児島県	1	1	1
39	沖縄県	2		2
	合計	76	21	11

※1 調査ガイドラインに記載事項を踏まえ、一級河川、二級河川の河口中心から、太平洋側は概ね 3 km、日本海側・瀬戸内海は概ね 1 km 以内にある調査地点を対象とした。

※2 離島振興法、奄美群島振興開発特措法、沖縄振興特措法で指定されている有人離島、又は、その他無人島を対象とした。



(出典：国土地理院地図より作成)

図 III-1 令和5年度漂着ごみ組成調査地点

表 III-3 各沿岸域区分の境界

海流		沿岸域区分の境界
a	対馬暖流と黒潮	熊本県と鹿児島県の県境
b	黒潮と親潮	千葉県と茨城県の県境
c	対馬暖流と親潮（根室方面）	ノサップ岬灯台
d	対馬暖流と親潮（津軽海峡方面）	（北海道側は）広尾町とえりも町の町境 （青森県側は）尻屋崎灯台
e	対馬暖流上流と対馬暖流下流	石川県と富山県の県境
f	黒潮上流と黒潮下流	和歌山県と三重県の県境

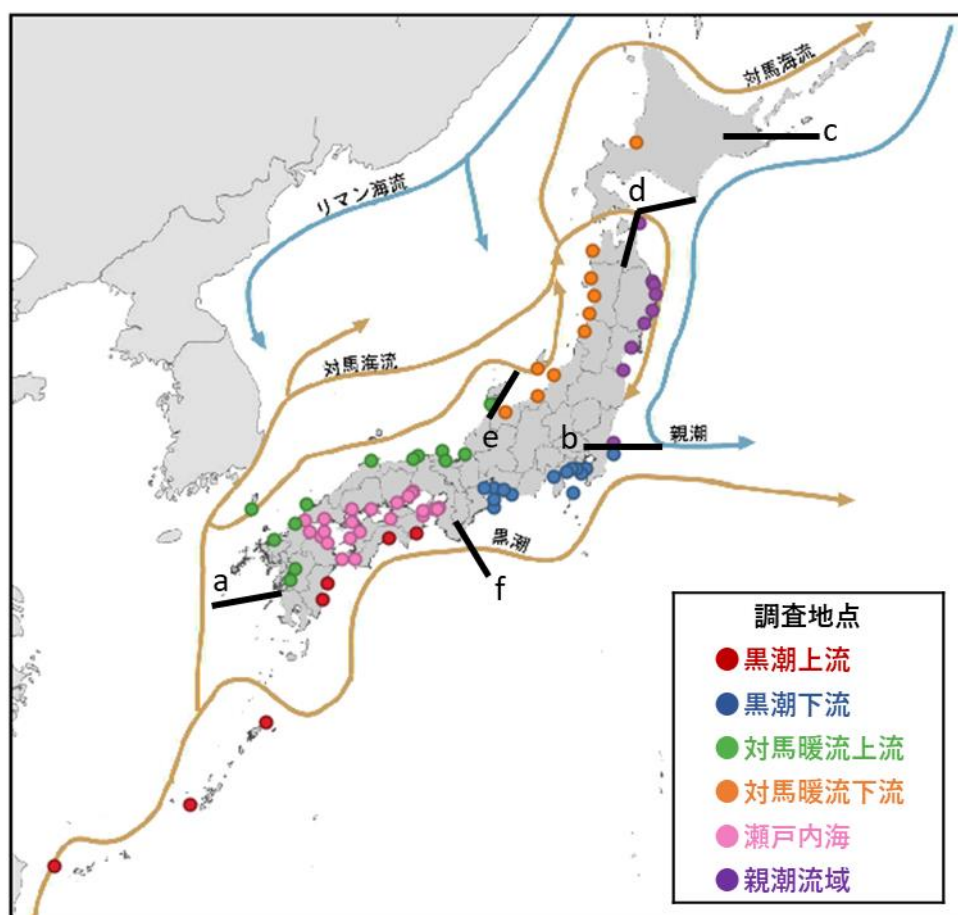


図 III-2 各沿岸域区分の境界

表 III-4 沿岸域別調査地点数

No.	沿岸域区分	調査地点数
1	黒潮上流	7
2	黒潮下流	14
3	対馬暖流上流	13
4	対馬暖流下流	10
5	瀬戸内海	23
6	親潮流域	9
	合計	76

(2) 調査時期

令和5年度の月ごとの調査回数等は、表 III-5 のとおりである。全般的には秋から冬にかけて各地点で年1回調査を実施していることが多いが、春から夏頃に調査を実施してい

る事例も散見された。1年間に複数回の調査を実施している三重県、長崎県、大分県を除くと、春から夏に調査を実施している地点は、気候的に秋から冬に調査を実施することが困難な地域や、季節風の影響により春から夏に漂着ごみの量が多くなると考えられる地域が主に確認された。

表 III-5 令和5年度の月ごとの調査回数

調査時期		調査回数※	各都道府県の該当月の調査地点数
令和5年	4月	1	福井県（1）
	5月	1	長崎県（1）
	6月	8	岩手県（5）、秋田県（3）
	7月	1	福島県（1）
	8月	2	三重県（1）、岡山県（1）
	9月	5	北海道（1）、静岡県（1）、三重県（2）、長崎県（1）
	10月	20	青森県（2）、千葉県（1）、富山県（1）、石川県（1）、京都府（2）、和歌山県（2）、鳥取県（1）、愛媛県（4）、大分県（4）、徳島県（2）
	11月	9	山形県（1）、千葉県（1）、愛知県（1）、広島県（1）、岡山県（1）、徳島県（1）、沖縄県（2）、長崎県（1）
	12月	20	宮城県（1）、神奈川県（4）、愛知県（2）、三重県（1）、大阪府（1）、山口県（4）、大分県（4）、岡山県（1）、福岡県（2）
	1月	6	三重県（1）、高知県（1）、佐賀県（1）、宮崎県（2）、長崎県（1）
	2月	8	茨城県（1）、東京都（1）、三重県（1）、鹿児島県（1）、島根県（1）、兵庫県（1）、熊本県（2）
	3月	5	香川県（1）、新潟県（3）、兵庫県（1）

※ 三重県、長崎県、大分県は1年間に同一地点において複数回調査を実施している。

（3）漂着ごみ組成

① 組成品目別の取りまとめ結果

令和5年度の全国の漂着ごみ組成調査結果の集計結果は表 III-6 のとおりである。本調査により、全国で87,725個（7,852 kg）の漂着ごみ（人工物）が回収・処理された。全国の漂着ごみ組成調査結果を品目ごとに集計し、人工物のうち占める割合が大きい上位10位を整理した結果を表 III-7 及び表 III-8 に示す。同表では、全国の調査地点のデータを合算するため、より大まかな分類である必須項目ベースで集計している。個数では、「カキ養殖用まめ管（長さ1.5 cm程度）」が最も多く、全体の約18%を占めていた。重量では、「木（木材等）」が最も多く、全体の約23%を占めていた。

漂着ごみ組成調査結果を、海流を考慮した沿岸域区分別に集計し、人工物のうち占める割合が大きい上位10品目を整理した結果を表 III-9～表 III-20 に示す。

黒潮上流域では、個数は「飲料用（ペットボトル）＜1L」が最も多かった。なお、沖縄の調査地点は令和4年と令和5年で変更になっており、令和4年の沖縄での総回収個数は28,764個であったのに対し、令和5年は計1,446個になっており、ランキングにも影響を与えている可能性がある。重量では「木（木材等）」が最も多く、全体の約23%を占めていた。

黒潮下流域では、個数は「プラスチックその他（必須項目）」が最も多く約11%、重量では「木（木材等）」が最も多く約26%を占めた。

対馬暖流上流域では、個数では「プラ製ロープ・ひも（漁具）」が最も多く約 25%、重量では「硬質プラスチック破片」が最も多く約 20%を占めた。

対馬暖流下流では、個数、重量共に「プラ製ロープ・ひも（漁具）」が最も多く、個数では約 24%、重量では約 34%を占めた。

瀬戸内海域では、個数は「カキ養殖用まめ管（長さ 1.5 cm程度）」が最も多く、全体の約 33%を占めていた。また、2位は「カキ養殖用パイプ（長さ 10 - 20 cm程度）」であり、上位 2 品目がどちらもカキ養殖資材だった。重量で最も多かったのは「木（木材等）」で約 46%を占めていた。

親潮流域では、個数、重量共に「プラ製ロープ・ひも（漁具）」が最も多かった。

また、調査ガイドラインに基づく漂着ごみの組成調査は令和 2 年度に開始し、今回取りまとめた令和 5 年度調査までで 4 年分の取りまとめが終了している。表 III-21 から表 III-34 では、令和 2 年～ 5 年までの個数・重量に関する組成順位から、4 年連続で上位 10 位以内となった品目を全国及び沿岸区分ごとに抽出した結果を示した。全国における個数の順位では、7 品目が 4 年連続で上位 10 位以内となった。特に「カキ養殖用まめ管（長さ 1.5 cm程度）」、「ボトルのキャップ、ふた」、「飲料用（ペットボトル）＜1L」、
「プラ製ロープ・ひも（漁具）」は 4 年連続で 5 位以内と高い順位を保っていた。重量でも 7 品目が 4 年連続で上位となっており、特に「木（木材等）」は 4 年連続で 1 位だった。

黒潮上流域では、個数について 4 年連続上位となったのは 3 品目、重量では 5 品目のみであった。黒潮上流に存在する沖縄県では、令和 2 年から 5 年にかけて調査地点を変更しており、毎年異なる島しょを調査地点として選定していることから、各島しょの地域特性が異なることが黒潮上流の組成順位に影響を与えていることも考えられる。

黒潮下流の個数では、6 品目が 4 年連続上位となった。特に「ボトルのキャップ、ふた」は 4 年連続で上位 3 位以内であった。重量では 6 品目が 4 年連続で上位であり、特に「木（木材等）」は 4 年連続で 1 位だった。

対馬暖流上流では、個数において 6 品目が 4 年連続で上位 10 位以内であり、特に「プラ製ロープ・ひも（漁具）」は 4 年連続 1 位であった。重量では 7 品目が 4 年連続で上位であり、「木（木材等）」及び「硬質プラスチック破片」は 4 年連続上位 3 位以内であった。

対馬暖流下流では、個数において 5 品目が 4 年連続で上位となった。特に「プラ製ロープ・ひも（漁具）」と「ボトルのキャップ、ふた」は 4 年連続で上位 3 位以内となっていた。重量では 7 品目が継続的な上位品目であり、「プラ製ロープ・ひも（漁具）」、「木（木材等）」は継続して上位 3 位以内だった。

瀬戸内海域では、個数において 7 品目が 4 年連続で上位 10 位以内であり、特に「カキ養殖用まめ管（長さ 1.5 cm程度）（漁具）」は 4 年連続で 1 位、「カキ養殖用パイプ（長さ 10-20 cm程度）（漁具）」は 4 年連続で 2 位であった。重量でも 6 品目が上位 10 位以内を維持しており、特に「木（木材等）」は 4 年連続で 1 位だった。

親潮流域では、個数において 6 品目が上位 10 位以内を維持しており、特に「プラ製ロープ・ひも（漁具）」は 4 年連続で 1 位となった。重量では 6 品目が上位 10 位以内を維持していた。

表 III-6 令和 5 年度漂着ごみ組成調査で回収・処理された漂着ごみ（人工物）の個数及び重量

No.	沿岸域区分	調査地点数	漂着ごみの個数		漂着ごみの重量※ 1	
			個	割合※ 2	kg	割合※ 2
1	黒潮上流	7	2,668	3%	274	3%
2	黒潮下流	14	8,957	10%	201	3%
3	対馬暖流上流	13	21,768	25%	3,238	41%
4	対馬暖流下流	10	8,379	10%	2,478	32%
5	瀬戸内海	23	43,773	50%	1,374	18%
6	親潮流域	9	2,180	2%	287	4%
	合計	76	87,725	100%	7,852	100%

※ 1 重量が未計測かつ重量換算されていないデータは含まない。

※ 2 各海域の調査地点数、地点ごとの調査時期、調査前の出水及び清掃の状況等が異なるため、当該割合が全国の代表的な漂着ごみの個数や重量の分布を示すものではない。

表 III-7 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（全国、必須項目、個数ベース）

○ 全国_個数_人工物ランキング					
順位	R5			R4順位	
	品目	個	割合		
1	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	15,594	17.8%	1	
2	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）（漁具）	11,084	12.6%	6	
3	プラ製ロープ・ひも（漁具）	10,129	11.5%	5	
4	ボトルのキャップ、ふた	9,698	11.1%	2	
5	飲料用（ペットボトル）＜1L	6,430	7.3%	4	
6	プラスチックその他（必須項目）	4,549	5.2%	9	
7	ポリ袋（不透明&透明）	4,487	5.1%	7	
8	発泡スチロール製コップ、食品容器	2,522	2.9%	22	
9	金属	2,161	2.5%	16	
10	その他の漁具・釣具	2,152	2.5%	8	

（備考）

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-8 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（全国、必須項目、重量ベース、人工物）

○ 全国_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	木（木材等）	1,819	23.2%	1
2	プラ製ロープ・ひも（漁具）	1,404	17.9%	3
3	硬質プラスチック破片	868	11.1%	4
4	漁網（漁具）	741	9.4%	2
5	発泡スチロール製フロート・ブイ（漁具）	636	8.1%	8
6	プラスチックその他（必須項目）	430	5.5%	9
7	ブイ（漁具）	427	5.4%	5
8	飲料用（ペットボトル）＜1L	338	4.3%	7
9	ガラス・陶器	167	2.1%	6
10	その他のプラボトル類≧1L	152	1.9%	13

（備考）

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特種が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがあるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-9 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（黒潮上流、必須項目、個数ベース、人工物）

○ 黒潮上流_個数_人工物ランキング					
順位	R5			R4順位	
	品目	個	割合		
1	飲料用（ペットボトル）＜1L	693	26.0%	3	
2	プラ製ロープ・ひも（漁具）	273	10.2%	17	
3	ボトルのキャップ、ふた	253	9.5%	2	
4	ブイ（漁具）	217	8.1%	5	
5	プラスチックその他（必須項目）	192	7.2%	12	
6	ウレタン	152	5.7%	16	
7	飲料用（ペットボトル）≧1L	127	4.8%	18	
8	ポリ袋（不透明&透明）	92	3.4%	9	
9	生活雑貨（歯ブラシ等）	80	3.0%	4	
10	金属	74	2.8%	26	

（備考）

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-10 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（黒潮上流、必須項目、重量ベース）

○ 黒潮上流_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	木（木材等）	63	23.1%	4
2	ブイ（漁具）	48	17.4%	2
3	プラ製ロープ・ひも（漁具）	34	12.3%	13
4	硬質プラスチック破片	25	9.0%	3
5	飲料用（ペットボトル）＜1L	24	8.8%	6
6	プラスチックその他（必須項目）	13	4.9%	10
7	発泡スチロールの破片	9	3.3%	8
8	飲料用（ペットボトル）≧1L	9	3.2%	18
9	ゴム	8	3.1%	5
10	発泡スチロール製フロート・ブイ（漁具）	8	2.8%	9

（備考）

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがあるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-11 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（黒潮下流、必須項目、個数ベース、人工物）

○ 黒潮下流_個数_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	個	割合	
1	プラスチックその他（必須項目）	1,017	11.4%	5
2	発泡スチロール製コップ、食品容器	974	10.9%	10
3	ボトルのキャップ、ふた	872	9.7%	1
4	ポリ袋（不透明&透明）	866	9.7%	3
5	金属	724	8.1%	2
6	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	657	7.3%	9
7	飲料用（ペットボトル）＜1L	498	5.6%	6
8	プラ製ロープ・ひも（漁具）	429	4.8%	14
9	たばこ吸殻（フィルター）	407	4.5%	16
10	プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	361	4.0%	4

（備考）

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-12 令和5年度漂着ごみ品目上位 10 種（黒潮下流、必須項目、重量ベース、人工物）

○ 黒潮下流_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	木（木材等）	53	26.2%	1
2	飲料用（ペットボトル）＜1L	26	12.8%	9
3	プラスチックその他（必須項目）	16	7.9%	10
4	ゴム	15	7.6%	6
5	硬質プラスチック破片	13	6.2%	3
6	プラ製ロープ・ひも（漁具）	10	5.0%	14
7	ガラス・陶器	9	4.6%	7
8	金属	9	4.3%	5
9	飲料用（ペットボトル）≧1L	7	3.4%	4
10	その他のプラボトル＜1L	5	2.4%	17

（備考）

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがあるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-13 令和5年度漂着ごみ品目上位10種
(対馬暖流上流、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 対馬暖流上流_個数_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	個	割合	
1	プラ製ロープ・ひも（漁具）	5,523	25.4%	1
2	ボトルのキャップ、ふた	2,959	13.6%	3
3	飲料用（ペットボトル）＜1L	2,890	13.3%	2
4	ポリ袋（不透明&透明）	1,684	7.7%	6
5	飲料用（ペットボトル）≧1L	1,009	4.6%	4
6	プラスチックその他（必須項目）	723	3.3%	5
7	梱包資材_テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）	616	2.8%	8
8	木（木材等）	528	2.4%	13
9	その他の漁具・釣具	519	2.4%	9
10	発泡スチロール製コップ、食品容器	515	2.4%	24

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-14 令和5年度漂着ごみ品目上位10種
(対馬暖流上流、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 対馬暖流上流_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	硬質プラスチック破片	644	19.9%	3
2	発泡スチロール製フロート・ブイ（漁具）	601	18.6%	8
3	木（木材等）	466	14.4%	1
4	プラ製ロープ・ひも（漁具）	287	8.9%	2
5	ブイ（漁具）	253	7.8%	5
6	プラスチックその他（必須項目）	198	6.1%	9
7	漁網（漁具）	175	5.4%	4
8	飲料用（ペットボトル）＜1L	166	5.1%	6
9	その他のプラボトル類≧1L	97	3.0%	12
10	飲料用（ペットボトル）≧1L	62	1.9%	7

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-15 令和5年度漂着ごみ品目上位10種
(対馬暖流下流、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 対馬暖流下流_個数_人工物ランキング					
順位	R5				R4順位
	品目	個	割合		
1	プラ製ロープ・ひも（漁具）	2,002	23.9%		1
2	ボトルのキャップ、ふた	1,343	16.0%		2
3	飲料用（ペットボトル）＜1L	625	7.5%		4
4	プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	439	5.2%		3
5	プラスチックその他（必須項目）	317	3.8%		7
6	その他のプラボトル＜1L	290	3.5%		6
7	ブイ（漁具）	289	3.4%		12
8	ポリ袋（不透明&透明）	247	2.9%		5
9	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	214	2.6%		24
10	その他の漁具・釣具	205	2.4%		15

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-16 令和5年度漂着ごみ品目上位10種
(対馬暖流下流、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 対馬暖流下流_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	プラ製ロープ・ひも（漁具）	835	33.7%	1
2	漁網（漁具）	547	22.1%	24
3	木（木材等）	543	21.9%	2
4	プラスチックその他（必須項目）	141	5.7%	5
5	ブイ（漁具）	98	4.0%	4
6	硬質プラスチック破片	94	3.8%	3
7	その他のプラボトル類≧1L	37	1.5%	7
8	飲料用（ペットボトル）<1L	33	1.3%	6
9	ガラス・陶器	26	1.1%	8
10	その他のプラボトル<1L	17	0.7%	9

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-17 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（瀬戸内海、必須項目、個数ベース、人工物）

○ 瀬戸内海_個数_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	個	割合	
1	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	14,329	32.7%	1
2	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）（漁具）	10,962	25.0%	2
3	ボトルのキャップ、ふた	3,961	9.0%	3
4	プラスチックその他（必須項目）	2,234	5.1%	12
5	ポリ袋（不透明&透明）	1,505	3.4%	5
6	飲料用（ペットボトル）＜1L	1,501	3.4%	7
7	プラ製ロープ・ひも（漁具）	1,339	3.1%	6
8	その他の漁具・釣具	1,258	2.9%	4
9	発泡スチロール製コップ、食品容器	825	1.9%	15
10	プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	810	1.9%	8

（備考）

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-18 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（瀬戸内海、必須項目、重量ベース、人工物）

○ 瀬戸内海_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	木（木材等）	628	45.7%	1
2	プラ製ロープ・ひも（漁具）	112	8.2%	3
3	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）（漁具）	107	7.8%	7
4	硬質プラスチック破片	82	6.0%	4
5	ガラス・陶器	74	5.4%	2
6	飲料用（ペットボトル）＜1L	74	5.4%	6
7	プラスチックその他（必須項目）	59	4.3%	5
8	ゴム	35	2.6%	11
9	金属	27	2.0%	10
10	発泡スチロールの破片	17	1.3%	12

（備考）

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特種が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-19 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（親潮流域、必須項目、個数ベース、人工物）

○ 親潮流域_個数_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	個	割合	
1	プラ製ロープ・ひも（漁具）	563	25.8%	1
2	ボトルのキャップ、ふた	310	14.2%	3
3	飲料用（ペットボトル）＜1L	223	10.2%	5
4	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	131	6.0%	4
5	金属	119	5.5%	9
6	ポリ袋（不透明&透明）	93	4.3%	7
7	ウレタン	68	3.1%	10
8	プラスチックその他（必須項目）	66	3.0%	2
9	プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	55	2.5%	14
10	飲料用（ペットボトル）≧1L	51	2.3%	15

（備考）

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-20 令和5年度漂着ごみ品目上位10種（親潮流域、必須項目、重量ベース、人工物）

○ 親潮流域_重量_人工物ランキング				
順位	R5			R4順位
	品目	kg	割合	
1	プラ製ロープ・ひも（漁具）	126	43.7%	1
2	木（木材等）	67	23.1%	3
3	ブイ（漁具）	16	5.6%	2
4	飲料用（ペットボトル）＜1L	16	5.6%	6
5	硬質プラスチック破片	11	3.7%	4
6	シートや袋の破片	10	3.4%	11
7	ゴム	7	2.6%	12
8	ガラス・陶器	7	2.3%	5
9	金属	6	2.2%	10
10	飲料用（ペットボトル）≧1L	3	1.2%	15

（備考）

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-21 4年連続で上位10位以内に入った品目（全国、必須項目、個数ベース、人工物）

○ 全国_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	1	2	1	1
ボトルのキャップ、ふた	3	1	2	4
飲料用（ペットボトル）<1L	2	5	4	5
プラ製ロープ・ひも（漁具）	5	3	5	3
カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）（漁具）	4	4	6	2
プラスチックその他（必須項目）	8	8	9	6
ポリ袋（不透明&透明）	7	6	7	7

（備考）

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-22 4年連続で上位10位以内に入った品目（全国、必須項目、重量ベース、人工物）

○ 全国_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
木（木材等）	1	1	1	1
プラ製ロープ・ひも（漁具）	2	3	3	2
硬質プラスチック破片	3	2	4	3
ブイ（漁具）	6	4	5	7
ガラス・陶器	10	6	6	9
飲料用（ペットボトル）＜1L	5	5	7	8
発泡スチロール製フロート・ブイ（漁具）	9	7	8	5

（備考）

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-23 4年連続で上位10位以内に入った品目
(黒潮上流、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 黒潮上流_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
ボトルのキャップ、ふた	2	3	2	3
飲料用(ペットボトル) <1L	6	1	3	1
ブイ(漁具)	4	2	5	4

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋(不透明、透明)の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋(不透明、透明)は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ2.5cm未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻(フィルター)はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-24 4年連続で上位10位以内に入った品目
(黒潮上流、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 黒潮上流_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
ブイ (漁具)	3	2	2	2
硬質プラスチック破片	4	3	3	4
木 (木材等)	1	1	4	1
ゴム	8	7	5	9
飲料用 (ペットボトル) <1L	7	5	6	5

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子 (ブイ)」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋 (不透明、透明) は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻 (フィルター) はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-25 4年連続で上位10位以内に入った品目
(黒潮下流、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 黒潮下流_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
ボトルのキャップ、ふた	1	1	1	3
プラスチックその他(必須項目)	3	4	5	1
金属	5	3	2	5
ポリ袋(不透明&透明)	6	2	4	4
プラ製食品容器(食器、食品容器、トレイ、調味料容器等)	2	5	4	10
飲料用(ペットボトル) <1L	4	7	6	7

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋(不透明、透明)の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋(不透明、透明)は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻(フィルター)はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-26 4年連続で上位10位以内に入った品目
(黒潮下流、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 黒潮下流_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
木(木材等)	1	1	1	1
硬質プラスチック破片	5	3	3	5
金属	4	5	5	8
ゴム	9	4	6	4
ガラス・陶器	10	6	7	7
飲料用(ペットボトル) <1L	7	8	9	2

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋(不透明、透明)は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ2.5cm未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻(フィルター)はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-27 4年連続で上位10位以内に入った品目
(対馬暖流上流、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 対馬暖流上流_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
プラ製ロープ・ひも（漁具）	1	1	1	1
飲料用（ペットボトル）<1L	2	3	2	3
ボトルのキャップ、ふた	3	2	3	2
飲料用（ペットボトル）≥1L	7	8	4	5
ポリ袋（不透明&透明）	5	4	6	4
梱包資材_テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）	9	9	8	7

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-28 4年連続で上位10位以内に入った品目
(対馬暖流上流、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 対馬暖流上流_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
木(木材等)	1	3	1	3
プラ製ロープ・ひも(漁具)	2	1	2	4
硬質プラスチック破片	3	2	3	1
ブイ(漁具)	4	4	5	5
飲料用(ペットボトル) <1L	9	5	6	8
発泡スチロール製フロート・ブイ(漁具)	8	7	8	2
プラスチックその他(必須項目)	5	9	9	6

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋(不透明、透明)は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ2.5cm未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻(フィルター)はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-29 4年連続で上位10位以内に入った品目
(対馬暖流下流、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 対馬暖流下流_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
プラ製ロープ・ひも（漁具）	1	3	1	1
ボトルのキャップ、ふた	2	2	2	2
プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	9	4	3	4
飲料用（ペットボトル）＜1L	3	7	4	3
ポリ袋（不透明&透明）	7	10	5	8

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-30 4年連続で上位10位以内に入った品目
(対馬暖流下流、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 対馬暖流下流_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
プラ製ロープ・ひも（漁具）	2	3	1	1
木（木材等）	1	2	2	3
硬質プラスチック破片	3	1	3	6
プラスチックその他（必須項目）	7	9	5	4
ブイ（漁具）	4	8	4	5
飲料用（ペットボトル）<1L	8	7	6	8
その他のプラボトル類≧1L	9	5	7	7

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-31 4年連続で上位10位以内に入った品目
(瀬戸内海、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 瀬戸内海_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	1	1	1	1
カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）（漁具）	2	2	2	2
ボトルのキャップ、ふた	4	3	3	3
ポリ袋（不透明&透明）	6	4	5	5
プラ製ロープ・ひも（漁具）	7	5	6	7
飲料用（ペットボトル）<1L	3	6	7	6
プラ製食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）	5	7	8	10

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-32 4年連続で上位10位以内に入った品目
(瀬戸内海、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 瀬戸内海_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
木(木材等)	1	1	1	1
ガラス・陶器	8	2	2	5
プラ製ロープ・ひも(漁具)	9	5	3	2
硬質プラスチック破片	6	3	4	4
飲料用(ペットボトル) <1L	3	6	6	6
カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm程度)(漁具)	10	4	7	3

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋(不透明、透明)は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ2.5cm未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻(フィルター)はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-33 4年連続で上位10位以内に入った品目
(親潮流域、必須項目、個数ベース、人工物)

○ 親潮流域_個数_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
プラ製ロープ・ひも（漁具）	1	1	1	1
プラスチックその他（必須項目）	9	4	2	8
ボトルのキャップ、ふた	3	2	3	2
カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	6	6	4	4
飲料用（ペットボトル）＜1L	7	5	5	3
ポリ袋（不透明&透明）	2	8	7	6

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも表の品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。
例えば、必須項目であるポリ袋（不透明、透明）は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-34 4年連続で上位10位以内に入った品目
(親潮流域、必須項目、重量ベース、人工物)

○ 親潮流域_重量_人工物ランキング4年連続上位品目				
品目	順位			
	R2	R3	R4	R5
プラ製ロープ・ひも (漁具)	3	4	1	1
ブイ (漁具)	5	5	2	3
木 (木材等)	2	1	3	2
硬質プラスチック破片	6	7	4	5
飲料用 (ペットボトル) <1L	10	8	6	4
金属	4	3	10	9

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子 (ブイ)」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、調査地点及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 必須項目は、これまでの環境省モニタリング調査結果を基に、回収量が多い品目から選定しており、それらを細分化したものがオプション項目である。調査ガイドラインでは、調査地点の特徴や自治体の事情等により、必要と判断した項目を選択することとしている。例えば、必須項目であるポリ袋 (不透明、透明) は、オプション項目の「食品の容器包装」「レジ袋」「その他プラスチック袋」に細分化される。
- 6 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻 (フィルター) はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

② 言語表記調査の取りまとめ結果

ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子における表記言語別の個数及び割合について、都道府県及び沿岸域区分ごとに区分し図 III-3～図 III-11 に示した。なお、同一地点で複数回調査が実施された場合や、1つの都道府県内に同じ沿岸域区分の調査地点が複数存在した場合には、各項目の個数を合算することで都道府県及び沿岸域区分ごとの年間の漂着量とした。

(ア) ペットボトル

全国で回収されたペットボトルの総数 6,901 個中、4,140 個の言語が判別できた。

言語が判別できたもののうち日本語表記製品の割合を沿岸域区分間で比較すると、黒潮下流では9割以上、瀬戸内海域では約9割、親潮流域では約8割であるのに対し、黒潮上流域では1割未満であった。黒潮下流域で上流域より外国語表記製品が少ない理由としては、主に上流域から流出すると考えられる外国語表記製品は、漂着等により数が減少しながら下流に運ばれているためと考えられる。また、黒潮下流の三重県の調査地点は閉鎖性海域である伊勢湾に面しているほか、愛知県でも3地点中2地点が伊勢湾に面している。また、神奈川県でも4地点中1地点、千葉県でも2地点中1地点が閉鎖性海域である東京湾に面している。そのため、黒潮の影響を受けづらく、周囲の陸域から流出したごみの影響が大きいと考えられる。また、瀬戸内海で外国語表記が少ない原因としても、瀬戸内海は閉鎖性海域であるため近隣を流れる黒潮や対馬暖流の影響を受けづらく、周囲の陸域から流出したごみの影響が大きいためであると予想される。

各沿岸域に面する県ごとに比較すると、黒潮流域において言語が判別できた漂着個数が10個以上の地点に着目すると、最上流に当たる沖縄県・鹿児島県では外国語表記製品が9割以上を占め、それより下流の地域では1割未満であった。なお、沖縄県・鹿児島県の外国語表記製品のうち9割以上が中国・台湾語表記であり、黒潮の上流に当たる中国・台湾からの流出が示唆された。

対馬暖流域では、熊本県、北海道で回収されたペットボトルは全て日本語表記だった。熊本県の調査地点2地点は、閉鎖性海域である八代海と島原湾に面していることから、近隣を流れる対馬暖流や黒潮の影響を受けづらかったと考えられる。また、北海道の地点は一級河川である石狩川の河口から約2 kmの地点であることから、陸域からの流出を比較的受けやすいと考えられる。一方で、長崎県では9割以上が外国語表記の製品だった。

瀬戸内海域では岡山県以外では日本語表記が9割以上となっていた。一方、岡山県では韓国語表記の製品が9割以上となっていた。

親潮流域では、全ての地点で日本語表記が6割以上を占めていた。

(イ) ペットボトルのキャップ

全国で回収されたペットボトルキャップの総数 6,231 個中、3,045 個の言語が判別できた。

言語が判別できたものについて日本語表記製品の割合を沿岸域区分間で比較すると、黒潮下流域・瀬戸内海域・親潮流域では9割以上が日本語表記製品であるのに対し、対

馬暖流域及び黒潮上流域では4割未満であった。沿岸域区分間の割合の違いについては、ペットボトルでと同様の原因が考えられる。

各沿岸域内で比較すると、黒潮流域では言語が判別できた漂着個数が10個以上で、外国語表記製品が5割以上見られたのは沖縄県・鹿児島県のみであり、より下流域の地点では各県1割未満であった。

対馬暖流域において言語が判別できた漂着個数が10個以上で、日本語表記製品が半数以上見られたのは、熊本県、佐賀県、鳥取県、富山県であった。特に熊本県では回収されたペットボトルキャップのすべてが日本語製品であった。一方で、長崎県鳥取県では9割以上が外国語製品であり、特に長崎県では外国語表記製品が97%を占めていた。

瀬戸内海域に面する8県中全てで日本語表記製品が8割以上を占め、近隣の陸域からの影響が大きいことが示唆された。

親潮流域では、10個以上の言語判別可能なペットボトルキャップの漂着が見られた茨城県では7割以上が日本語表記製品であった。

(ウ) 漁業用の浮子

全国で回収された漁業用浮子の総数1,659個中、594個の言語が判別できた。

言語が判別できたものについて沿岸域区分間で比較すると、全ての沿岸域で中国・台湾語表記の製品が5割以上を占めていた。特に黒潮上流域では中国・台湾語表記が99%を占めていた。

言語が判別できたものについて各沿岸域内で言語組成を比較すると、黒潮流域において言語が判別できた漂着数が10個以上であるのは沖縄県及び鹿児島県のみであり、沖縄県では100%、鹿児島県では99%が中国・台湾語表記だった。

対馬暖流域では、言語が判別できたものについて10個以上の漂着が見られた県のうち鳥取県でのみ日本語表記の割合が他の標記言語に比べて多数を占めていた。

瀬戸内海域内で10個以上の言語判別可能な漂着が見られたのは愛媛県のみであったが、中国語製品が7割以上を占めていた。

親潮流域では、10個以上の言語判別可能な漂着が見られた県は青森県のみであったが、中国・台湾語表記が6割以上を占めていた。

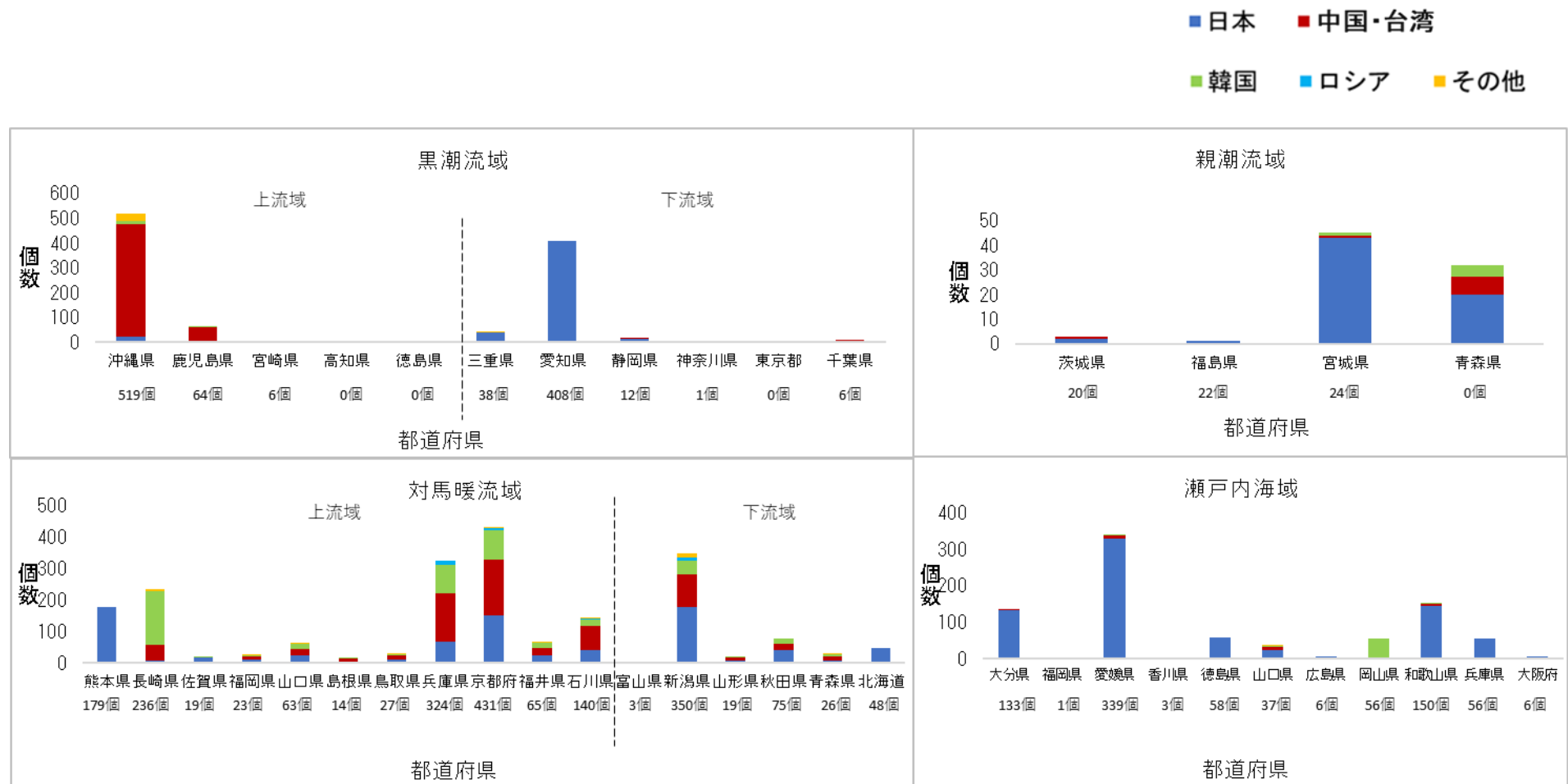


図 III-3 ペットボトルの表記言語別個数_都道府県及び沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できた個数のみを示している。なお、全国で回収されたペットボトルの総数 6,901 個中、4,140 個の言語が判別できた。

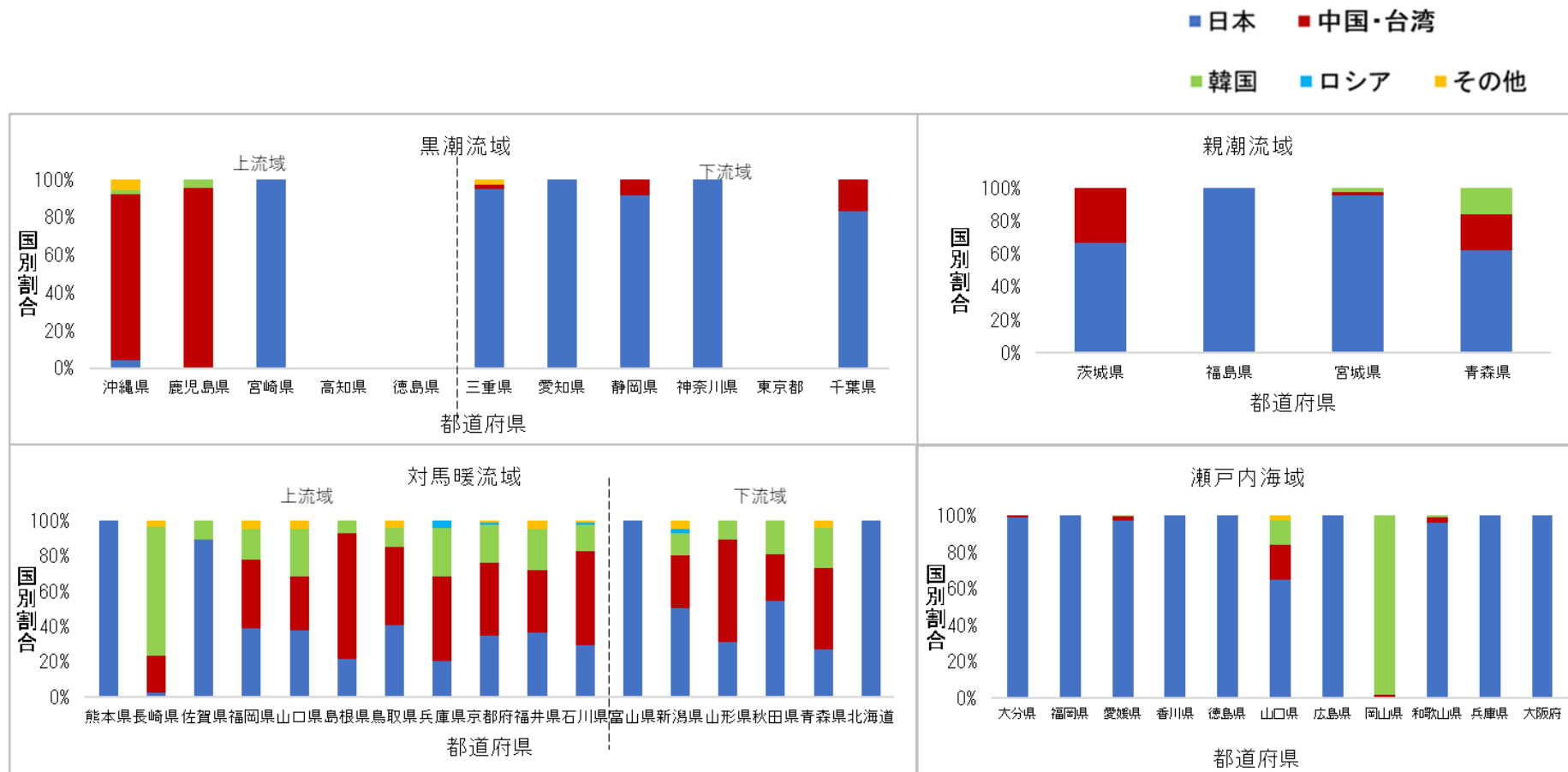


図 III-4 ペットボトルの表記言語別割合_都道府県及び沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できたもののみの割合を示している。なお、全国で回収されたペットボトルの総数 6,901 個中、4,140 個の言語が判別できた。

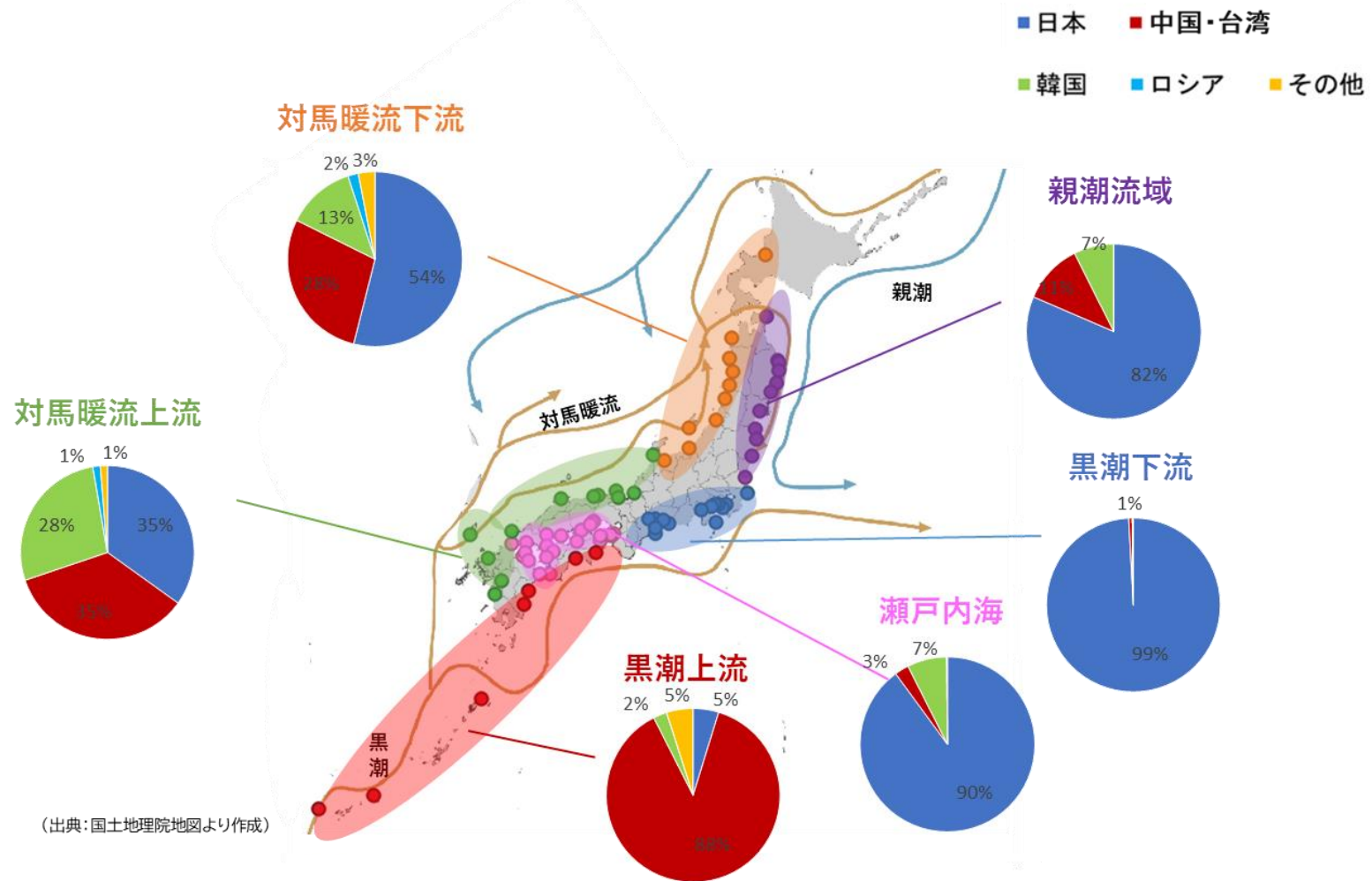


図 III-5 ペットボトルの表記言語別割合_沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できたもののみの割合を示している。なお、全国で回収されたペットボトルの総数 6,901 個中、4,140 個の言語が判別できた。

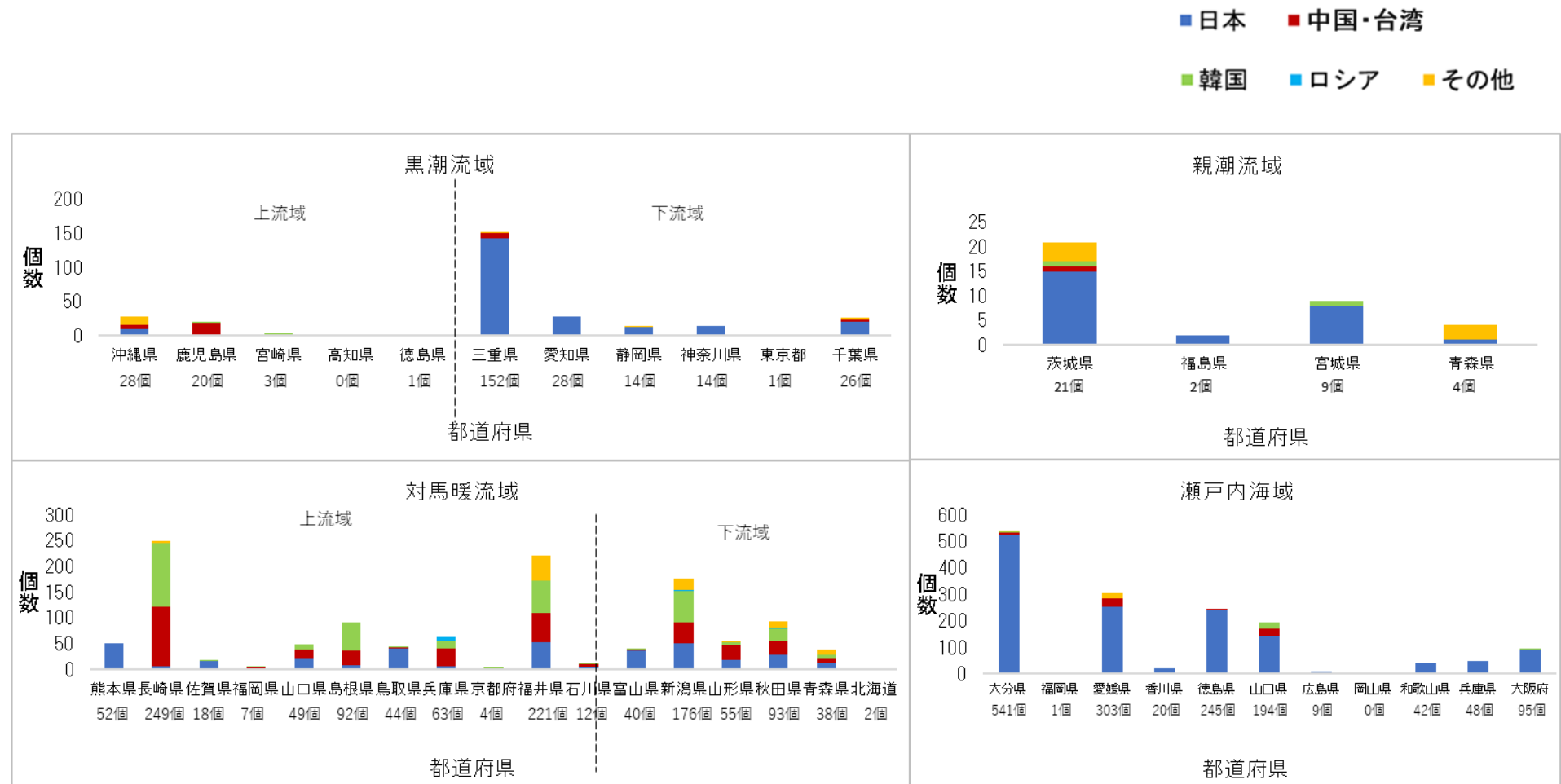


図 III-6 ペットボトルキャップの表記言語別個数_都道府県及び沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できた個数のみを示している。なお、全国で回収されたペットボトルキャップの総数 6,231 個中、3,045 個の言語が判別できた。

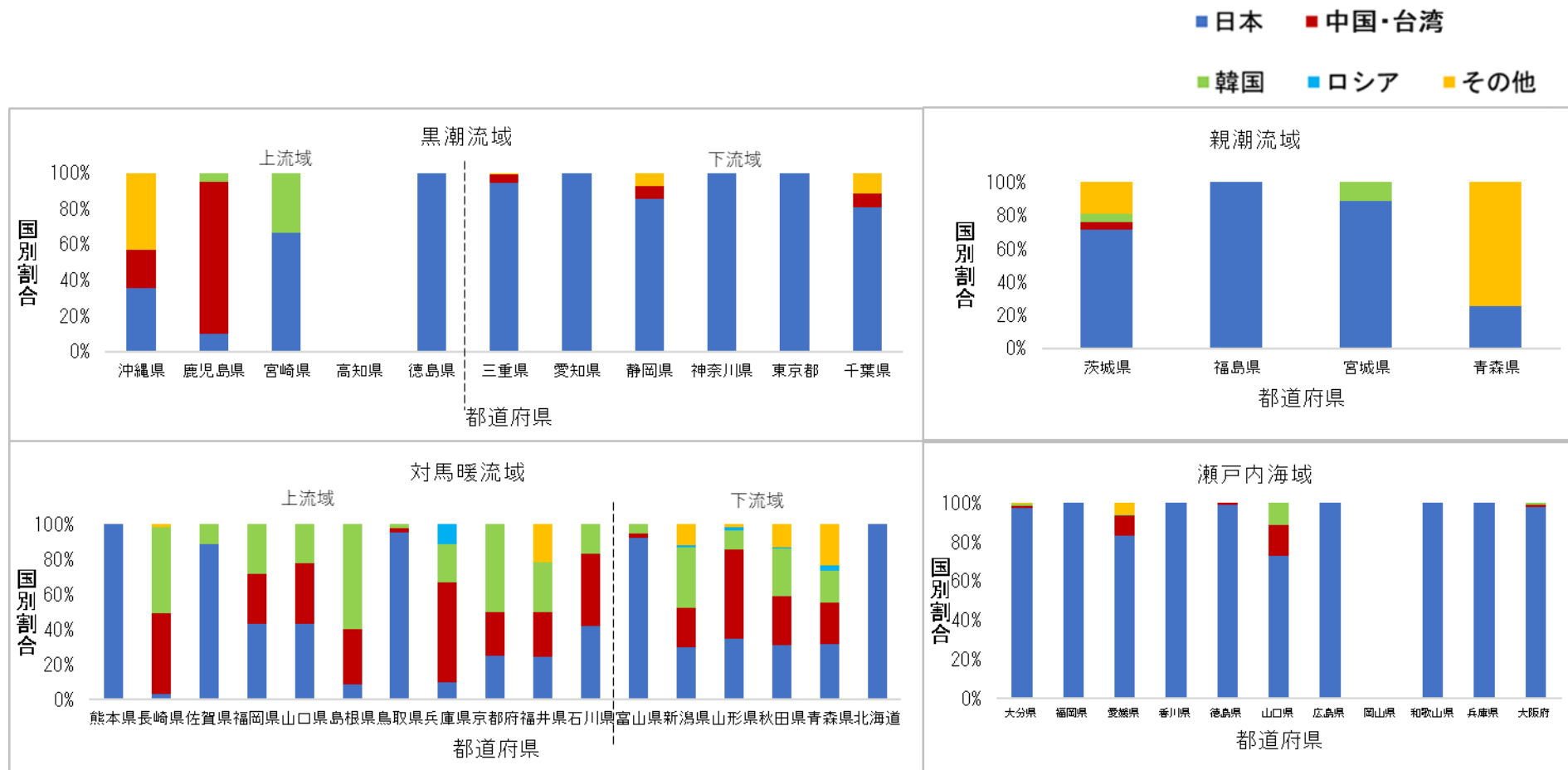


図 III-7 ペットボトルキャップの表記言語別割合_都道府県及び沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できたもののみの割合を示している。なお、全国で回収されたペットボトルキャップの総数 6,231 個中、3,045 個の言語が判別できた。

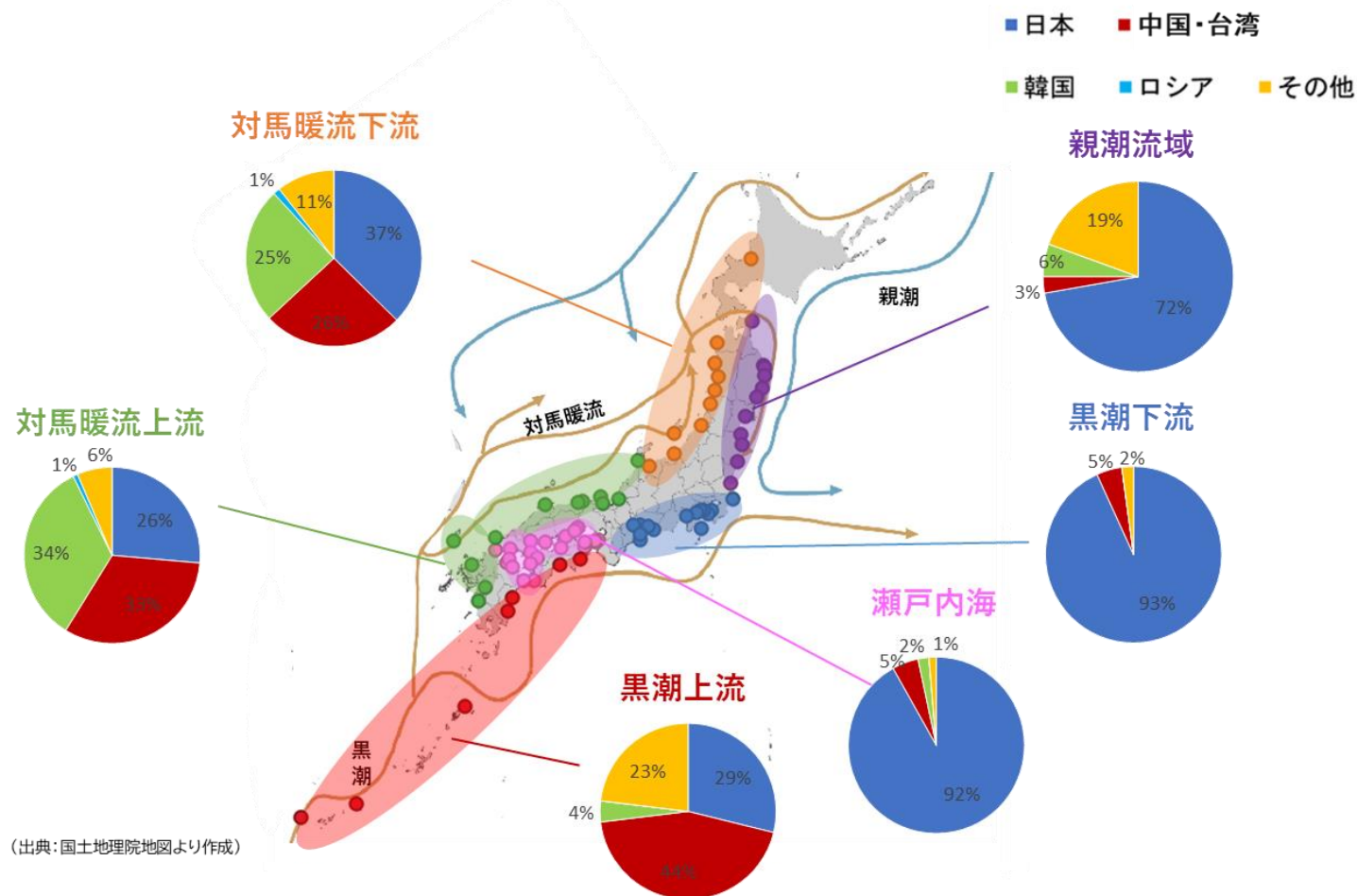


図 III-8 ペットボトルキャップの表記言語別割合_沿岸域区別

(備考)

図には言語が判別できたもののみの割合を示している。なお、全国で回収されたペットボトルキャップの総数 6,231 個中、3,045 個の言語が判別できた。

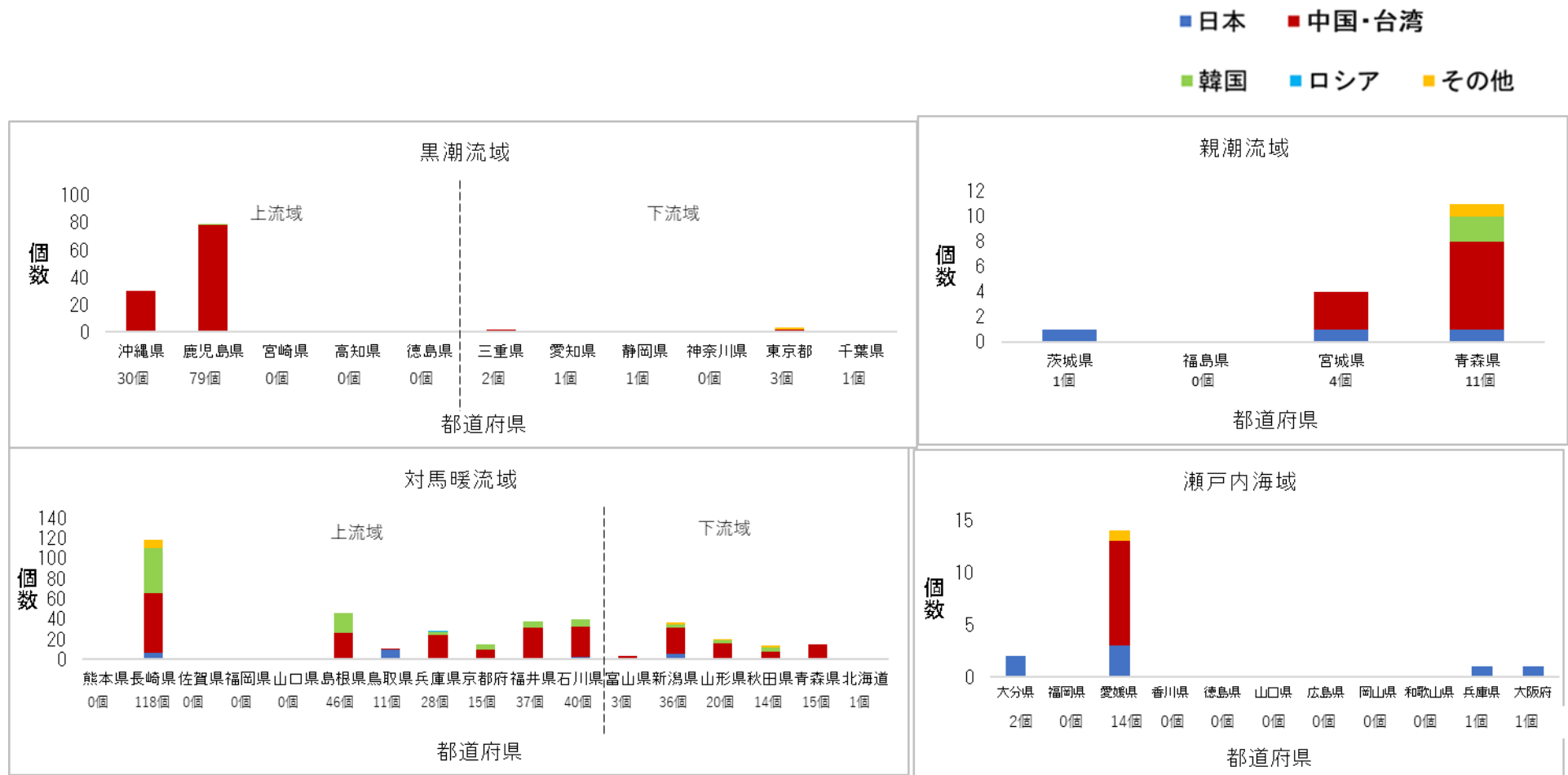


図 III-9 漁業用浮子の表記言語別個数_都道府県及び沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できた個数のみを示している。なお、全国で回収された漁業用浮子の総数 1,659 個中、594 個の言語が判別できた。

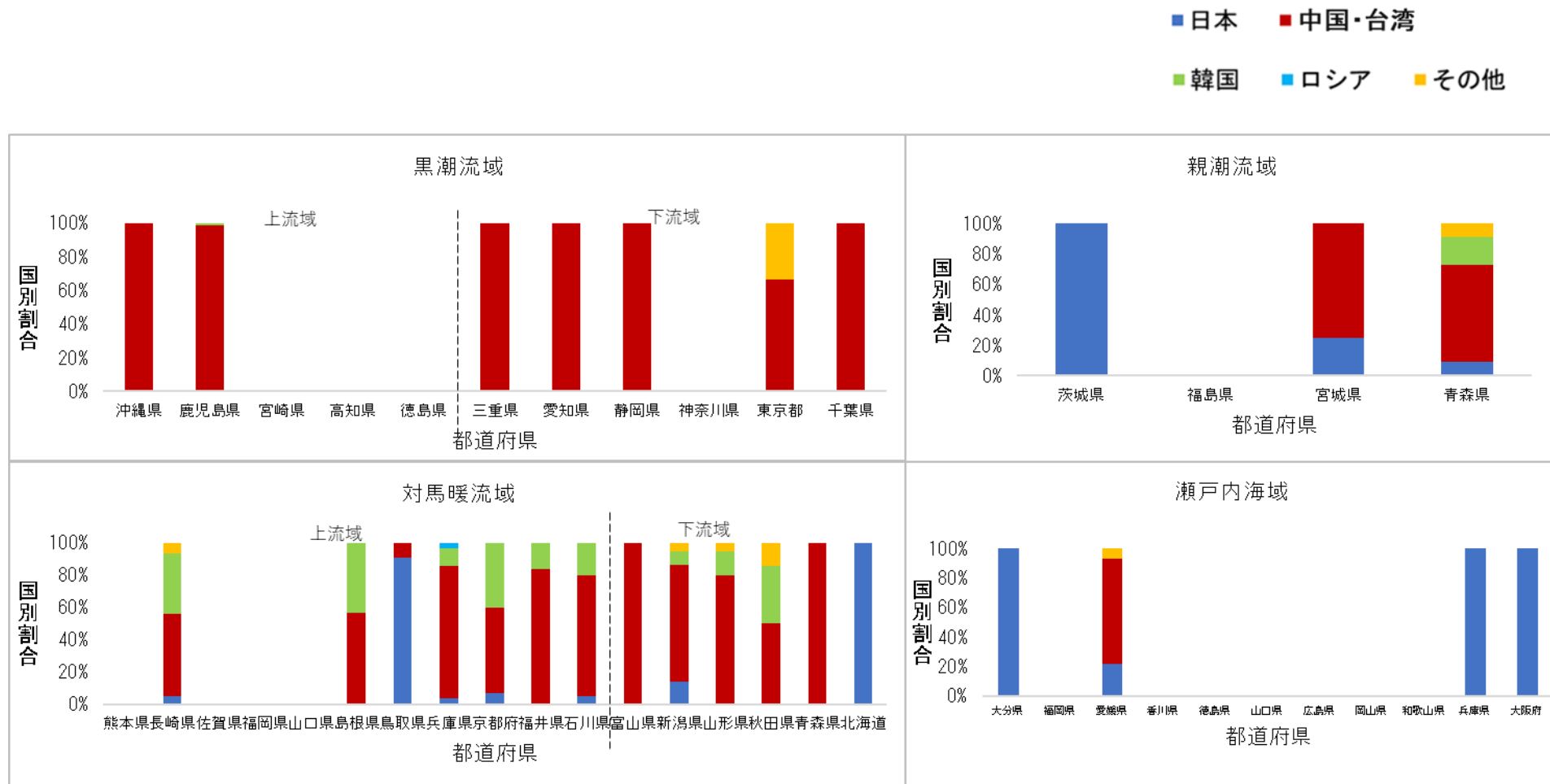


図 III-10 漁業用浮子の表記言語別割合_都道府県及び沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できたもののみの割合を示している。なお、全国で回収された漁業用浮子の総数 1,659 個中、594 個の言語が判別できた。

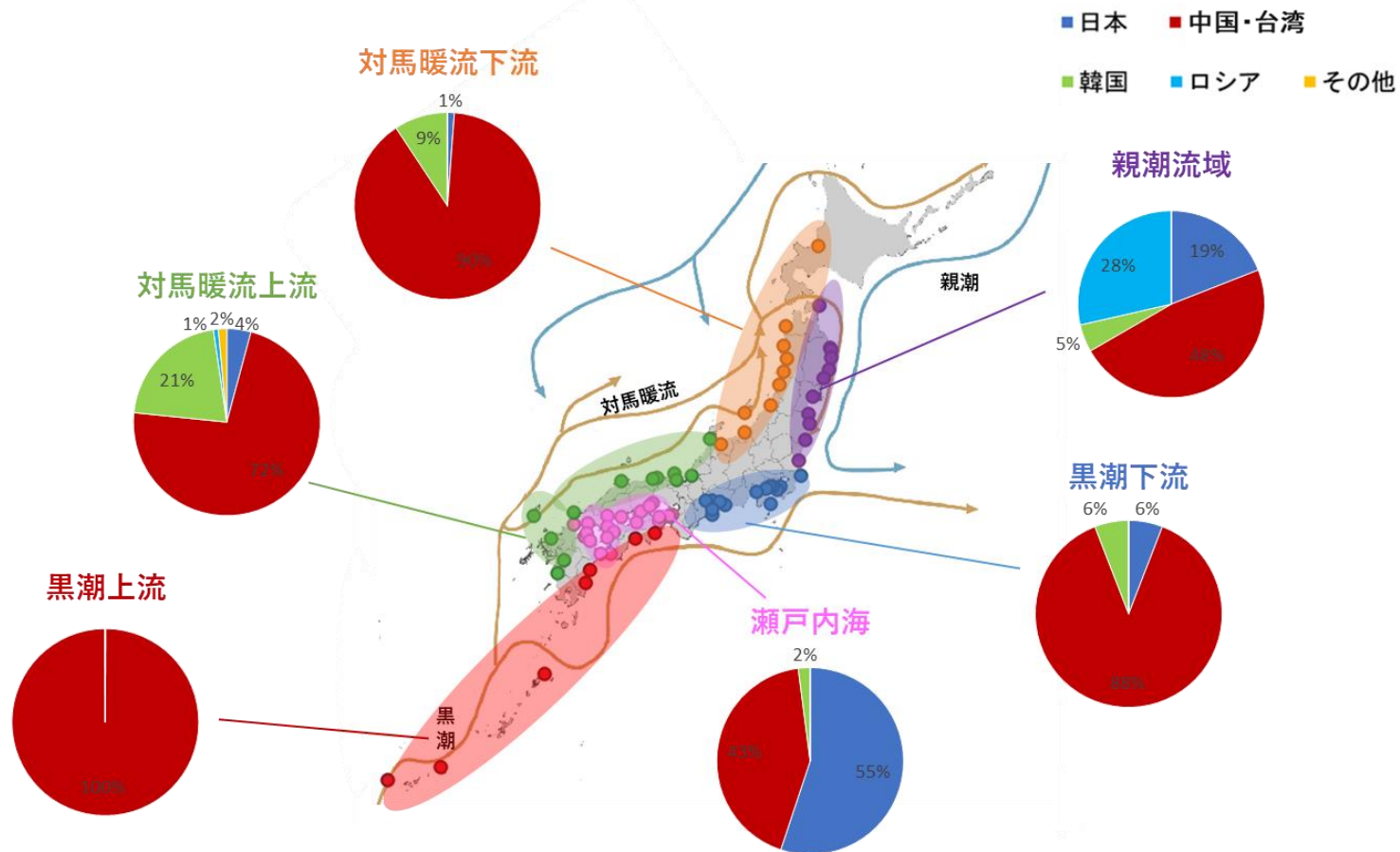


図 III-11 漁業用浮子の表記言語別割合_沿岸域区分別

(備考)

図には言語が判別できたもののみの割合を示している。なお、全国で回収された漁業用浮子の総数 1,659 個中、594 個の言語が判別できた。

③ プラスチック漂着ごみの取りまとめ結果

令和5年度に実施された全国の漂着ごみ組成調査結果について、プラスチックの個数及び重量を取りまとめた結果を表 III-35 に示す。個数では全体の9割以上、重量では7割以上をプラスチックが占めていた。

表 III-36 に示すプラスチックの分類で漂着ごみを分類し、各プラスチック分類の漂着量が人工物の総回収量に占める割合を整理した結果を表 III-37 及び表 III-38 に示す。個数、重量共に「海域由来」の割合が最も多かった。

全国の漂着ごみ組成調査結果を品目ごとに集計した結果のうち、プラスチックについて割合が大きい上位20位を整理した結果を表 III-39 及び表 III-40 に示す。個数では「カキ養殖用まめ管(長さ1.5 cm程度)(漁具)」、重量では「プラ製ロープ・ひも(漁具)」が最も多かった。

表 III-35 プラスチックの個数及び重量

	個数 (個)	重量 (kg)
総回収量	87,725	7,852
プラスチック	81,341	5,614
プラスチック割合	93%	72%

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 2 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 3 長さ2.5cm未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻(フィルター)はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-36 プラスチックの分類項目及び各項目のプラ分類

大分類	必須項目		オプション項目	プラ分類
プラスチック類	ボトルのキャップ、ふた		ボトルのキャップ、ふた	容器包装
	ボトル<1L	飲料用(ペットボトル)<1L	飲料用(ペットボトル)<1L	容器包装
		その他のプラボトル<1L	その他のプラボトル<1L	容器包装
		飲料用(ペットボトル)≥1L	飲料用(ペットボトル)≥1L	容器包装
		その他のプラボトル類≥1L	その他のプラボトル類≥1L	容器包装
	ストロー		ストロー	製品
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等		マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等	製品
	食品容器(ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの)		コップ、食器	製品
			食品容器	容器包装
	ポリ袋(不透明、透明)		食品の容器包装	容器包装
			レジ袋	容器包装
			その他プラスチック袋	容器包装
	ライター		ライター	製品
	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)		テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)	製品
	シートや袋の破片		シートや袋の破片	その他
	硬質プラスチック破片		硬質プラスチック破片	その他
	ウレタン		ウレタン	その他
	浮子(ブイ)(漁具)		浮子(ブイ)(漁具)	海域由来
	ロープ、ひも(漁具)		ロープ、ひも(漁具)	海域由来
	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)		アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)	海域由来
	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)		カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm)(漁具)	海域由来
	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)		カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm)(漁具)	海域由来
	漁網(漁具)		漁網(漁具)	海域由来
	その他の漁具(漁具)		かご漁具	海域由来
			その他の漁具	海域由来
	釣具		釣りのルアー、浮き	海域由来
			釣り糸	海域由来
			その他の釣具	海域由来
	たばこ吸殻(フィルター)		たばこ吸殻(フィルター)	製品
	生活雑貨(歯ブラシ等)		生活雑貨(歯ブラシ等)	製品
	苗木ポット		苗木ポット	製品
	その他		花火	製品
			玩具	製品
			プラスチック梱包材	容器包装
			シリンジ、注射器	製品
			分類に無いもので多数見つかった場合には記載	品目による
			その他	品目による
プラスチック類 (発泡スチロール)	コップ、食品容器		食品容器(発泡スチロール)	容器包装
			コップ、食器(発泡スチロール)	製品
	発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)		発泡スチロール製フロート、浮子(ブイ)	海域由来
	発泡スチロールの破片		発泡スチロールの破片	その他
	発泡スチロール製包装材		発泡スチロール製包装材	容器包装
	その他		分類に無いもので多数見つかった場合には記載	品目による
			その他	品目による

表 III-37 プラ分類別回収個数

プラ分類	個数 (個)	割合
海域由来	41,251	47%
容器包装	27,771	32%
製品	6,553	7%
上記以外	5,762	7%

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 2 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 3 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-38 プラ分類別回収重量

プラ分類	重量 (kg)	割合
海域由来	3,430	44%
容器包装	732	9%
製品	47	1%
上記以外	1,405	18%

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子（ブイ）」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 3 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-39 令和5年度プラスチック漂着ごみ品目上位 20 種
(全国、オプション項目、個数ベース、人工物)

○ 全国_個数_プラスチックランキング			
順位	R5		
	品目	個	割合
1	カキ養殖用まめ管（長さ1.5cm程度）（漁具）	15,594	19.2%
2	カキ養殖用パイプ（長さ10-20cm程度）（漁具）	11,084	13.6%
3	プラ製ロープ・ひも（漁具）	10,129	12.5%
4	ボトルのキャップ、ふた	9,698	11.9%
5	飲料用（ペットボトル）＜1L	6,430	7.9%
6	食品の容器包装（旧 ビニール袋_食品用）	3,577	4.4%
7	その他（プラスチック製品で上記分類になく数が少ないもの）	3,017	3.7%
8	発泡スチロール食品容器	2,263	2.8%
9	食品容器（旧 食品容器_その他）	1,629	2.0%
10	プラ食器類_ストロー	1,611	2.0%
11	飲料用（ペットボトル）≧1L	1,416	1.7%
12	梱包資材_テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）	1,387	1.7%
13	その他のプラボトル＜1L	1,206	1.5%
14	ブイ（漁具）	1,170	1.4%
15	ウレタン	1,093	1.3%
16	その他の漁具	1,083	1.3%
17	生活雑貨（歯ブラシ等）	1,025	1.3%
18	プラスチック製品で上記分類になく数が多いもの	926	1.1%
19	ライター	732	0.9%
20	その他プラスチック袋（旧 ビニール袋_その他）	618	0.8%

(備考)

- 1 個数ベースでは破片類は集計していないため、破片化しやすく、かつ、元の製品の特定制が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。
例えば、「シートや袋の破片」の個数は集計しないため、ポリ袋（不透明、透明）の個数は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがありうるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海岸基質下、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻（フィルター）はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

表 III-40 令和5年度プラスチック漂着ごみ品目上位 20 種
(全国、オプション項目、重量ベース、人工物)

○ 全国_重量_プラスチックランキング			
順位	R5		
	品目	kg	割合
1	プラ製ロープ・ひも (漁具)	1,404	25.0%
2	硬質プラスチック破片	868	15.5%
3	漁網 (漁具)	741	13.2%
4	発泡スチロール製フロート・ブイ (漁具)	636	11.3%
5	ブイ (漁具)	427	7.6%
6	飲料用 (ペットボトル) <1L	338	6.0%
7	その他 (プラスチック製品で上記分類になく数が少ないもの)	272	4.8%
8	その他のプラボトル類 ≥1L	152	2.7%
9	プラスチックその他 (必須項目)	110	2.0%
10	飲料用 (ペットボトル) ≥1L	108	1.9%
11	カキ養殖用パイプ (長さ10-20cm程度) (漁具)	108	1.9%
12	発泡スチロールの破片	60	1.1%
13	その他のプラボトル<1L	56	1.0%
14	プラスチック製品で上記分類になく数が多いもの	43	0.8%
15	アナゴ筒 (フタ、筒) (漁具)	39	0.7%
16	その他の漁具	35	0.6%
17	ボトルのキャップ、ふた	34	0.6%
18	シートや袋の破片	27	0.5%
19	ウレタン	20	0.4%
20	生活雑貨 (歯ブラシ等)	13	0.2%

(備考)

- 1 破片化しやすく、かつ、元の製品の特定が困難である品目については、本来の漂着量よりも過小に把握されている可能性がある。例えば、「発泡スチロール製フロート、浮子 (ブイ)」と特定することが困難な状態にまで破片化したものは「発泡スチロールの破片」に分類されるため、同品目の重量は実態よりも過小に把握されているおそれがある。
- 2 表 III-6 のとおり海域ごとの調査地点数にばらつきがあり、当該ランキングには特定の海域の傾向がより反映されているものと考えられるため、必ずしも上位に位置する品目の漂着が全国的に確認されていることを意味するものではない。
- 3 毎年選定される調査地点の場所や数、及びその周辺の土地の利用状況にばらつきがあるため、それによる漂着ごみ組成の偏りが生じている可能性がある。
- 4 海岸の後背地、海域において漂流し、又はその海底に存するごみは本調査の対象ではないため、それらの環境に存在しやすいごみについては、環境中に存在する量よりも過小に把握されている可能性がある。
- 5 長さ 2.5cm 未満のごみは、原則として本調査の対象ではないが、カキ養殖用まめ管やたばこ吸殻 (フィルター) はこれまでの環境省モニタリング調査結果等を踏まえ、対象としている。

2. 特定の地域における海洋への流出実態把握の推計等の実施

2.1 目的

環境省と瀬戸内海地域 14 府県にて発足した「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク（以下「瀬戸プラネット」という。）」が収集したマクロプラスチックごみの流入量に関する調査データ等を活用し、閉鎖性海域である瀬戸内海等への流入実態把握の推計等を実施した。本推計は、対策の実施によるプラスチックごみの排出量の変化を把握し、推計モデルを活用してその効果を適切に評価できるようにすることを目的としている。

2.2 推計の実施

2.2.1 推計方法及び参考資料

今年度は瀬戸プラネット発足前（～令和 4 年度）の府県提供データを中心に推計を行い、暫定値を算出した。流出実態調査に関する既存資料のうち、参考とした推計手法は、「瀬戸内海における海洋ごみ収支」（以下、藤枝ほか（2010）とする）と、「令和 4 年度プラスチックごみの海洋への流出実態把握等業務」（以下、環境省（2023）とする）である。環境省（2023）では、陸域からの流入量を参考にした。藤枝ほか（2010）では、海域からの発生量、外海からの流入量の 2 種類の流入量の推計方法を参考にした。推計に使用するデータは、令和 4 年度時点で入手可能な情報に基づく暫定式・値である。

また、推計を行うにあたり、瀬戸プラネット参加府県に対してマクロプラスチックごみの流入量などに関する情報提供を依頼した。協力を得た府県から提供された資料には非公開情報が含まれるため、別添資料 1-1 として各資料の概要を整理した。

2.2.2 瀬戸内海への流入量の推計方法

藤枝ほか（2010）の収支モデルを基に、瀬戸内海へのマクロプラスチックごみ流入量の推計に必要な要素を①陸域からのプラスチック流入量、②海域でのプラスチック発生量、③外海からのプラスチック流入量の 3 種類に分類して推計を行った。各推計手順を以下に示す。また、推計に使用した引用資料名を表 III-41 に示す。なお、推計の過程で得られた数値は、別添資料 1-2 に整理した。

（1）陸域からの流入

陸域からの流入量の推計は、環境省（2023）を参考に以下 3 つの推計式に基づいて行った。なお、単位排水量あたりのプラスチックごみ流出量（以下、プラスチックごみ流出量原単位）は、環境省（2023）から、市街地においては元郷排水機場の調査結果、市街地以外においては乙子排水機場の調査結果を参照した。

推計方法①

瀬戸内海周辺 14 府県推計対象範囲の市街地、市街地以外からの降雨による陸域からの年間流出量（以下、降雨に伴う年間流出水量）を参考に、単位排水量あたりのプラスチックごみ流出量（以下、プラスチックごみ流出量原単位）を乗じることによって、陸域から海域へのプラスチックごみ流出量を算定した。

陸域からのプラスチック流入量 [t]=

$$\text{降雨に伴う年間流出水量} [\text{m}^3] \times \text{プラスチックごみ流出量原単位} [\text{t}/\text{m}^3] \quad (1)$$

推計方法②

降雨に伴う年間流出水量を参考に、プラスチックごみ流出量原単位及び瀬戸内海周辺 14 府県推計対象範囲の人口と調査地点の集水域人口の比を乗じることによって、陸域から海域へのプラスチックごみ流出量を算定した。

$$\begin{aligned} &\text{陸域からのプラスチック流入量} [\text{t}] = \\ &\text{降雨に伴う年間流出水量} [\text{m}^3] \times \text{プラスチックごみ流出量原単位} [\text{t}/\text{m}^3] \\ &\times \text{瀬戸内海周辺 14 府県対象範囲の人口} [\text{人}] / \text{調査地点の流域人口} [\text{人}] \end{aligned} \quad (2)$$

推計方法③

降雨に伴う年間流出水量を参考に、プラスチックごみ流出量原単位及び瀬戸内海周辺 14 府県推計対象範囲の集水域面積と調査地点の集水域面積の比を乗じることによって、陸域から海域へのプラスチックごみ流出量を算定した。

$$\begin{aligned} &\text{陸域からのプラスチック流入量} [\text{t}] = \\ &\text{降雨に伴う年間流出水量} [\text{m}^3] \times \text{プラスチックごみ流出量原単位} [\text{t}/\text{m}^3] \\ &\times \text{瀬戸内海周辺 14 府県対象範囲の集水域面積} [\text{km}^2] / \text{調査地点の集水域面積} [\text{km}^2] \end{aligned} \quad (3)$$

(2) 海域での発生

海域での発生量については(1)陸域からの流入に、海岸漂着物における海域起源漂着物の比率を乗じることによって算定を行った。なお、海岸漂着物における海域起源漂着物の比率は、令和 4 年度に各府県で実施された漂着ごみ組成調査を基に、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に記載の漂着ごみ分類表から、陸域由来と海域由来のごみの重量をそれぞれ算出し、その比率から算出した。

$$\begin{aligned} &\text{海域でのプラスチック発生量} [\text{t}] = \\ &(\text{式(1)、式(2)または式(3)}) \times \text{海岸漂着物における海域起源漂着物の比率} \end{aligned} \quad (4)$$

(3) 外海からの流入

外海からの流入については藤枝ほか(2010)を参考に、瀬戸内海起源のごみ現存量と外海起源のごみ現存量の交換時間が同じと仮定し、両者の比を(1)陸域からの流入と(2)海域での発生を合わせたものに乗じ、外海からのごみ流入量を求めた。

$$\begin{aligned} &\text{外海からのプラスチック流入量} [\text{t}] = \\ &((\text{式(1)、式(2)または式(3)}) + \text{式(4)}) \\ &\times (\text{外海からのプラスチック現存量} \div \text{瀬戸内海からのプラスチック現存量}) \end{aligned} \quad (5)$$

外海からのごみ現存量は、外海からの流入量(漂着ごみ)と外海からの流入量(漂流ごみ)の合計から算出した。

$$\begin{aligned} & \text{外海からのプラスチック現存量} = \\ & \text{外海からのプラスチック現存量（漂着ごみ）} \\ & + \text{外海からのプラスチック現存量（漂流ごみ）} \end{aligned} \quad (6)$$

外海からのごみ流入量（漂着ごみ）は、海岸漂着ごみの現存量に国外起源の漂着物の比率を乗じることで算定を行った。なお、海岸漂着ごみの現存量は調査地点における令和4年度に実施された漂着ごみ組成調査から得られた漂着ごみの人工物重量にプラスチックの割合を乗じて算出し、調査地点の海岸線延長による拡大推計を行った。また、国外起源の漂着物の比率は、令和4年度に実施された漂着ごみ組成調査における言語表記等調査結果から、海岸で回収したペットボトルの言語標記から、外海から流入した国外起源の漂着物とそれ以外の国内起源の漂着物の個数の比率から求めた。

$$\begin{aligned} & \text{外海からのプラスチック現存量（漂着ごみ）} [t] = \\ & \text{海岸漂着ごみのプラスチック現存量} [t] \times \text{国外起源の漂着物の比率} \quad (7) \\ & \text{海岸漂着ごみプラスチック現存量} [t] = \\ & \text{回収海岸漂着ごみ現存量} [t] + \text{非回収海岸漂着ごみ現存量} [t] \quad (8) \\ & \text{回収海岸漂着ごみプラスチック現存量} [t] = \\ & \text{漂着ごみ現存量のうち人工物の重量} [t] \times \text{プラスチックの割合} \quad (9) \\ & \text{非回収海岸漂着ごみ現存量} [t] = \\ & \text{回収海岸漂着ごみ現存量} [t] \div \text{各府県清掃距離} [km] \times \text{非回収海岸線長} [km] \quad (10) \end{aligned}$$

外海からのごみ現存量（漂流ごみ）については瀬戸内海全体での推計となるため、単県推計は困難であることから、外界からのごみ現存量（漂着ごみ）に海岸漂流ごみの現存量と海岸漂着ごみの現存量の比率を乗じることで算出した。なお、海岸漂流ごみの現存量は、海面漂流ごみ回収量と海面漂流ごみ非回収量の合計とした。海面漂流ごみ回収量は、国土交通省及び港湾管理者が実施する海面清掃船による回収実績をそれぞれ参照し、担務海域における現存量を把握した。海面漂流ごみ非回収量については、上記の回収実績における回収面積から、海面における漂流ごみの密度を算出し、未回収海域の面積に乗じて推計した。

$$\begin{aligned} & \text{外海からのごみ現存量（漂流ごみ）} [t] = \\ & \text{式(7)} \times (\text{海岸漂流ごみの現存量} [t] \div \text{式(8)}) \quad (11) \\ & \text{海岸漂流ごみの現存量} [t] = \\ & \text{海面漂流ごみ回収量} [t] + \text{海面漂流ごみ非回収量} [t] \quad (12) \\ & \text{海面漂流ごみ回収量} [t] = \\ & \text{海面漂流ごみ回収量（国土交通省）} [t] + \text{海面漂流ごみ回収量（港湾管理者）} [t] \quad (13) \\ & \text{海面漂流ごみ回収量（国土交通省）} [t] = \\ & \text{国土交通省清掃船によるごみ回収実績量} [t] \\ & \times \text{回収したごみのうち人工物比率} [\%] \times \text{海域・海岸ごみの比重} \quad (14) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{海面漂流ごみ回収量（港湾管理者）〔t〕} = \\
 & \text{大阪湾の5港湾における海面漂流ごみ回収実績量〔t〕} \\
 & \times \text{回収したごみのうち人工物比率〔\%〕} \times \text{海域・海岸ごみの比重} \\
 & \div \text{大阪湾への陸からのごみ流入量〔t〕} \times \text{瀬戸内海全域の陸からの総流入量〔t〕} \quad (15)
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{海面漂流ごみ非回収量〔t〕} = \\
 & \text{海面漂流ごみ回収量〔t〕} \div \text{ごみ回収実施海域面積〔km}^2\text{]} \\
 & \times \text{ごみ回収未実施海域面積〔km}^2\text{]} \quad (16)
 \end{aligned}$$

表 III-41 推計に使用した引用資料名等

推計項目	参照データ
①陸域からの流入	- プラスチックごみ流出量原単位：「令和4年度プラスチックごみの海洋への流出実態把握等業務」記載の排水機場原単位（R3、R4年度）数値を使用 - 年間流出水量：解析雨量（R4年度）、土地利用種別面積データ（R3年度）及び気温・全天日射量データ（R2年度）を基とした Nihei et al. (2020) による水収支解析結果を使用 - 各府県人口：地域データ提供ページ「令和2年簡易100mメッシュ人口データ（1次メッシュ別）」、「国土数値情報ダウンロードサイト 流域メッシュデータ」、「国土数値情報ダウンロードサイト 土地利用細分メッシュデータ」から算出 - 各府県面積：「国土数値情報ダウンロードサイト 流域メッシュデータ」、「国土数値情報ダウンロードサイト 土地利用細分メッシュデータ」から算出
②海域での発生	海岸漂着物における海起源品目割合：海岸漂着物組成調査（R4年度）結果より算出
③外海からの流入	【外海からのごみ現存量（漂着ごみ）】 - 回収海岸の漂着ごみ現存量：海岸漂着物等地域対策推進事業（R4年度）実績より算出 - 組成調査地点のプラスチックの量：海岸漂着物組成調査結果（令和4年度）を基に、組成調査地点の人工物に占めるプラスチック品目の割合（大阪府；H30年度及び令和4年度、その他の県；R2年度～R4年度に実施された地点のデータ）を使用 - 非回収海岸（人工護岸は含まない）の漂着物に含まれるプラスチックの量（原単位）：海岸漂着物組成調査（R4年度）結果より算出 - 回収/非回収海岸線長：海岸漂着物等地域対策推進事業（R4年度）実績、せとうちネット（環境省）の自然海岸の状況より算出 - 国外起源の漂着物比率：海岸漂着物組成調査（R4年度）結果より算出 【外海からのごみ現存量（漂流ごみ）】 - 国土交通省清掃船によるごみ回収実績量：国土交通省中国地方整備局提供の海面清掃船による回収実績量（R2年度～R4年度）より算出 - 漂流ごみにおける人工系ごみの比率：国土交通省中国地方整備局提供の海面清掃船おんど2000による浮遊ごみ回収量（H25年度～R4年度）より算出 - 漂流・漂着ごみの比重：藤枝ら（2010）の算出した瀬戸内海における海域・海岸回収ごみのかさ比重を使用 - 大阪湾の5港湾における海面漂流ごみ回収実績量：国土交通省近畿地方整備局提供の大阪湾における年間浮遊ごみ回収量実績（R2年度～R4年度）より算出 - 瀬戸内海面積：せとうちネット（環境省）の瀬戸内海面積を使用 - 瀬戸内海における漂流ごみ回収面積：国土交通省中国地方整備局提供の海面清掃船によるごみ回収担務海域面積を使用

2.2.3 瀬戸内海への流入量の推計結果

2.2.2 瀬戸内海への流入量の推計方法に基づき、瀬戸内海へのプラスチックごみ流入量の推計結果（暫定値）を表 III-42 に示す。また、過年度に報告された（令和5年度検討結果 日本の海洋プラスチックごみ流出量の推計）陸域からの流入量推計結果との比較を表 III-43 に示す。

過年度に報告された陸域からの流入量推計結果との比較においては、調査範囲（府県数）の違いが流出量の結果に影響を与えたと考えられる。参考までに、調査対象となった府県数の割合は約3割、海岸総延長の割合は約2割程度となっている。

表 III-42 瀬戸内海 14 府県における流入量推計結果（暫定値）

推計種類	調査範囲	調査対象	陸域からの 流入量 [t]	海域での 発生量 [t]	外海からの 流入量 [t]
推計結果（暫定値）：推計式①	14 府県	プラスチック ごみ	300 (220-580)	90 (7-170)	29 (20-55)
推計結果（暫定値）：推計式②	14 府県	プラスチック ごみ	920 (76-3,600)	170 (14-680)	81 (7-320)
推計結果（暫定値）：推計式③	14 府県	プラスチック ごみ	330 (58-1,200)	88 (7-310)	31 (6-110)

備考：

1. 本推計における流入量の値は、100 t 未満は 1 t 未満を四捨五入（0.5 t 未満は「0.5 t 未満」と記載）、100 t 以上は上から 3 桁目を四捨五入、積算は四捨五入する前の数値で積算した後上から 3 桁目を四捨五入した。
2. 各推計値は河川原単位平均値を基とした算出結果。括弧内は、最小値から最大値の範囲を示す。

表 III-43 過年度に報告された陸域からの流入量推計結果との比較（暫定値）

推計種類	調査範囲	調査対象	陸域からの流入量 [t]
推計結果（暫定値）：推計式①	14 府県	プラスチックごみ	300 (220-580)
推計結果（暫定値）：推計式②	14 府県	プラスチックごみ	920 (76-3, 600)
推計結果（暫定値）：推計式③	14 府県	プラスチックごみ	330 (58-1, 200)
【参考】推計式①に基づく環境省(令和3～4年度データ)推計結果	47 都道府県	プラスチックごみ	1, 300-2, 100
【参考】推計式②に基づく環境省(令和3～4年度データ)推計結果	47 都道府県	プラスチックごみ	94-7, 100
【参考】推計式③に基づく環境省(令和3～4年度データ)推計結果	47 都道府県	プラスチックごみ	1, 400-5, 600

備考：

1. 本推計における流入量の値は、100 t 未満は 1 t 未満を四捨五入(0.5 t 未満は「0.5 t 未満」と記載)、100 t 以上は上から 3 桁目を四捨五入、積算は四捨五入する前の数値で積算した後上から 3 桁目を四捨五入した。
2. 各推計値は河川原単位平均値を基とした算出結果。括弧内は、最小値から最大値の範囲を示す。

2.3 瀬戸内海へのマクロプラスチックごみ流入量削減対策の効果検証の検討

本推計により、瀬戸内海へのマクロプラスチックごみ流入量の変動を把握し、削減対策の効果を検証できるかを検討するため、過去の公表データと本事業の推計結果を比較した。なお、比較項目については、主目的である瀬戸内海への流入量の先行事例及び推計の過程で得られた数値（漂着ごみ現存量や漂流ごみ現存量）を活用して比較検討を行った。

比較項目と各出典・参照データを表 III-44 に示す。比較結果については、個々の府県からのマクロプラスチック流入量（暫定値）が含まれるため、別添資料 1-3 に整理した。

比較の結果、一部の推計結果は地方公共団体の調査結果と一致したものの、数値に大きな差が生じるケースもあった。この差異は、調査方法や計測条件の違いによる影響が考えられる。今後は、データの収集方法や算出基準を統一するか、補正値を適用することで、流入量の変動をより正確に把握し、削減対策の効果を適切に検証できると期待される。

関連して、地方自治体の公表資料および環境省の既存調査結果を活用した発生抑制対策の効果検証手法について、検討結果を別添資料 1-4 に整理した。

表 III-44 比較項目と各出典・参照データ

比較項目	比較対象	出典・参照データ
陸域からの流入量、海域での発生量及び外界からの流入量	国内文献に記載の陸域からの流入量、海域での発生量及び外界からの流入量の推計値	「瀬戸内海における海洋ごみ収支（藤枝ら, 2010）」
陸域からの流入量	環境省既存報告での推計値	「令和 5 年度検討結果 日本の海洋プラスチックごみ流出量の推計（令和 6 年度）」
	大阪府公表資料記載の陸域からのプラスチックごみ流出量	「大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計結果について（令和 3 年度）」
海岸漂着ごみ現存量	香川県公表資料を基とした海岸漂着ごみ現存量推計値	効率的・効果的な海ごみの発生抑制や回収・処理を行うための調査研究のうち「海岸全域調査（令和 4 年度）」
	愛媛県公表資料を基とした海岸漂着ごみ現存量推計値	「海岸漂着ごみエリア実態調査・分析事業委託業務（令和 4 年度）」
	広島県公表資料を基とした海岸漂着ごみ現存量推計値	「広島県海岸漂着物実態調査業務（令和 4 年度）」
	大分県公表資料を基とした海岸漂着ごみ現存量推計値	「第 3 次大分県きれいな海岸づくり推進計画」のうち「海岸ごみの実態調査（令和元年度）」
海面漂流ごみ個数密度	大阪湾（大阪府）における海面漂流ごみ目視調査結果	「沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務（平成 30 年度）」
	別府湾（大分県）における海面漂流ごみ目視調査結果	
	遠州灘（愛知県）における海面漂流ごみ目視調査結果	「沿岸海域におけるマイクロプラスチックを含む漂流ごみ実態把握調査業務（令和 4 年度）」

2.4 環境省既存業務における海底ごみ調査の選別および推計への適用可能性評価

瀬戸内海へのプラスチックごみ流入の流出経路を把握し、推計精度の向上を図るための情報収集を目的として、国内既存報告を基とする「海底ごみの回収量・沈積量」に関する情報整理と環境省の既存報告事例の精査を行った。その中で、海底ごみの回収量および沈積量に関する推計への適用可能性を評価し、活用可能な内容を整理・とりまとめた。

2.4.1 国内既存報告に基づく海底ごみの回収量・沈積量に関する情報整理

特定の海域への海底ごみの回収量および沈積量の推計方法について国内既存報告を調査した（2.5 有識者ヒアリング含む）が、確認できたのは藤枝ら（2010）による推計手法のみであった。その算出方法について以下に整理する。

1. 海底ごみの回収量

2003 年に（財）水島地域環境再生財団が実施した海底ごみ調査において、1.8 トンの回収量が報告された。

2. 海底ごみの沈積量

海底ごみの沈積量については、瀬戸内海海ごみ対策検討会（2008 年度調査）のデータを基に以下の手順で算定された。

(1) 瀬戸内海全体の堆積量の推定

2008 年度調査では、53 地点における平均堆積ごみ密度が 244.1 kg/km^2 と報告された。これを瀬戸内海全体の面積（ $23,203 \text{ km}^2$ ）に適用すると、全海域の堆積量は 5,665 トン と推定された。

(2) 堆積期間の仮定

同調査で採取された飲料缶 39 個のうち、82%（32 個）が 2001 年～2008 年の 8 年間に堆積したことが報告された。

これに基づき、5,665 トンの堆積量は 2001 年以降の 8 年間で堆積したものと仮定した。

(3) 年間沈積量の推定

$5,665 \text{ トン} \div 8 \text{ 年} = \text{年間 } 708 \text{ トン}$ の沈積量と推定した。

（出典：瀬戸内海における海洋ごみの収支（藤枝ら、2010））

上記の報告を踏まえると、特定の海域への海底ごみの沈積量を算定するためには、以下の 3 つの要素が必要となることが示唆された。

- 堆積密度（調査地点ごとの単位面積あたりのごみ量）
- 調査対象範囲（推計対象となる海域の面積）
- 堆積期間（ごみの堆積が進行したと推定される期間）

また、回収量の算定については、既存の回収実績をもとに積み上げる方法が適しており、沈積量の推計とは異なるアプローチが求められると考えられる。

2.4.2 環境省既存業務における海底ごみ調査関連報告の抽出

環境省が公表している海洋ごみに関する既存業務報告書 (https://www.env.go.jp/water/marine_litter/survey/index.html) 等を対象に、海底ごみに関する情報の有無を確認した。海洋ごみに関する環境省既存業務報告の一覧と海底ごみの記載に関する評価を表 III-45 に示す。確認した報告書について、海底ごみの密度や沈積量の情報が含まれているかを評価し、以下の基準で分類した。

【評価基準】

- ◎：瀬戸内海周辺海域における海底ごみの堆積密度等、数値データが記載されている
- ：海底ごみの堆積密度等、数値データが記載されている
- △：海底ごみに関する記載はあるが、堆積密度等の数値データはなし
- ×：海底ごみに関する記載がない、または対象外

表 III-45 海洋ごみに関する環境省既存業務報告の一覧と海底ごみの記載に関する評価結果

文献番号	調査名	調査年度	概要	評価
1	漁業者の協力による海底ごみ回収実証業務報告書	R2	海底ごみ回収の効果測定手法の検討、海底ごみ調査等を実施。 海底ごみについては、加賀市沿岸域、金沢市沿岸域、東京湾、 淡路島沿岸域 、宗像市沿岸域、八代海、青島沿岸域における調査結果を記載。	◎
2	沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書	R1、H30、H29、H28	漂流ごみ調査、海底ごみ調査、漂流・海底ごみの現状分析等を実施。 海底ごみについては、直近で東京湾、石狩湾、玄界灘の9水域ほかにおける調査結果を記載。また、H30年度には 大阪湾及び別府湾 の海底ごみの調査結果を記載。	◎
3	沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査委託業務報告書	H27、H26	漂流ごみ現地調査、海底ごみ現地調査、漂流・海底ごみの現状分析等を実施。 海底ごみについては、直近で東京湾、駿河湾、伊勢湾の8水域における調査結果を記載。また、H26年度には 瀬戸内海の海底ごみ（26水域） 、漂流ごみ（7水域）の調査結果を記載。	◎
4	漂流・海底ごみ実態把握調査委託業務報告書	H25、H24、H23	漂流ごみ・海底ごみ調査・現状分析・課題整理、海洋環境への影響に係る調査等の実施。 海底ごみについては、神奈川県横浜市、石川県羽咋市、三重県鳥羽市、 香川県観音寺市、山口県山口市、熊本県芦北町 ほかの各沿岸における調査結果を記載。	◎
5	漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書（瀬戸内海海ごみ対策検討会調査検討報告書）	H22、H20（H20、H19、H18）	モデル地域における漂流・漂着ごみ対策検討調査、技術的知見の整理、対策のあり方の検討等を実施。 海底ごみについては、三重県鳥羽市沿岸における調査結果を記載（H22）。 平成20年の報告書には、「瀬戸内海の海底ごみ調査」の実施が記載されているものの、「環境省研究費の別の事業で平成18年から3年間、瀬戸内海全域のゴミ実態調査を実施」との記載にとどまっている。 当該報告である瀬戸内海海ごみ対策検討会調査検討報告書（環境省中国四国地方環境事務所）にて、 瀬戸内海周辺の11海域、53地点 で海底ごみ調査を実施。	◎
6	沖合海域における漂流・海底ごみの分布調査検討業務報告書	R5、R4、R3、R2	沖合海域における漂流ごみ、マイクロプラスチック等の調査観測、調査手法の高度化の検討等を実施。 海底ごみについては、東シナ海・日高沖ほかにおける調査結果を記載。	○

7	漂流マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみの分布調査及び指標等検討業務報告書	R1、H30	沖合海域における漂流ごみ、マイクロプラスチック等の調査観測、調査手法の高度化の検討等を実施。海底ごみについては、東シナ海・日高沖ほかにおける調査結果を記載。	○
8	沖合海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書	H29、H28、H27、H26	沖合海域における漂流ごみ、マクロ・マイクロプラスチック等の調査観測等を実施。海底ごみについては、東シナ海、常磐沖、苫小牧沖ほかにおける調査結果を記載。	○
9	海底ごみ実態把握調査報告書	H23	海底ごみ調査等を実施。海底ごみについては、香川県東讃海域における調査結果を記載。	○
10	漁業者協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務報告書	R5、R4、R3	漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収等の実態把握・課題検討、回収の効果測定手法検討、調査マニュアル策定等を実施。海底ごみについては、取組事例や課題等を記載。	△
11	沿岸海域におけるマイクロプラスチックを含む漂流ごみ実態把握調査業務報告書	R4、R3、R2	マイクロプラスチックを含む漂流ごみ調査、関連する知見の検討等を実施。海底ごみについては、考察等において既存の調査結果を活用。	△
12	海洋ごみの実態把握及び効率的な回収に関する総合検討業務報告書	R5、R4、R3	自治体による漂着ごみ調査結果の取りまとめ・解析、漂着ごみ調査に係る研修開催、調査マニュアル更新、IT 技術等の活用に関する国際的なモニタリングガイドラインの作成等を実施。	×
13	河川・湖沼におけるプラスチックごみの海洋への流出実態調査等業務報告書	R5	河川プラスチックごみ調査、河川・湖沼におけるマイクロプラスチック調査、プラスチックごみ調査手法に係る知見整理等を実施。	×
14	海洋プラスチックごみによる生物・生態系影響把握等業務検討結果	R4、R5	水生生物に対する有害性等に関する科学的知見の収集、課題の整理、リスク評価手法の検討等を実施。	×
15	河川マイクロプラスチック調査結果 概要版	R4、R3	河川におけるマイクロプラスチック調査を実施。	×
16	海洋ごみの実態把握及び生物影響把握等に関する総合検討業務報告書	R2	マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの生物影響に関する毒性評価手法の検討、自治体による漂着ごみ調査結果の取りまとめ・解析、漂着ごみ調査に係る研修開催等を実施。	×
17	漂着ごみ対策総合検討業務報告書	R1、H30、H29、H28、H27、H26、H25	漂着ごみの種類・組成等に係る調査、自治体調査結果の取りまとめ・解析、調査ガイドライン・事例集策定、生態系影響調査、漂流・漂着ごみに係る数値シミュレーション等を実施。	×
18	国内外におけるマイクロビーズの流通実態等に係る調査業務	H28	パーソナルケア製品に使用されているマイクロビーズの使用、流通実態や規制の国際動向等について情報収集等を実施。	×
19	瀬戸内海における漂流ごみ実態把握調査業務 報告書	H27	「H26 沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査委託業務」の追加調査として、瀬戸内海 6 水域の漂流ごみ調査を実施。	×
20	東日本大震災に伴う洋上漂流物に係る緊急海洋表層環境モニタリング調査業務	H25	東日本大震災に起因して洋上に流出した漂流物の漂流予測シミュレーション等を実施。	×
21	漂着ごみ状況把握調査業務	H24、H23、H22	全国の海岸漂着物量把握調査、モニタリング調査等を実施。	×
22	海岸漂着物処理協力対策調査業務	H24、H23、H22	海岸漂着物処理推進法施行状況調査、地域 GND 基金執行状況調査、漂着物に係る現状・取組把握等を実施。	×
23	漂流・漂着ゴミ原因究明・国外流出調査業務 報告書	H22	漂着ごみ原因究明調査、漂着ごみ国外流出対策調査等を実施。	×
24	漂着ゴミ状況把握調査検討会報告書	H21	漂着ごみモニタリングの取組事例の整理、漂着ごみ状況の総合解析の試行等を実施。	×
25	漂流・漂着ゴミに係る国際的削減	H19、H18	漂流・漂着ごみの予測手法検討等を実施。	×

	方策調査業務			
26	漂着流木に関する基礎調査 報告書	H18	長崎県沿岸域に大量漂着した流木に係る情報整理、漂流経路・漂流予測手法に関する知見の整理等を実施。	×

2.4.3 海底ごみの回収量および沈積量の推計への活用可能性の整理

環境書既存報告における海底ごみ調査海域と調査項目の整理結果を表 III-46 に示す。

2.4.1 2.4.1 で整理された海底ごみの沈積量に係る推計に必要な要素について、これらの報告からの適用可能性を以下に示す。

＜堆積密度（調査地点ごとの単位面積あたりのごみ量）＞

- 各調査報告では、海底ごみの個数・重量・容積及び密度に関するデータが含まれているため、単位面積あたりのごみ量を推定するための基礎データとして適用可能である。
- 特に、令和2年度の淡路島沿岸域の調査や、平成25年度～23年度の観音寺市沖・山口市沖の調査では、海底ごみの密度に関する情報が整理されており、推計の原単位や検証用データとして活用することが可能と考えられる。

＜調査対象範囲（推計対象となる海域の面積）＞

- 本推計の対象は瀬戸内海全域であるが、海底ごみの分布には地域差があることから、一部海域のごみ密度を一律に拡大推計することは適切ではない。その点において、環境省既存報告では、紀伊水道、大阪湾、播磨灘、広島湾など、瀬戸内海全体を対象とした調査が実施されている。このため、これらの広域調査に基づき、各海域の海底ごみの回収結果の分布割合等を算出することで、未調査海域のごみ密度を一定の精度で外挿推計することが可能と考えられる。
- 平成25年度の報告において、当該年度に取得された最新のデータを基に、瀬戸内海の海底ごみの現存量（＝分布密度×海域面積）の試算が実施されている。過去のデータにはなるものの、検証用の比較対象としての活用が可能であると考えられる。

＜堆積期間（ごみの堆積が進行したと推定される期間）＞

- 一部の調査報告では、賞味期限を基に海底ごみの発生時期を推定する試みが行われている。参照データが過去のものとなるため、これらの数値を直接適用することは適切ではないと考えられるが、調査手法や推定の考え方については、今後の分析において参考にすることが可能である。

また、環境省の既存報告では、海底ごみの沈積量推計に関する留意事項として漁具の特性が回収効率に与える影響が指摘されている。海底ごみの回収効率は、漁具の爪の有無・長さ・数、網口・網目の大きさ、曳網距離などの特性によって大きく左右される。一方で、海底ごみの回収に使用される漁具は地域や漁協ごとに異なるため、回収効率の差や小さなごみの回収漏れが生じる。そのため、調査結果を用いて推計を行う際には、漁具の特性を考慮した補正を行うことが必要であると考えられる。

表 III-46 環境省既存報告における海底ごみ調査海域と調査項目の整理結果

業務名	実施年度	調査海域	調査項目
漁業者の協力による海底ごみ回収実証業務報告書	令和 2 年度	淡路島沿岸域（1 海域）	海底ごみの個数・重量・容積及びそれらの密度 賞味（消費）期限及び言語表記に係る情報
沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査委託業務報告書	平成 30 年度、 平成 26 年度	紀伊水道、大阪湾、播磨灘、 児島湾周辺海域、備讃瀬戸、備後灘、燧灘、安芸灘、 広島湾、伊予灘、周防灘、 豊後水道（13 海域）	海底ごみの個数・重量・容積
漂流・海底ごみ実態把握調査委託業務報告書	平成 25 年度、 平成 24 年度、 平成 23 年度	香川県観音寺市沖、山口県 山口市沖（2 海域）	海底ごみの組成情報 海底ごみの個数・重量・容積及びそれらの密度 使用漁具の回収効率の検討 海底ごみの現存量の算出
海底ごみ実態把握調査報告書	平成 23 年度	香川県東讃海域（1 海域）	海底ごみの組成情報 海底ごみの個数・重量・容積 賞味（消費）期限に係る情報
瀬戸内海海底ごみ対策検討会調査検討報告書	平成 19 年度	紀伊水道、大阪湾、播磨灘、 児島湾周辺海域、備讃瀬戸、燧灘、安芸灘、広島湾 奥部、広島湾南部、伊予灘、 周防灘（11 海域）	海底ごみの組成情報 海底ごみの個数・重量・容積 賞味（消費）期限に係る情報

調査結果を基とした海底ごみの回収量及び沈積量の推計手法（案）を以下に示す。

1. 海底ごみの回収量

- 既存の回収実績をもとに積み上げて算出する。

2. 海底ごみの沈積量

- 以下の推計モデル（案）を用いて算出する
 - $\text{沈積量 (t/年)} = \Sigma (\text{沈積量原単位 (t/km}^2\text{/年)} \times \text{漁具補正值} \times \text{海域別面積 (km}^2\text{)})$
- 各要素の考え方は以下の通りである。
 - 沈積量原単位 (t/km²/年)

各海域における単位面積あたりの年間沈積量。算出には各海域の海底ごみ調査データをもとに、単位面積あたりの年間沈積量の代表値を算出する方法や、特定の海域（例：大阪湾など）の調査データを活用し、過去の海底ごみ分布量や他の推計結果との関係をもとに他の海域の沈積量を推計する方法が考えられる。
 - 漁具補正值

漁業特性が及ぼす回収効率への影響を補正するための係数。環境省既存報告や有識者ヒアリングにより、適切な補正計数を設定する必要がある。
 - 地域別面積 (km²)

各地域の面積。沈積量を地域ごとに推計するための基礎データ。

2.5 瀬戸内海への流入実態把握の推計精度向上に関する有識者ヒアリング

推計結果の原案については、Web ヒアリングにて有識者の意見を踏まえて修正を行い、推計精度の向上を図るとともに、推計モデルの改善に向けた情報収集を実施した。ヒアリングの対象者および項目は、環境省との協議のうえ決定した。ヒアリングの対象者、内容及び日時は表 III-47 のとおりである。ヒアリング結果については、非公開情報を含むため、別添資料 1-5 として整理した。

表 III-47 瀬戸内海への流入実態把握の推計精度向上に関する有識者ヒアリングの概要

No.	ヒアリング対象者	ヒアリング内容	日時
1	愛媛大学大学院理工学研究科 生産環境工学専攻	推計方法(全体)の妥当性及び改善点について	令和6年9月6日 15:00-16:00
2	日向 博文 教授	推計結果(全体)の妥当性及び改善点について	令和7年1月7日 15:00-16:00
3	愛媛大学大学院理工学研究科 理工学専攻 環境建設工学講座 片岡 智哉 准教授	陸域からの流下ごみに関する推計結果の妥当性及び改善点について	令和7年1月22日 16:30-17:30
4	東京海洋大学大学院 海洋資源エネルギー学部門 内田 圭一 教授	外海からの流入量に関する推計結果の妥当性及び改善点について 海底ごみ沈積量の推計手法について	令和7年1月24日 13:30-14:30

2.6 今後の課題

各府県からの流入量把握作業に関する質問事項および「海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会」第2回検討会の意見を踏まえ、今後は以下の点について推計方法ならびに流入実態調査マニュアルの修正が必要である。

＜推計方法・参照データについて＞

- 今年度の推計は、一部地域での排水機場調査に基づく陸域からの回収量を踏まえた流出量（排水機場調査は、陸域での清掃活動等により回収された後に河川へ流れ込んだごみを対象）を基にした推計結果であり、データの代表性に課題がある。
- 次年度以降は、各府県によるマクロプラスチック流入量の調査結果が報告されると予想される。それらの数値と今回の結果を比較するとともに、府県報告の調査データのうち活用可能なものは原単位等（陸域からの流入）に活用し、より実態に即した流入量となるよう推計値を更新する。
- 陸域からの流入量については、流入実態調査マニュアルに記載の調査手法である「原単位にL-Q式（河川の流量と流下ごみの流下量の関係式）を用いる」など、継続的な推計モデルの精査や調査手法の検討が必要である。今年度は一部の推計で現存量を用いて流入量を推計しているが、次年度は時間軸の違いを踏まえ、推計モデルの精緻化を進める。
- 現存量（漂着ごみ・漂流ごみ）と流入量の比較では、時間スケールの違いに留意が必要となる。

＜L-Q 式の精度向上について＞

- 非観測期間への外挿に使用する L-Q 式については、可能な限り出水時の観測データを増やし、流入量のばらつきを考慮した L-Q 式の作成を推奨する。
- 平水時の L-Q 式の作成が困難な場合は、観測期間中の平均値（中央値）を用いた推計を推奨する。
- また、十分なデータが得られず出水時・平水時で強い相関が確認できない場合は、両者を統合した L-Q 式を作成することも有効な手法となる。

＜流域人口算定方法について＞

- 「河川付近を利用する住民」の代表値として、「調査河川の流域人口」を採用しているが、その適切性について検討が必要と考えられる。流域人口算出の際は「調査地点の上流域の流域人口」を採用する考え方もある。

IV章 リモートセンシング技術等を活用した海洋ごみモニタリング手法に関する国際ガイドライン初版の改訂等並びに実証試験の実施結果

1. 国際ガイドライン案の作成等の結果

1.1 目的

国内の実態把握を進めるとともに、各国に手法や技術を共有し、今後のプラスチック汚染対策に関する条約交渉に積極的に貢献することを目的として、過年度業務を受けて、2024年7月に「リモートセンシング技術を用いた海洋ごみモニタリング調和ガイドライン（Version 1.0）」が公開された。

これは、広範囲を継続的かつ効率的に調査可能なモニタリング・分析手法の一つとして、リモートセンシング技術を活用した画像データの採取及び画像解析において必要な要件をまとめたものであり、海洋ごみモニタリングの包括性、効率性を強化する手法や、再現性のある技術を活用したモニタリング手法を提示し、バイアスのない海洋ごみ現存量データを地球規模でのより広範囲な時空間分布情報として取得することに活用されることを想定している。本業務では、同ガイドラインの本編の改訂、及び固定カメラによるモニタリング技術に関する附属書（Annex）を作成する。

1.2 作成等の方法

2024年7月に公開されたガイドラインを基に、準備ワーキンググループ及び国際専門家会合での意見を踏まえて、ガイドライン本編及び附属書の改訂と、固定カメラによるモニタリング技術に関して、英語版及び日本語版の附属書を作成した。作成した別添資料は表 IV-1 のとおり。

国際ガイドライン本編については、用語の定義や測定場所の区分をより分かりやすくなるように整理したとともに、衛星については国内外の専門家から情報提供を受け、1.5.1に「衛星に搭載可能な海洋ごみの検出に使用できるセンサーの例」の表を新たに作成し、3.2.1に衛星による海洋ごみモニタリングの現状と将来の展望のコラムを作成した。また、3.1 現在のモニタリング手法の技術的成熟度（Technological Readiness Level, TRL）の評価値については、海洋ごみモニタリングのためのリモートセンシング技術は技術の進捗めざましい分野であり、TRLの評価値は固定された値ではなく、時とともに頻繁にアップデートされるものであるため、ガイドライン本体に掲載するのではなく、ガイドラインを紹介するウェブサイトに参加情報として別途掲載し、ガイドライン本体にはそのURLのみ記載することとした。TRLの評価値や説明については、現在の技術的成熟度を踏まえ、国内外の専門家にヒアリングにより意見を伺い修正した。さらに、3.2.3にスマートフォンのアプリケーションを活用した継続的な学習データの収集についての記述を、文献や国内外の専門家から情報収集を受けて追記した。

国際ガイドライン附属書については固定カメラによるごみの調査について、具体的な実施方法や留意点を示した。また、附属書に基づいた調査手法で実証実験を行った結果を附属書の別添資料として作成した。さらに、2024年7月に公開した附属書のSection I 1.1 ドローンを用いた海岸漂着ごみ調査手法については、調査間で標準化すべき項目等を見直した。Section II 調査データの解析及び公開については、固定カメラにより得られた画像の解析に関して主に追記した。固定カメラの海岸漂着ごみの画像を目視で解析する手法については、

実証試験においてアノテーションツールを用いてごみを囲み、囲った部分のピクセル数を Python により算出した。Python のコードはガイドライン利用者に向けて公開できる「BeachLitterCounter.py」ファイルとして作成した。

ドローン及び固定カメラ調査の調査項目については、ごみの量、時期、調査場所を特定するために最低限必要な基本的事項（Fundamental, F）と、調査結果を比較可能にするための事項（Essential, E）を各附属書へ整理するとともに、それらについて調査を行う際のサンプルフォーマットを作成した。

附属書の別添の実証試験結果については、「IV.2. 実証試験の結果」で示した。

1.3 作成等の結果

作成結果は以下の別添資料に示す。

表 IV-1 リモートセンシング技術等を活用した海洋ごみモニタリング手法に関する
国際ガイドライン案の作成並びに実証試験の実施結果に係る別添資料一覧

報告書資料番号	資料名	言語
別添資料 2-1	ガイドライン本編修正案	英語版
別添資料 2-2		日本語版
別添資料 2-3	附属書修正案	英語版
別添資料 2-4		日本語版
別添資料 2-5	附属書別添資料作成案 固定カメラを活用した海岸漂着ごみ調査の実証試験結果	英語版
別添資料 2-6		日本語版
別添資料 2-7	附属書別添資料作成案 固定カメラを活用した河川流下ごみ調査の実証試験結果	英語版
別添資料 2-8		日本語版
別添資料 2-9	ガイドライン新旧対照表	英語版
別添資料 2-10		日本語版
別添資料 2-11	付録 現在のモニタリング手法の技術的成熟度の評価（2025 年 3 月時点）	英語版
別添資料 2-12		日本語版
別添資料 2-13	付録 BeachLitterCounter（Python コード）	英語版
別添資料 2-14	付録 メタデータのサンプルフォーマット	英語版
別添資料 2-15		日本語版

1.4 今後の課題

ガイドライン本編での内容は、技術の進歩に応じて定期的に見直す必要がある。特に、別添資料 2-11 及び 2-12 の付録「現在のモニタリング手法の技術的成熟度の評価」については、技術の進歩に応じて随時数値を変更する必要がある。

本ガイドラインの附属書について、令和 5 年度はドローンによる海岸漂着ごみ調査、令和 6 年度は固定カメラによる海岸漂着ごみ調査と河川流下ごみ調査を取り扱ったが、次年度以降は、国際専門家会合の意見や技術の進歩を踏まえ、他のプラットフォームによる測定手法の追加や、画像解析手法の内容の更新等についても検討していく。

2. 実証試験の結果

2.1 目的

下記の 2 種類の実証試験を実施することにより、ガイドライン本体に記載した共通事項を踏まえたうえで、環境中のごみの中でも特に海岸漂着ごみおよび河川流下ごみを対象として、多様な団体が様々な調査目的で固定カメラを用いたモニタリングを行うためのガイドラインを追加する。

- 海岸固定カメラ実証試験：
海岸漂着ごみを対象とし、海岸に設置する固定カメラを活用したモニタリング手法を整理する。
- 河川固定カメラ実証試験：
陸域から河川を通じて流下する表層ごみ（河川流下ごみ）を対象とし、橋梁に設置する固定カメラを活用したモニタリング手法を整理する。

追加するガイドラインにより、国内外の海洋ごみ・河川ごみの実態把握が促進され、効果的かつ効率的なごみ対策（回収処理、発生抑制）に貢献することを目指す。

2.2 実施方法

2.2.1 海岸固定カメラ実証試験

海岸固定カメラ実証試験の実施方法は表 IV-2 及び表 IV-3、調査の概要は図 IV-1～図 IV-4 図 IV-4、表 IV-4 のとおりである。

表 IV-2 海岸固定カメラ実証試験の実施方法(1/2)

項目	概要
調査時期・頻度	海岸カメラ設置：2024 年 6 月 29 日 海岸カメラによる測定：2024 年 6 月 29 日～2024 年 12 月 31 日 撮影設定：毎日 5:00～19:00、1 時間に 1 回撮影、12,000 万画素 目視調査・回収調査：2024 年 9 月 3 日
調査地点	富山県射水市六渡寺海岸（図 IV-1 及び図 IV-2 の調査範囲参照）
調査範囲	70.9 m ² （図 IV-3 の調査範囲参照）
調査方法 （詳細は別添資料 B 参照）	海岸漂着ごみの量及び種類について、以下の 4 つの方法により調査・解析した（各手法の詳細については表 IV-4 のとおり）。 I. 海岸固定カメラ調査 & AI 解析（セマンティックセグメンテーション） II. 海岸固定カメラ調査 & 画像目視解析 III. 海岸目視調査（「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」（国土交通省東北地方整備局ほか）を参考） IV. 回収調査（「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和 5 年 6 月 第 3 版）」を参考） なお、手法 III 及び IV については、経験者によるガイドにより一般の人々も実施することが可能な場合がある。

	さらに、画像の手前と奥では、同じごみでも画像上の大きさ（ピクセル数）が異なり、GSD（Ground sample distance, 地上解像度）が異なることから、解析の参考とするため、固定カメラ&画像目視調査（手法Ⅱ）及び回収調査（手法Ⅳ）においては、手前から区画 1、区画 2、区画 3、区画 4（カメラ撮影範囲からそれぞれ 0-25%、25-50%、50-75%、75-100%）のエリアに分割して調査を実施した（図 IV-4）。
--	---

表 IV-3 海岸固定カメラ実証試験の概要（2/2）

項目	概要
調査対象	I 海岸漂着ごみのピクセル数、被覆面積 II 海岸漂着ごみのピクセル数、個数、体積 III 海岸漂着ごみの体積 IV 海岸漂着ごみの個数、体積、重量 - ごみの被覆面積を推定するため、測量技術を用いた投影変換により撮影画像の位置情報補正を実施した。 - 本調査の対象は人工物のみとし、木材（材木など）については、流木（自然物）との判別が困難であるため除外した。 - 調査 I では、人工物の総量のみを取得し、AI による詳細な選別は実施できない。 - 調査 II、III、IV の対象は、プラスチックボトル、食品容器（ファストフードカップ等を含む）、プラスチック袋（買い物袋、食品袋、産業用袋等）、育苗ポット、その他の人工ごみであり、事前調査で確認された特性に基づく。
調査実施者	鹿児島大学加古研究室、日本エヌ・ユー・エス株式会社、環日本海環境協力センター（NPEC）
画像処理・解析者	鹿児島大学加古研究室、日本エヌ・ユー・エス株式会社
結果の整理方法	- I について、海岸漂着ごみのピクセル数及び被覆面積の時系列データを作成 - I の海岸固定カメラの AI 検出と、II の画像目視調査のピクセル数の比較 - II の海岸固定カメラの画像目視調査と IV の回収調査のごみの個数の比較 - II の海岸固定カメラ調査の画像目視調査と、III の海岸目視調査、IV の回収調査のごみの体積推定の比較 - II の調査を複数名で各々実施することにより、作業者間の体積推定に関する人為的誤差を整理 - I～IV の各手法の作業時間を整理 - I～IV の各手法の調査・解析費用を整理

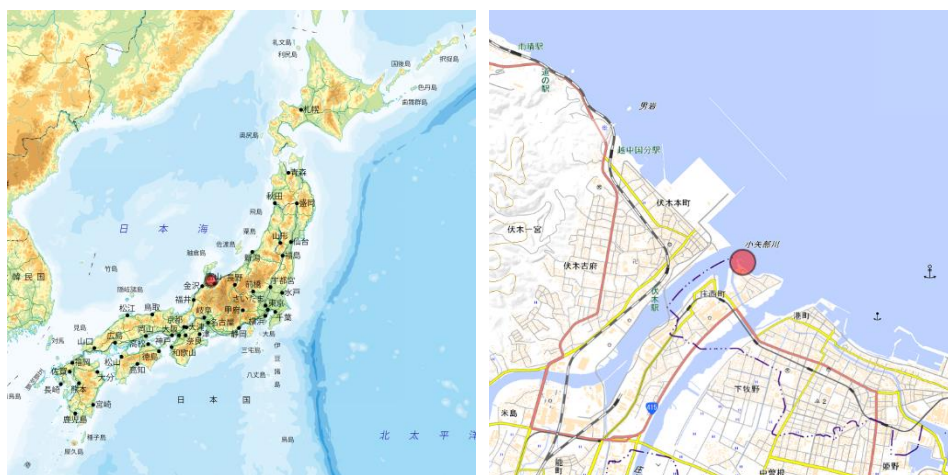


図 IV-1 調査地点の位置図（富山県射水市六渡寺海岸）

（国土地理院地図より作成）

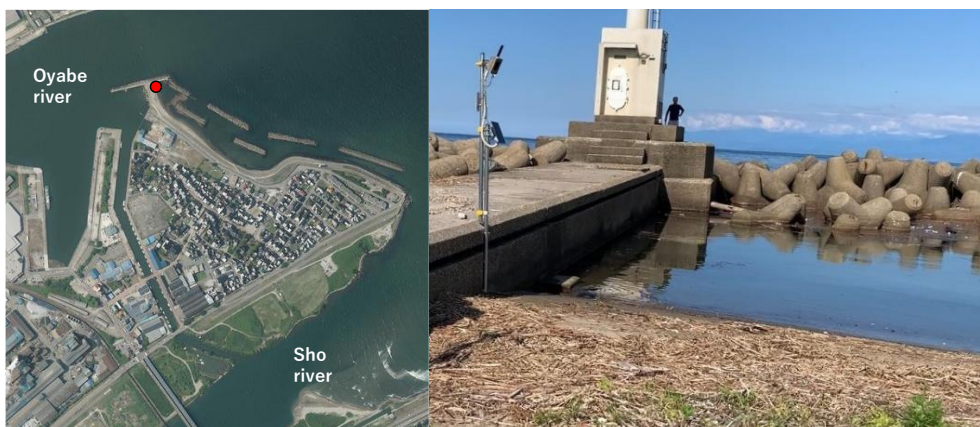


図 IV-2 海岸固定カメラの設置場所

（左図は国土地理院地図より作成）



図 IV-3 海岸固定カメラ撮影範囲（赤枠内）

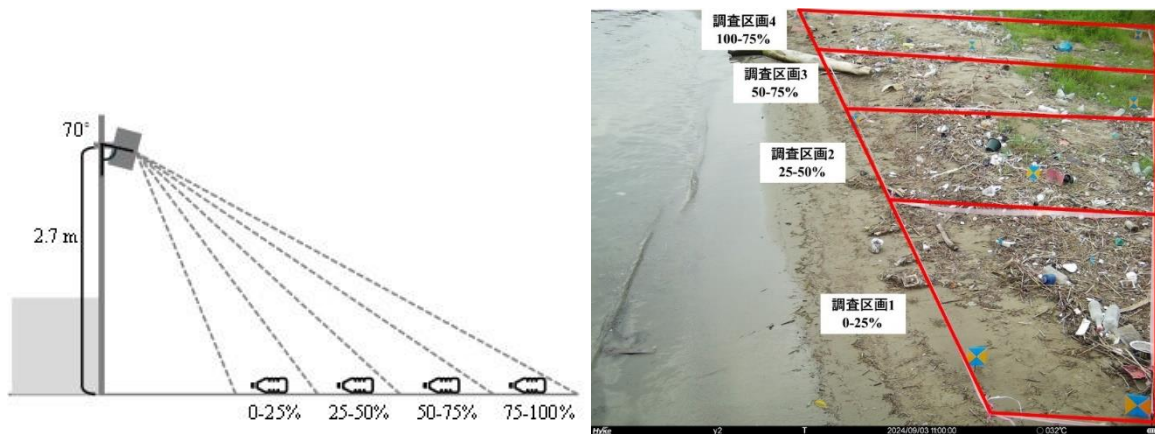


図 IV-4 海岸固定カメラの設置高度と調査範囲の区画（赤枠）

表 IV-4 海岸固定カメラ実証試験における各調査方法と得られるごみの情報

種類	調査内容	測定項目					目的
		ピクセル数	被覆面積	個数	重量	容量	
固定カメラ調査	I 固定カメラ&AI						- 固定カメラ画像のAIでの自動検出により、ピクセル数を求める。 - 被覆面積は測量結果により、射影変換を行い求める。
	II 固定カメラ&画像目視						- 固定カメラ画像の目視での判別により、IのAIによる自動検出ではできないごみの個数や種類の集計を行う。 - ピクセル数の推定結果をIと比較し、海岸固定カメラにおけるIのAIの精度を確認する。
手動調査	III 海岸目視						IIの固定カメラによる調査との人為的誤差や費用・所要時間を比較する。
	IV 回収調査 (Ground truth)						IIの固定カメラ&画像目視調査によるごみの個数と種類の測定の精度を比較する。

2.2.2 河川固定カメラ実証試験

河川固定カメラ実証試験の実施方法は表 IV-5 及び表 IV-6、調査の概要は図 IV-5～図

IV-7 のとおりである。

表 IV-5 河川固定カメラ実証試験の実施方法(1/2)

項目	概要
調査時期・頻度	河川固定カメラ設置：2024 年 6 月 12 日～2024 年 9 月 25 日 河川固定カメラによる測定：2024 年 6 月 13 日～2024 年 9 月 25 日 撮影設定：毎日 10:00～16:00 1 時間に 1 回、1 分間撮影（平水時） 10 分に 1 回、1 分間撮影（出水時） 目視調査：2024 年 6 月 26 日（平水時）、6 月 28 日（出水時） 疑似ごみ流下試験：2024 年 7 月 18 日
調査地点	石手川（一級河川重信川水系の支流で、愛媛県松山市を流れる河川） 石手川水管橋（愛媛県松山市市坪西町）（図 IV-5 及び図 IV-6 参照）
調査範囲	石手川水管橋及び周辺河川敷（参照）
調査方法 （詳細は別添資料 C 参照）	河川流下ごみの量及び種類について、以下の 4 つの方法により調査・解析を行う。（手法 I から手法 III の詳細については表 IV-7 のとおり） I. 河川固定カメラ調査 & AI 解析 II. 河川固定カメラ調査 & 画像目視解析 III. 河川目視調査 IV. 疑似ごみ流下試験 － 河川固定カメラ調査（I, II）における撮影時期、調査地点の選定、撮影機器の設置方法、年間流下量への拡大推計については日本国内の調査マニュアルや先行事例（吉田、片岡、二瓶ほか（2021））の手法を基に実施した。なお、河川固定カメラ調査には既存の固定カメラ（防災用カメラ）を用いた先行事例（令和 4 年度 大阪府）もあるが、本実証試験では具体性や汎用性の観点から、新規固定カメラの設置を含めた調査を実施した。 － 河川目視調査（III）の目視観察手法は先行事例（Emmerik et al.（2018））の手法を基に実施した。 － AI を用いたごみの検出（I）や定量化の方法（I, II）については、片岡准教授の開発中の手法等により実施した。 － 画像目視解析（II）のごみの検出や面積集計は特別な技術、機材や人材を有しなくても実施可能であるかを検証するため、手動検出で実施した。

表 IV-6 河川固定カメラ実証試験の概要(2/2)

項目	概要
調査対象	I 河川流下ごみの個数・面積・重量フラックス II 河川流下ごみの個数・面積・重量フラックス III 河川流下ごみの個数フラックス IV 擬似ごみの個数・面積・重量フラックス - 本調査の対象はマクロサイズのプラスチックごみ（プラスチックボトル、食品容器（ファストフードカップ等を含む）、プラスチック袋（買い物袋、食品袋、産業用袋等）、その他のプラスチックごみ）のみとした。 - 各重量フラックスは事前に取得した河川ごみの品目別の単位面積当たり重量を用いて推計した。
調査実施者	JANUS（調査実施、監修） 八千代エンジニアリング株式会社（簡易測量に関する技術協力）
画像処理・解析者	JANUS（調査実施、監修） 愛媛大学片岡研究室（カメラ調査・解析等に関する技術協力）
結果の整理方法	- I について、観測動画を基に測定範囲における流下ごみ種別流下量（面積またはオブジェクト数）の算出及び年間流下量の推計を行う。 - I について、異なる推計手法による拡大推計手法、解析頻度の検討を行う。 - II について、画像目視解析により面積・重量を算出し、I の手法との観測精度の検証（比較）を行う。 - III について、観察結果を基にオブジェクト数を算出し、I の手法との観測精度の検証（比較）を行う。 - IV について、疑似ごみ（真値とする）と各手法（I～III）の観測結果を比較し、観測精度の検証（比較）を行う。 - I～III の各手法の作業時間を整理する。

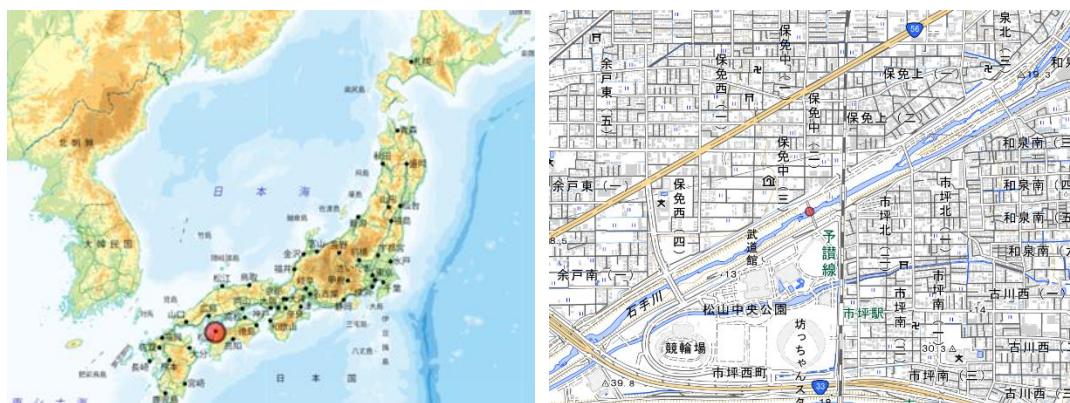


図 IV-5 河川固定カメラ調査地点の位置図（愛媛県松山市石手川水管橋）

（国土地理院地図より作成）

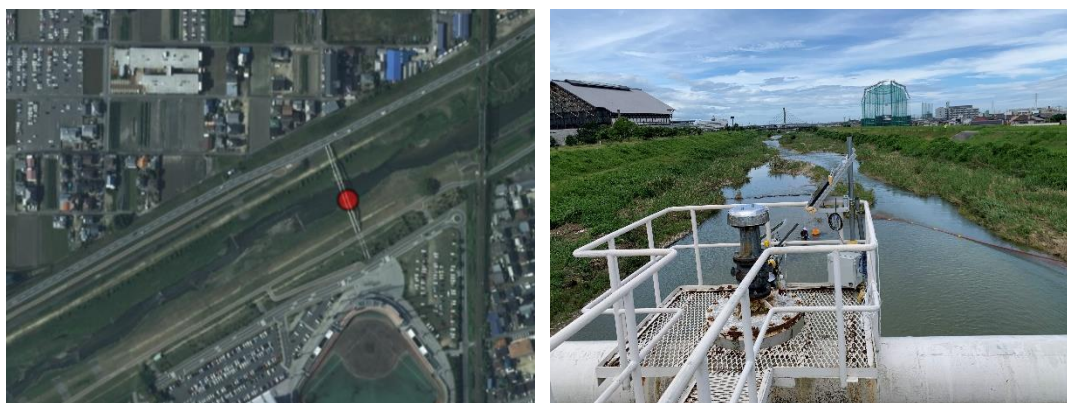


図 IV-6 河川固定カメラの設置場所
(左図は国土地理院地図より作成)



図 IV-7 河川固定カメラ撮影画像の例

表 IV-7 河川固定カメラ実証試験における各調査方法と得られるごみの情報

調査方法	測定項目			目的
	個数	面積	重量	
I 固定カメラ&AI 解析				- 固定カメラ画像の AI での自動検出により、品目別の個数・面積を求める。 - 重量は事前に取得した河川ごみの品目別の単位面積当たり重量を用いて推計する。
II 固定カメラ&画像目視				- 固定カメラ画像の目視での判別・及び主導での解析により、ごみの個数・面積・重量の集計を行う。 - 擬似ごみを用いた推定結果を I と併せて比較し、河川固定カメラにおける AI の解析精度及び人力の解析精度を確認する。
III 河川目視				- I、II の固定カメラによる調査との人為的誤差や所要時間を比較する。

2.3 実施結果

2.3.1 海岸固定カメラ実証試験

実証試験の結果、海岸固定カメラを用いた漂着ごみのデータ取得は、ガイドラインに基づいて適切に機能することが確認された。固定カメラと AI によるモニタリングで可能なこと及び技術的な限界を表 IV-8 に示す。また、実証試験の計画・準備・実施の各段階で抽出された留意点（表 IV-9）はガイドラインの附属書に反映した。

今回の調査手法ごとの時間やコストを比較した結果、いくつかの特徴が明らかになった。固定カメラ調査は、回収調査（Ground truth）と比較するとごみの個数を過小評価する傾向があったものの、一度設置すれば 2 回目以降は追加の時間やコストをかけずにデータを取得できるため、特に継続的なモニタリングに適していることが分かった。

また、固定カメラを用いた AI 検出（方法 I）と手動検出（方法 II）の比較では、検出されたピクセル数に類似した傾向が見られ、AI による検出は人間の視認に近い可能性が示唆された。AI 検出は分析に時間やコストがかからないため、大量のデータ処理や時系列データの取得に特に有効であると考えられる。一方、手動検出はごみの分類や個数の推定が可能であり、AI が利用できない環境でも活用できるという利点がある。本実証試験で用いた AI ではごみの分類や個数の推定は行っていないが、これらが可能な AI も存在するため、今後、固定カメラ画像からの AI によるごみの分類や個数の推定が可能になることが期待される。

また、実証試験の計画、準備、実施の各段階において、留意すべき点が抽出されたため、それらを国際ガイドラインの附属書のセクション 1 及び 2 に反映した。

表 IV-8 海岸固定カメラ&AI で実施可能なこと及び技術的限界

漂着ごみ調査において、固定カメラ&AI で実施可能なこと	現時点の技術的限界
漂着ごみの量(ピクセル単位)の定量化と、セマンティックセグメンテーションを用いた時系列データの自動取得	- 小さな漂着ごみが低い位置や低密度で堆積している場合、誤差が大きくなる。 - ごみが密集して漂着した場合、異なる種類のごみを分離・定量化することが困難になる。 - 自動分析では、ごみの個数を正確にカウントすることが難しく、重なった物体を単一のごみとして認識してしまうため、大きな誤差が生じる可能性がある。
検出可能な人工ごみのピクセル数、個数、被覆面積の取得	- 固定カメラと AI が検出できるごみの最小サイズが存在する。 - 画像の解像度が低い場合、手動検出でも背景との区別が困難になり、ごみの分類精度は人間の直接調査ほど高くない。 - 固定カメラ画像からごみが占めるピクセル数を取得できるが、画像が斜めに撮影されるため、前方と後方でごみの量が異なる場合、ピクセル数と実際のごみの面積が比例しない可能性がある。 - 画像の後方にあるごみは小さく映るため、固定カメラによる検出や分類が困難になる可能性がある。

表 IV-9 ガイドライン附属書 1 に追記すべき事項（海岸固定カメラ）

1. 調査地点の選定
- 調査対象の真上に植生がある場合、固定カメラでは撮影できない可能性がある。 - 地方自治体や海岸管理者の協力を得ることができる。 - 定期的な清掃活動が行われていない、または清掃が行われても短期間でごみが再堆積する海岸を選ぶことで、ごみの増減傾向を観察しやすい。 - 人の利用が少ない海岸が望ましい（景観を損ねる可能性があり、また人が画像解析の障害になる可能性がある）。 - 植生や積雪が少なく、画像解析の妨げにならない場所を選定する。 - 海岸のごみの量や種類の特徴を代表する地点を選定する。
2. 固定カメラの位置
- 固定カメラとごみの距離が近いほど解像度が向上し、カメラの角度が地面に対して垂直に近いほど、ごみの形状を識別しやすい。そのため、高度や角度を適切に調整することが望ましい。 - 設置に際して、堤防のコンクリートに穴を開けるなど、海岸の構造物を改変する場合は、地方自治体や海岸管理者と協議し、調査終了後の原状回復についても確認する必要がある。
3. 安全管理
- 設置後にボルトなどの部品が残らないよう、安全に撤去する必要がある。 - 機材の設置には工具を使用するため、訓練を受けた作業員が保護具を着用して作業を行う必要がある。直接作業が困難な場合は、建設会社に設計・設置を依頼することも検討する。
4. 調査と分析に必要な時間
- 固定カメラを用いた調査は手動調査よりもデータ取得に時間を要するが、一度設置すれば遠隔でも時系列データを取得できるため、手動調査では得にくい情報が得られる。 - また、方法 I（固定カメラ+AI）は、収集調査と比較して、初回のカメラ設置以降の継続的なごみデータ取得にほとんど時間がかからず、ごみの量の時系列変動を把握するなどの継続的な調査を行う場合、費用対効果が高いと考えられる。 - AI は太陽の反射やカメラレンズの曇りを誤検出することがあるが、時系列データでは 7 日間の移動平均を取ることで異常データの影響を低減できる。 - 写真ではカメラ手前側のごみが大きく、奥側のごみが小さく映るため、ピクセル数に違いが生じる。より正確にごみの量を表現するためには、射影変換を用いた補正が必要である。ただし、被覆面積ではなくごみの量の時間的変化を把握するには、射影変換前のピクセル数でもある程度対応可能と考えられる。しかし、画像の手前側と奥側でごみの量が大きく異なる場合、ピクセル数とごみ量が比例しない可能性がある点に注意が必要である。

2.3.2 河川固定カメラ実証試験

実証試験の結果、河川固定カメラを用いた河川ごみのデータ取得は、ガイドラインに基づいて適切に機能することが確認された。固定カメラと AI によるモニタリングで実施可能なこと及び技術的な限界を表 IV-10 に示す。また、実証試験の計画・準備・実施の各段階で抽出された留意点（表 IV-11）はガイドラインの附属書に反映した。

擬似ごみ流下試験及び実河川での観測結果から、「I. 河川固定カメラ調査&AI 解析」は「III. 目視調査」および「II. 河川固定カメラ調査&画像目視解析」と同等、またはそれ以上の流下ごみ検出能力を有することが示唆された。固定カメラ調査は長期間の調査や重量フラックスの取得が必要な場合に適していることが示唆された。

正確性や効率性の比較の結果、固定カメラ調査のメリットとして、一度の調査で長期間のデータ取得が可能であること、さらにデータ解析作業を自動化することで省力化できる点が挙げられる。また、水位が高い場合には、固定カメラ調査が目視調査よりも精度が高いと報告されている（Lieshout et al. (2020)）。このため、陸域からの流出ごみの多くが河川を経由する実態を考慮すると、大規模出水を含む長期的な観測が可能であり、長期間の解析に伴う作業時間を低減できる「I. 河川固定カメラ調査&AI 解析」が有効な手法であると考えられる。

ただし、河川ごみ解析用 AI の開発及び活用が、必ずしも全ての調査主体で可能であるとは限らない。そのような場合には、代替手段として「II. 固定カメラ調査&画像目視解析」の手法を用いることも有効であると考えられる。ただし、手動での定量化においては、一定の精度を確保するための検出および推計手法の整備が必要であると考えられる。

表 IV-10 河川固定カメラ調査で実施可能なこと及び技術的限界

河川流下ごみ調査において河川固定カメラで実施可能なこと	現時点の技術的限界
河川ごみの自動撮影	– 夜間の観測はできない。 – 透視度や流速によっては表層ごみの検出精度も低下する。 – カメラの設置角度によっては日光や海面での反射光により、観測が困難となる時間帯が発生しうる。水中に没して流下するごみのデータ取得は困難である。
手動での検出・分類・数量及び質量による定量化（河川固定カメラ調査&画像目視解析）	– 検出可能なごみのサイズについてはカメラの解像度や、調査環境（カメラ水面までの距離等）により大きく影響を受ける。 – ごみの検出において、一律の基準で色差による判断を行うのは難しい。高解像度での検出には適していない。 – 流量（g/s）を推計する際には別途河川ごみの面積当たり重量を求める必要がある。
自動での検出・分類・数量及び質量による定量化（河川固定カメラ調査&AI 解析）	– レジ袋やプラスチック破片等、形状が定まっていないものの検出が困難なことがある。 – AI の学習のための教師データが必要となる。 – 流量（g/s）を推計する際には別途河川ごみの面積当たり重量を求める必要（別添資料 C 参照）がある。

表 IV-11 ガイドライン附属書 1 に追記すべき事項（河川固定カメラ）

1. 調査対象
– キャップ、ふた、ライター、たばこ等はサイズが小さく、水中に没する可能性があるためは検出が困難な場合もある。（ただし、ペットボトルキャップ及びタバコは主要な海岸ごみとなっているため、可能な限り把握に努めるものとする。）
2. 撮影範囲の設定
– 橋や水管橋に固定カメラを設置する場合、設置スペース等の都合で河川流心を観測できない場合は、別途流速の測定や目視調査等により流下ごみの横断方向の分布を把握する必要がある。
3. 調査機材の設置
– 台風等の強風により大きくあおられる可能性があるため、ソーラーパネルや固定カメラの固縛・防失対策は可能な限り徹底して行うことが望ましい。
4. 調査の実施
– スケールの撮影に加え、擬似ごみ（ペットボトルやペットボトルキャップ）を撮影し、調査地点ごとのカメラによる検出下限サイズを把握することが望ましい。

V章 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合準備のためのワーキンググループの開催結果

1. 準備ワーキンググループ及び委員

本準備ワーキンググループは、リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合準備のために国内専門家によって構成されるものであり、同国際専門家会合と同様に、広範囲を継続的かつ効率的に調査可能なモニタリング・分析手法の一つとして、リモートセンシング技術を活用した手法を国際ガイドライン化し、国内の実態把握を進めるとともに、各国に手法や技術を共有し、今後のプラスチック汚染対策に関する条約交渉に積極的に貢献することを目的としている。

本準備ワーキンググループの委員は、表 V-1 のとおりである。座長は九州大学の磯辺教授をお願いした。

表 V-1 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合準備のためのワーキンググループ 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
磯辺 篤彦	九州大学応用力学研究所 教授
加古 真一郎	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
片岡 智哉	愛媛大学大学院理工学研究科 准教授
高橋 幸弘	北海道大学大学院理学研究院 教授
日高 弥子	鹿児島大学学術研究院 理工学域工学系 准教授
松岡 大祐	海洋研究開発機構 付加価値情報創生部門 地球情報科学技術センター データサイエンス研究グループ グループリーダー

2. 準備ワーキンググループの開催日程及び検討内容

準備ワーキンググループは令和5年度の第5回会合につづき、第6回から第7回までの計2回開催した。各準備ワーキンググループの日程及び主な検討内容を表 V-2 に示す。

表 V-2 各準備ワーキンググループの日程及び主な検討内容

日時・場所	主な検討内容
第6回 令和6年6月5日(水) 10:00～12:00 WEB 会議システムにより 開催(事務局等は都内で 対面開催)	- 本業務の全体進捗(スケジュール)について - ガイドライン附属書(固定カメラを用いた河川流下ごみ、海岸漂着ごみ調査)(案)について - 国際ガイドラインの実証試験計画(河川固定カメラ)について - 国際ガイドラインの実証試験計画(海岸固定カメラ)について - The 5th SmartMLRST Agenda について
第7回 令和6年12月25日(水) 15:00～17:00 WEB 会議システムにより 開催(事務局等は都内で 対面開催)	- 本業務の全体進捗について - 国際ガイドライン本編について - 国際ガイドライン附属書及び実証試験結果(海岸固定カメラ)について - 国際ガイドライン附属書及び実証試験結果(河川固定カメラ)について - The 6th SmartMLRST Agenda について

3. 第6回準備ワーキンググループの議事次第

議 事

開会(10:00)

1. 環境省あいさつ

2. 資料の確認

3. 委員の紹介

4. 座長選任・あいさつ

5. 議事

(1)【議題】本業務の全体進捗(スケジュール)〔資料1〕

(2)【議題】ガイドライン附属書(固定カメラを用いた河川流下ごみ、海岸漂着ごみ調査)(案)〔資料2-1、資料2-2、資料2-3〕

(3)【議題】国際ガイドラインの実証試験計画(河川固定カメラ)〔資料3、参考資料3-1〕

(4)【議題】国際ガイドラインの実証試験計画(海岸固定カメラ)〔資料4〕

(5)【議題】The 5th SmartMLRST Agenda について〔資料5〕

6. 連絡事項

閉会(12:00)

配布資料

資料1 本業務の全体進捗(スケジュール)

資料2-1 国際ガイドライン附属書(固定カメラを用いた河川流下ごみ、海岸漂着ごみ調査)の構成案

資料2-2 国際ガイドライン附属書(固定カメラを用いた河川流下ごみ調査手法)

資料2-3 国際ガイドライン附属書(固定カメラを用いた海岸漂着ごみ調査手法)

資料 3 国際ガイドラインの実証試験計画（河川固定カメラ）

資料 4 国際ガイドラインの実証試験計画（海岸固定カメラ）

資料 5 The 5th SmartMLRST Agenda

参考資料 3-1 参考とした先行事例の概要

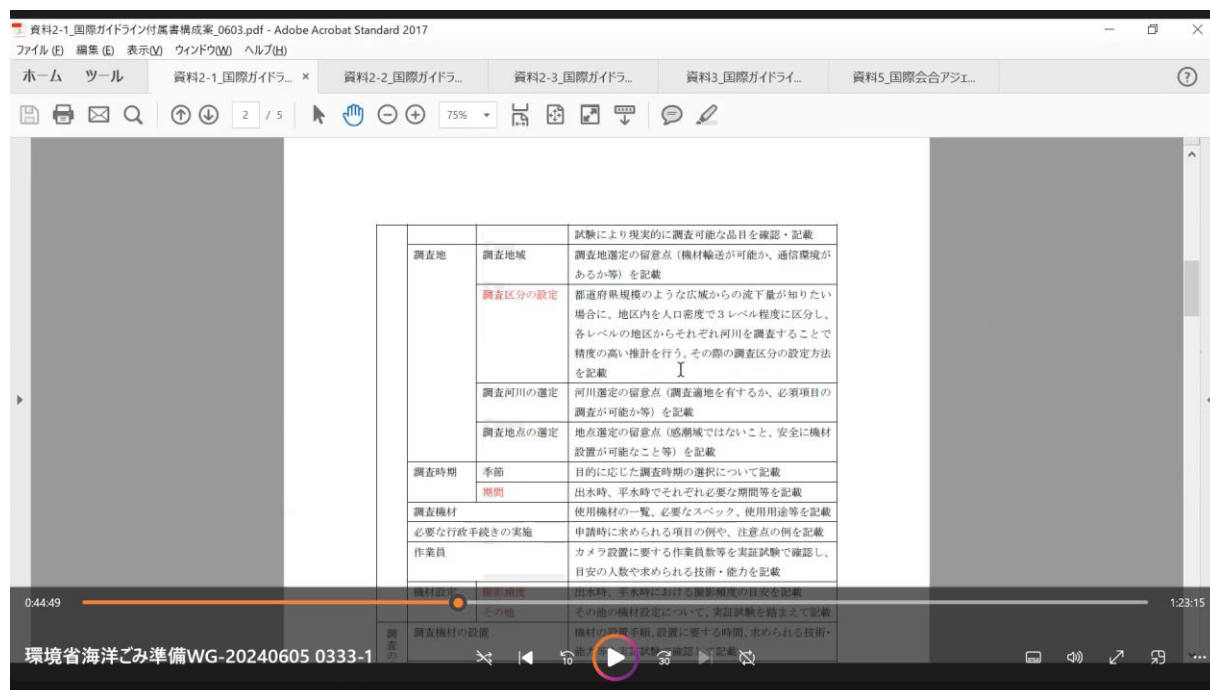


図 V-1 第 6 回準備ワーキンググループ 開催の様子

4. 第 7 回準備ワーキンググループの議事次第

議 事

開会（15:00）

1. 資料確認

2. 議事

（1）【議題】本業務の全体進捗〔資料 1〕

（2）【議題】国際ガイドライン本編〔資料 2、参考資料〕

（3）【議題】国際ガイドライン附属書及び実証試験結果（海岸固定カメラ）
〔資料 3-1、3-2、参考資料〕

（4）【議題】国際ガイドライン附属書及び実証試験結果（河川固定カメラ）
〔資料 4-1、4-2、参考資料〕

（5）【報告】The 6th SmartMLRST Agenda について〔資料 5〕

3. 連絡事項

閉会（17:00）

配布資料

資料 1 本業務の全体進捗

資料 2 国際ガイドライン本編（修正案）

- 資料 3-1 国際ガイドライン附属書（固定カメラを用いた海岸漂着ごみ調査手法）
資料 3-2 固定カメラ（海岸）を活用した海岸漂着ごみ調査の実証試験結果
資料 4-1 国際ガイドライン附属書（固定カメラを用いた河川流下ごみ調査手法）
資料 4-2 固定カメラ（河川）を活用した河川流下ごみ調査の実証試験結果
資料 5 The 6th SmartMLRST Agenda
参考資料 第 5 回国際専門家会合意見への対応案



図 V-2 第 7 回準備ワーキンググループ 開催の様子

VI章 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家会合の開催結果

1. 国際専門家会合及び委員

本国際専門家会合は、広範囲を継続的かつ効率的に調査可能なモニタリング・分析手法の一つとして、リモートセンシング技術を活用した手法を国際ガイドライン化し、国内の実態把握を進めるとともに、各国に手法や技術を共有し、今後のプラスチック汚染対策に関する条約交渉に積極的に貢献することを目的としている。

本会合に参画いただいた専門家は、表 VI-1 のとおりである。ファシリテーターは九州大学の磯辺教授にお願いした。

なお、第5回は13名が（加古委員、松岡委員及び Davida Streett 委員が欠席、Mishra 委員は1日のみオンライン参加）、第6回は14名（Tim van Emmerik 委員及び Davida Streett 委員が欠席）が出席した。

表 VI-1 リモートセンシング技術を活用したモニタリング手法等に関する国際専門家名簿
（アルファベット順、敬称略）

氏名	国及び所属
Stefano Aliani	Italy/ National Research Council of Italy
Umberto Andriolo	Portugal/ University of Coimbra
Heidi Dierssen	United States/ University of Connecticut
Tim van Emmerik	Netherland/ Wageningen University
Gil Gonçalves	Portugal/ University of Coimbra
Mitsuko Hidaka	Japan/ Kagoshima University
Atsuhiko Isobe	Japan/ Kyushu University
Shin'ichiro Kako	Japan/ Kagoshima University
Tomoya Kataoka	Japan/ Ehime University
Victor Martinez-Vicente	United Kingdom/ Plymouth Marine Laboratory
Daisuke Matsuoka	Japan/ Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology
Pravakar Mishra	India/ National Centre for Coastal Research
João Monteiro	Portugal/ University of Madeira
Davida Streett	United States/ National Oceanic and Atmospheric Administration
Yukihiro Takahashi	Japan/ Hokkaido University
Konstantinos Topouzelis	Greek/ University of the Aegean

2. 国際専門家会合の開催日程及び検討内容

国際専門家会合は計2回開催した。各国際専門家会合の日程及び主な検討内容を表 VI-2 に示す。

表 VI-2 各国際専門家会合の日程及び主な検討内容

日時・場所	主な検討内容
第5回 令和6年10月21日（月） 14:00-17:00（JST） 令和6年10月22日（火） 9:30-16:00（JST） 対面（コモレ四谷タワーコンファレンス）及びWEB会議システムのハイブリット開催	- 国際ガイドライン本編の改訂案について - スマートフォンアプリの活用可能性とAIを用いた画像解析の将来展望 - UAVや定点カメラ以外のモニタリング手法への内容拡充 ➤ Dr. Aliani による衛星に関する最新研究の発表 ➤ Dr. Martinez-Vicente による IOCCG 海洋ごみリモートセンシングタスクフォースの進捗報告 - ガイドラインの普及について - 河川固定カメラの実証試験結果について - 海岸固定カメラの実証試験結果について
第6回 令和7年1月31日（金） 17:00-21:00（JST） WEB会議システムにより開催（事務局は都内で対面開催）	- 第5回国際専門家会合の振り返り - 国際ガイドラインの普及について - ガイドライン本編の改定案について - 河川固定カメラの附属書及び別添資料（実証試験結果）について - 海岸固定カメラの附属書及び別添資料（実証試験結果）について - 収集すべきメタデータについて - 附属書（各リモートセンシング技術におけるモニタリング／調査の計画、準備、実施、および調査データの分析と公開）について

3. 第5回国際専門家会合の議事次第

議 事

【第1日目】

1. 開会挨拶（環境省）
2. 出席者紹介、事務連絡（事務局）
3. ガイドライン本編の更新と今後の作業計画（事務局）
4. ガイドライン普及のための討議（磯辺委員により進行）
5. 2日目のスケジュールについての説明（事務局）
6. 閉会

(レセプション 18:00～20:00)

【第2日目】

7. 固定カメラに関する付属書の構成の説明（事務局）
8. 河川固定カメラの実証試験についての討議（事務局より資料説明）
9. 海岸固定カメラの実証試験についての討議（事務局より資料説明）
10. モニタリングとデータ整理に関する今後の作業計画（事務局より資料説明）
11. 総括（事務局）
12. 閉会

配布資料

【Meeting documents】

- 1 Agenda of the Fifth International Expert Meeting on Marine Litter Monitoring Methods by Using the Remote Sensing Technologies [SmartMLRST] (including lists of meeting documents and participants)
- 2 Overview of discussion topics
- 3 Fourth SmartMLRST meeting summary
- 4 Draft of the updated main body of the Guidelines
- 5 Potential use of smartphone applications and future prospects for image analysis with AI
- 6 Dissemination policies of the Guidelines
- 7 Drafting policies and interim structure of the Annex to the International Guidelines (survey of river and beach litter using fixed cameras)
- 8 Appendix 3 of the Draft of the Annex to the International Guidelines: Result of Demonstration Test for River Litter Survey Using Fixed Cameras
- 9 Draft of the Annex to the International Guidelines: River Litter Monitoring Survey Using Fixed Cameras
- 10 Appendix 2 of the Draft of the Annex to the International Guidelines: Result of Demonstration Test for Beach Litter Survey Using Fixed Cameras
- 11 Draft of the Annex to the International Guidelines: Beach Litter Monitoring Survey Using Fixed Cameras
- 12 Future workplan for monitoring and data organization

References

- ・ The current version of the Guidelines for Harmonizing Marine Litter Monitoring Methods Using Remote Sensing Technology (Ver. 1.0, July 2024)
- ・ The main body of the Guidelines
- ・ Annex - Planning, preparation, and implementation of monitoring/survey for each remote sensing technology, and analysis and publication of survey data
- ・ Appendix 1 - Result of demonstration test for beach litter survey using UAVs



図 VI-1 第5回国際専門家会合 開催の様子

4. 第6回国際専門家会合の議事次第

議 事

1. 出席者紹介、事務連絡（事務局）
2. 第5回国際専門家会合の振り返り（事務局）
3. ガイドラインの普及計画と更新（事務局より資料説明）
4. 海岸固定カメラの実証試験についての討議（事務局より資料説明）
5. 河川固定カメラの実証試験についての討議（事務局より資料説明）
6. 収集すべきメタデータについて
7. 付属書（各リモートセンシング技術におけるモニタリング／調査の計画、準備、実施、および調査データの分析と公開）について（事務局より説明）
8. 今後の作業整理（事務局）
9. 閉会

配布資料

【Meeting documents】

- 1 Meeting agenda
- 2 Meeting summary of the fifth SmartMLRST
- 3 Dissemination plan and the revised parts of the draft Guidelines (main body)
- 4 Updated draft Annex on beach cameras

- 5 Updated draft Appendix on beach cameras
- 6 Updated draft Annex on river cameras
- 7 Updated draft Appendix on river cameras
- 8 Metadata
- 9 Updated draft Annex Section II
- 10 Updated draft Guidelines (main body)

References

- ・ Updated draft Guidelines (main body)

開催の様子

Table 6 Results of piece count comparison between stationary camera and manual detection (Method II) and the ground truth (unit: pieces)

Objects	Stationary camera and manual detection (number)			Ground truth (number)	Detection rate (average of manual detection / ground truth)
	Researcher α	Researcher β	Average		
Plastic bottles	21	18	20	35	0.56
Food containers (incl. fast food cup etc.)	9	6	8	74	0.10
Plastic bags (for shopping, food, business use, etc.)	0	0	0	1	0
Seeding pots	6	3	5	14	0.32
Other man-made objects	244	209	227	490	0.46
Total	280	236	258	614	0.42

Note:
 1. Estimations of the stationary camera and manual detection are the average of the survey results from each of the two researchers.
 2. See II-III in Appendix B for the methods to conduct surveys and estimates.

Table 1 Metadata for static information (e.g., camera installation details)

Category	UAV	Stationary Beach Camera	Stationary River Camera	Purpose of the data	Remarks
F	Survey Location	Survey Location	Survey Location	For result interpretation	
F	Survey Date and Time	Survey Date and Time	Survey Date and Time		
F	Detection Threshold (mm)		Detection Threshold (mm)	For data accuracy verification	Record the higher value between the camera and AI
F	Camera Resolution	Camera resolution	Camera resolution		
F	Camera installation height	Camera installation height	Camera installation height		
F	Camera installation angle	Camera installation angle	Camera installation angle		
F	Camera shooting settings	Camera shooting settings	Camera shooting settings		e.g., interval settings
F	Type of Camera Used	Type of camera used	Type of camera used		
E	Coastal Survey Width		Entire River Width, Camera Observation Range Width		- The width of the river should be documented separately for the low-water channel and the high-water channel. - Since the main purpose of fixed coastal cameras is to understand temporal variations at the same coastline, they should be listed as an optional item.
E	Coastal Survey Depth				For fixed coastal cameras, the main purpose is to capture time-series variations on the same coast, so this is recorded as an optional item.
E	Distance from River Mouth	Distance from River Mouth	Distance from River Mouth	For result interpretation	
E	Survey Target	Survey Target	Survey Target		e.g., artificial objects, natural objects, plastics, etc.

図 VI-2 第6回国際専門家会合 開催の様子

VII章 海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会の開催結果

1. 検討会及び検討員

本検討会は、海岸の漂着ごみ、沿岸域及び沖合域の漂流マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみの分布調査結果について総合的に検討することにより、海洋ごみの効果的・効率的な実態把握、発生抑制及び回収・処理の推進に資する知見の整備、並びに国際専門家会合や他調査事業との連携により、今後の海洋プラスチックごみに関する国際条約の交渉に貢献する科学的知見の整備に資することを目的としている。

検討会に参画いただいた委員は、表 VII-1 のとおりである。座長は東京海洋大学学術研究院の東海正教授にお願いした。

表 VII-1 海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会 検討員名簿
(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
磯辺 篤彦	九州大学応用力学研究所 教授
内田 圭一	東京海洋大学大学院海洋資源エネルギー学部門 教授
加古 真一郎	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
東海 正	東京海洋大学学術研究院 名誉教授
日向 博文	愛媛大学大学院理工学研究科 教授

2. 検討会の開催日程及び検討内容

検討会は計2回開催した。各検討会の日程及び主な検討内容を表 VII-2 に示す。

表 VII-2 各検討会の日程及び主な検討内容

日時・場所	主な検討内容
第1回 2024年 8月8日(木) 15:00~17:00	【報告】本検討会の背景と趣旨について 【報告】【議題】漂着ごみ回収データの整理計画について 【報告】組成調査データの整理計画について 【議題】漂流ごみ実態把握調査の調査方法について 【議題】漁業者の協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務の計画について
第2回 2025年 2月26日(水) 14:00~17:00	【報告】漂着ごみ回収データの整理結果について 【報告】漂着ごみ組成調査データの整理結果について 【報告】特定の海域における海洋への流入実態把握の推計について 【議題】令和6年度漂流ごみ実態把握調査結果と今後の調査方針について 【報告】令和5年度沖合海域における漂流・海底ごみの分布調査検討結果および令和6年度経過報告 【報告】海洋漂流MPに含まれる残留性有機汚染物質(POPs)を含む添加剤の測定結果について 【議題】漁業者の協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務の結果について

3. 第1回検討会の議事次第

議 事

開会 (15:00)

1. 環境省あいさつ

2. 資料の確認

3. 検討委員の紹介

4. 座長選任・座長あいさつ

5. 議事

(1) 【報告】本検討会の背景と趣旨について〔資料 1-1、1-2〕

(2) 【報告】【議題】漂着ごみ回収データの整理計画について〔資料 2-1、2-2〕

(3) 【報告】組成調査データの整理計画について〔資料 3、参考資料 1、2〕

(4) 【議題】漂流ごみ実態把握調査の調査方法について〔資料 4-1、4-2、参考資料 3〕

(5) 【議題】漁業者の協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務の計画
について〔資料 5〕

6. 連絡事項

閉会 (17:00)

配布資料

資料 1-1 海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会設置要綱

資料 1-2 本検討会の背景と趣旨について

資料 2-1 漂着ごみ回収データの整理計画について

資料 2-2 漂着ごみの円滑な処理（回収・処分等）にむけた指標設定についての意見伺い

資料 3 漂着ごみ組成調査データの整理計画について

資料 4-1 漂流ごみ 調査方法について

資料 4-2 漂流ごみ ご意見いただきたい事項

資料 5 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務の計画について

参考資料 1 地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和 5 年 6 月 第 3 版）

参考資料 2 漂着ごみ組成調査に係る Q&A 集

参考資料 3 漂流ごみ 令和 5 年度の調査結果

4. 第2回検討会の議事次第

議 事

開会（14:00）

1. 資料の確認

2. 議事

(1) 【報告】漂着ごみ回収データの整理結果について〔資料1〕

(2) 【報告】漂着ごみ組成調査データの整理結果について〔資料2、参考資料1〕

(3) 【報告】特定の海域における海洋への流入実態把握の推計について〔資料3〕

(4) 【議題】令和6年度漂流ごみ実態把握調査結果と今後の調査方針について

〔資料4-1、4-2、参考資料2〕

(5) 【報告】令和5年度沖合海域における漂流・海底ごみの分布調査検討結果および
令和6年度経過報告〔資料5-1、5-2〕

(6) 【報告】海洋漂流MPに含まれる残留性有機汚染物質（POPs）を含む添加剤の
測定結果について〔資料6〕

(7) 【議題】漁業者の協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務の結果について〔資料7〕

3. 連絡事項

閉会（17:00）

配布資料

資料1 漂着ごみ回収データの整理結果について

資料2 漂着ごみ組成調査データの整理結果について

資料3 特定の地域における海洋への流入実態把握の推計について

資料4-1 令和6年度漂流ごみ実態把握調査結果について

資料4-2 漂流ごみ ご意見いただきたい事項

資料5-1 令和5年度沖合海域における漂流・海底ごみの分布調査検討業務報告書(概要版)

資料5-2 沖合海域における漂流・海底ごみの分布調査検討業務 令和6年度経過報告

資料6 海洋漂流MPに含まれる残留性有機汚染物質（POPs）を含む添加剤の測定結果に
ついて

資料7 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収等に係る実証業務の結果について

参考資料1 地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和5年6月 第3版）

参考資料2 下水道における水質検査について

VIII章 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果

1. 目的

海岸漂着物処理推進法施行後の海岸漂着物対策に係る成果、課題等を把握するため、都道府県に対して海岸漂着物処理推進法施行状況調査を実施し、取りまとめを行った。

2. 調査方法

都道府県に対して海岸漂着物処理推進法施行状況のアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめて整理・分析した。調査項目は、環境省担当官と協議の上、次のとおり決定した。

【アンケート調査票】

海岸漂着物処理推進法施行状況調査													
本調査は、令和5年度末時点における、管轄する市区町村の状況も含めて都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものです。 ※本アンケートにおいて、補助金とは環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業の補助金を指します。 ※補助金を活用せずに実施した活動も記載対象です。 ※本シートは行の挿入ができないようになっています。記入欄が不足する場合は、お手数ですが、新しいシートを作成して記載をお願いいたします。													
問1-1	海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。また、今後の改定予定はありますか。（第十四条） 地域計画 （策定または改定済みの場合）策定・改定年度 （今後の策定または改定予定がある場合）策定・改定予定年度 （「①～③策定済み」を選択の場合で、ウェブページ等で公表している場合は計画の名称及びURLをご記入ください） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">計画の名称</td> <td style="width: 50%;">URL</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> （「⑥未策定（策定予定なし）」を選択の場合は、その理由をご記入ください）	計画の名称	URL										
計画の名称	URL												
問1-2	地域計画において、取組状況を評価するためのモニタリング指標を定めていますか。												
問1-3	（問1-2で①と回答の方）具体的な内容（指標の内容、数値目標、進捗管理の手法）について、「問1-3別紙」シート（本Excelファイル）にご記入ください。また、ウェブページ等で公表している場合はURLをご記入ください。												
問1-4	重点区域の設定にあたって考慮した事項についてご記入ください。（複数回答あり） 具体的にご記入ください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自然条件</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>社会的条件</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> </table>	自然条件	→		社会的条件	→		その他	→				
自然条件	→												
社会的条件	→												
その他	→												
問1-5	令和6年度現在までにおいて、都道府県でプラスチックごみ、海洋プラスチックごみ等に関するゼロ宣言等を新たに策定または改定しましたか。 ※令和6年度施行状況調査では令和5年度末までの結果を用いますが、直近の自治体の動向を把握するために、最新状況をお聞かせるものです。												
問1-6	（問1-5で①～③と回答の方）具体的な内容についてご記入下さい。また、ウェブページ等で公表している場合はURLをご記入ください。 ※策定発表された文書等を別添いただけますと幸いです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">名称</td> <td style="width: 40%;">時期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象者（例、自治体、NPO法人、××大学、一般企業等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウェブページ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	名称	時期			対象者（例、自治体、NPO法人、××大学、一般企業等）				ウェブページ			
名称	時期												
対象者（例、自治体、NPO法人、××大学、一般企業等）													
ウェブページ													
問1-7	令和6年度現在までにおいて、管下市区町村で問1-5と同様の宣言等をしましたか。現時点で把握している範囲でご記入ください。												
問1-8	（問1-7で①と回答の方）具体的な内容について、「問1-8別紙」シート（本Excelファイル）にご記入ください。また、ウェブページ等で公表している場合はURLをご記入ください。												

問2-1	海岸漂着物対策推進協議会の設置状況についてご記入ください。(第十五条)		
	設置状況	組織時期(組織年度、予定年度、または未定)	
	(「③組織予定なし」を選択の場合、その理由をご記入ください)		
	(「④検討中」を選択の場合、検討状況をご記入ください)		
	(「⑤別の組織で対応している」を選択の場合、組織の名称をご記入ください)		
問2-2	(問2-1で①と回答の方) 令和5年度に開催した協議会についてご記入ください。		
	開催の有無	令和5年度開催数	
	協議会の構成員(複数回答あり)		
	☐	都道府県の担当者	☐
	☐	市区町村の担当者	☐
	☐	国の関係機関担当者	☐
	☐	学識経験者	☐
	☐	その他(具体的にご記入ください。)	☐
	☐	業界団体	☐
	☐	企業	☐
	☐	NPO/NGO法人	☐
	☐	漁業者	☐
	☐	自治会/住民	☐
問2-3	(問2-1で①と回答の方) 令和5年度に開催した海岸漂着物対策推進協議会における協議事項についてご記入ください。		
	協議事項(複数回答あり)		
	☐	回収処理事業実績・計画報告	
	☐	地域計画の策定・改定	
	☐	発生抑制(普及啓発など)	
	☐	調査研究	
	☐	災害時対応(水害時に伴う大量の海岸漂着物の対応など)	
	☐	その他(具体的にご記入ください。)	
問2-4	(問2-2で構成員を市区町村の担当者と回答の方) 内陸部の市区町村の参加状況についてご記入ください。		
問3-1	海岸漂着物対策活動推進団体の委嘱状況についてご記入ください。(第十六条)		
	委嘱状況	委嘱時期(委嘱年度、予定年度、または未定)	人数
			(名)
	(「③委嘱予定なし」の主たる理由)		(「④その他」を選択の場合は具体的にご記入ください)
		→	
	(「④検討中」を選択の場合は検討状況をご記入ください)		
問3-2	海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況についてご記入ください。(第十六条)		
	指定状況	指定予定時期(予定年度、または未定)	団体数
			(団体)
	(「③指定予定なし」の主たる理由)		(「④その他」を選択の場合は具体的にご記入ください)
		→	
	(「④検討中」を選択の場合は検討状況をご記入ください)		
問4-1	令和5年度において、他の都道府県知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めましたか。(第十九条)		
問4-2	(問4-1で①または②と回答の方) 海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認められた根拠についてご記入ください。		

問4-3 (問4-1で①または②と回答の方) 協力を求めた事項についてご記入ください。

問5-1 令和5年度において「海岸漂着物(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ、マイクロプラスチックを含む)発生の状況及び原因に関する調査(「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく漂着ごみ組成調査を除く)」を実施しましたか。または今年度(令和6年度)に実施予定ですか。(第二十二条)

問5-2 (問5-1で①～③と回答の方) 令和5年度の調査内容と調査結果の利用方法についてご記入ください。
回答欄が足りない場合は、行の挿入等を行わず、Sheetを別途作成しご記入ください。

調査①

調査名		
調査内容	調査場所	⑤その他の場合、具体的に記入下さい。
補助金活用有無	調査結果の用途	
調査結果をウェブページ等で公表している場合はURLをご記入ください。		

調査②

調査名		
調査内容	調査場所	⑤その他の場合、具体的に記入下さい。
補助金活用有無	調査結果の用途	
調査結果をウェブページ等で公表している場合はURLをご記入ください。		

問6-1 令和5年度において、土地の所有者または管理者に対し、海岸漂着物等となるものが、土地から河川や海域へ流出・飛散しないよう、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行いましたか。(第二十四条)

問6-2 (問6-1で①または②と回答の方) 助言及び指導の具体的な内容についてご記入ください。

問7-1 令和5年度において実施した「民間団体等との連携・活動に対する支援」の実績(実施件数を含む)についてご記入ください。(第二十五条第一項)
 *1 実施件数を把握していない場合は「把握なし」とし、把握していない理由があれば、その後ろにかっこ書きで記載してください。(例)「把握なし(市町村からの件数の実績報告を求めているため)」
 *2 該当する活動を複数の地方公共団体が実施し、かつ、そのうち一つでも地方公共団体が補助金を利用して実施していた場合には、「補助金活用」は「①有(直営)、②有(委託)、③有(両方)」のいずれかを回答してください。

活動	実施の有無	実施件数*1	補助金活用*2	民間団体等と連携している実施主体自治体	連携先*3 (複数の場合はその他を選択し、*3に記入して下さい)
以下、実施件数は、事業数をご回答ください。(1事業において複数箇所を実施している場合は1とお答えください。)					
ボランティア活動との連携・支援					
民間によるイベントの後援					
発生抑制のための普及啓発 (イベントを除く)					
清掃イベントの開催					
交流会の開催					
協定の締結					
その他の活動を実施の場合、以下にご記入ください。					
その他の活動*2					

*2 (その他の活動を実施と回答の方) 活動内容を具体的に記入して下さい。

*3 (連携先を「その他」と回答の方) 連携先を具体的に記入して下さい。

問7-2 今後民間団体等との連携により実施したい取組をご記入ください。また、実施にあたって課題等があれば併せてご記入ください。

問8-1 令和5年度において、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間団体や個人を表彰しましたか。(第二十五条第三項)

問8-2 (問8-1で①と回答の方) 表彰された民間団体や個人の名称・所属と具体的な活動内容と選定理由をご記入ください。
※表彰の際に公表されている場合のみ記入。

回答欄が足りない場合は、行の挿入等は行わず、Sheetを別途作成しご記入ください。

名称・所属	活動内容・選定理由

問8-3 漁業者の協力による海洋ごみの回収・処理を進めるための体制（検討中を含む）についてご記入ください。
※一つの市区町村で複数の取組を行っている場合は、取組ごと及び補助ごとに分けてご記入ください。
※複数の市区町村にまたがって取組を行っている場合は、市区町村名に複数の市区町村名をご記入ください。

回答欄が足りない場合は、行の挿入等は行わず、Sheetを別途作成しご記入ください。

[illegible]

問9-1 令和5年度において実施した「発生抑制対策」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十三条、第二十六条、第二十七条）

*1 実施件数を把握していない場合は「把握なし」とし、把握していない理由があれば、その後ろにかっこ書きで記載してください。（例）「把握なし（市町村からの件数の実績報告を求めているため）」

*2 該当する活動を複数の地方公共団体が実施し、かつ、そのうち一つでも地方公共団体が補助金を利用して実施していた場合には、「補助金活用」は「①有（直営）、②有（委託）、③有（両方）」のいずれかを回答してください。

*3 効果があったと思われる上位3位の取組に○を付けてください。

実績	実施の有無	実施件数*1	補助金活用*2	効果があつた取組*3	活動主体
条例の制定					
以下、実施件数は、事業数をご回答ください。（1事業において複数箇所を実施している場合は1とお答えください。）					
捨てにくい環境づくり（草刈り、プランター等によるきれいな景観の維持、看板の設置等）					
パトロール、監視カメラ等による監視活動					
野外で使用し放置されたプラスチックへの対策（工事用具、農具、漁具等）					
ごみステーションの散乱防止対策					
環境イベント、ポスター、マスメディア等を活用した啓発活動					
以下、実施件数は、問い合わせ数又はイベント（清掃活動や研修会等）の実施回数をご回答ください。					
不法投棄ホットラインの運用					
内陸（海岸以外の道路や河川敷等の全てを含む）での清掃・クリーンアップ活動					
研修会、講座等の実施					
国際交流事業の実施					
以下、実施件数は、フェンスやネットを設置した箇所数をご回答ください。					
河川・小水路へのフェンスやネットの設置					
その他の活動を実施の場合、以下にご記入ください。					
その他の活動					

（その他の活動を実施と回答の方）活動内容を具体的に記入して下さい。

問9-2 令和5年度において発生抑制対策を実施した結果、得られた効果及び今後の検討課題についてご記入ください。また、実施した効果検証の手法があればご記入ください。

回答欄が足りない場合は、行の挿入等を行わず、Sheetを別途作成しご記入ください。

得られた効果	
課題	
実施した検証手法	
得られた効果	
課題	
実施した検証手法	
得られた効果	
課題	
実施した検証手法	
得られた効果	
課題	
実施した検証手法	

問9-3 今後実施したい発生抑制対策をご記入ください。また、実施にあたって課題等があれば併せてご記入ください。

--

問10-1	令和5年度において地方公共団体同士（隣接、流域圏等）の連携により実施した取組についてご記入ください。																				
問10-2	今後地方公共団体同士の連携により実施したい取組をご記入ください。また、実施にあたって課題等があれば併せてご記入ください。																				
問11-1	令和5年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業等を含む）の概要について『問11-1別紙』シート（本Excelファイル）にご記入ください。（第二十九条） ※1 なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。																				
問11-2	海岸漂着物の回収時に漂着物として回収しないものがあれば記載してください。																				
問11-3	補助金によって得られた具体的な効果についてご記入ください。（複数回答あり） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;">美しい海岸及び河川の維持</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">沿岸住居環境の改善</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">船舶航行への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">その他（具体的に記入してください）</td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;">観光産業への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">水産業への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">陸域環境の改善</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;">美しい海岸及び河川の維持</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">沿岸住居環境の改善</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">船舶航行への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">その他（具体的に記入してください）</td></tr> </table>	美しい海岸及び河川の維持	沿岸住居環境の改善	船舶航行への貢献	その他（具体的に記入してください）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;">観光産業への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">水産業への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">陸域環境の改善</td></tr> </table>	観光産業への貢献	水産業への貢献	陸域環境の改善											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;">美しい海岸及び河川の維持</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">沿岸住居環境の改善</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">船舶航行への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">その他（具体的に記入してください）</td></tr> </table>	美しい海岸及び河川の維持	沿岸住居環境の改善	船舶航行への貢献	その他（具体的に記入してください）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;">観光産業への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">水産業への貢献</td></tr> <tr><td style="height: 15px;">陸域環境の改善</td></tr> </table>	観光産業への貢献	水産業への貢献	陸域環境の改善													
美しい海岸及び河川の維持																					
沿岸住居環境の改善																					
船舶航行への貢献																					
その他（具体的に記入してください）																					
観光産業への貢献																					
水産業への貢献																					
陸域環境の改善																					
問12	各都道府県において、海岸漂着物対策に専任の担当を設けていますか。																				
問13	各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり課題、ご提案及びご要望等ありましたら、具体的にご記入ください。																				
<アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">都道府県名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>機関名、部局課</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ご連絡先</td> <td style="width: 30%;">電話</td> <td style="width: 20%;">FAX</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ご担当者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		都道府県名				機関名、部局課				ご連絡先	電話	FAX		メールアドレス				ご担当者名			
都道府県名																					
機関名、部局課																					
ご連絡先	電話	FAX																			
メールアドレス																					
ご担当者名																					

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

【問 1-3 別紙】

海岸漂着物処理推進法施行状況調査

問1-3（問1-2で①と回答の方）地域計画で定めている取組状況を評価するためのモニタリング指標について、具体的にご記入ください。（指標の内容、数値目標、進捗管理の手法）

①	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
②	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
③	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
④	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
⑤	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
⑥	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
⑦	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	
⑧	指標の内容	
	数値目標	
	進捗管理の手法	

【問 1-8 別紙】

海岸漂着物処理推進法施行状況調査

問1-8（問1-7で①と回答の方）具体的な内容についてご記入下さい。また、ウェブページ等で公表している場合はURLをご記入ください。

① 自治体名	
名称	時期
ウェブページ	
② 自治体名	
名称	時期
ウェブページ	
③ 自治体名	
名称	時期
ウェブページ	
④ 自治体名	
名称	時期
ウェブページ	
⑤ 自治体名	
名称	時期
ウェブページ	

【問 11-1 別紙】

海岸漂着物処理推進法施行状況調査

問11-1 令和5年度末における海岸漂着物対策(国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業等を含む)に係る主要情報について、以下の表の分類に従い重複を避けてご記入ください。(第二十九条)

ごみの回収量について、「t」と「m³」の両方のデータがある場合は、「t」に統一して記入頂きますよう、よろしくお願いします。また、容積(m³)は下記の式を用いて重量(t)への変換して頂きますよう、お願いします。

(式)重量(t)=容積(m³)×0.17

なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。

					令和5年度					備考
					清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)			回収量 (t)	
						合計	国庫負担	都道府県 負担		
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等		0				
				回収・処理	全体	0				
					漁業者	0				
			発生抑制		0					
			災害事業	回収・処理	全体	0				
					漁業者	0				
		その他		0						
		その他	回収・処理	全体	0					
				漁業者	0					
			発生抑制		0					
	民間団体補助	回収・処理	全体	0						
			漁業者	0						
		発生抑制		0						
		都道府県 単独事業	直営	回収・処理	全体	0				
	漁業者				0					
	発生抑制			0						
	民間団体補助			回収・処理	全体	0				
			漁業者		0					
	発生抑制		0							
	(一部 市区町村 組合等を含む)	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	全体	0			
						漁業者	0			
発生抑制					0					
災害事業				回収・処理	全体	0				
					漁業者	0				
				その他		0				
その他				回収・処理	全体	0				
					漁業者	0				
				発生抑制		0				
民間団体補助			回収・処理	全体	0					
				漁業者	0					
			発生抑制		0					
			都道府県 補助事業 (国庫補助 以外)	直営	回収・処理	全体	0			
						漁業者	0			
					発生抑制		0			
民間団体補助		回収・処理			全体	0				
				漁業者	0					
発生抑制		0								
市区町村 単独事業		直営		回収・処理	全体	0				
					漁業者	0				
				発生抑制		0				
		民間団体補助	回収・処理	全体	0					
				漁業者	0					
			発生抑制		0					

注1)「市区町村負担」には、一部事務組合の負担を含む。また「漂着物事業」とは、「海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省補助事業)」のこと。

注2)令和2年度以降は「漁業者の取組による回収事業」を追加

注3)「災害事業の国庫負担」には、災害等廃棄物処理事業(環境省)、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省又は国土交通省)に関する数値を記載

<提出前にご確認願います>

の合計金額は、実績報告書の都道府県事業の総事業費合計(別紙2-2 ①総事業費の合計)と合致していますか？
の合計金額は、実績報告書の間接補助事業の総事業費合計(別紙2-3 ①総事業費の合計)と合致していますか？

回収量は重量ベース(t)ですか？

漂着物事業の回収量は、実績報告書、事業報告書の回収量と合致していますか？

3. 調査結果

上記アンケート調査の回答を取りまとめて、表 VIII-1 のとおり項目別に整理した。整理・分析の結果は別添資料3「海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果（令和5年度実績）」のとおりである。

表 VIII-1 調査結果のとりまとめ項目

法に基づく地域計画の策定、地域連携
1. 地域計画策定状況（法第14条）
2. 計画取組状況のモニタリング指標
2. 協議会組織状況（法第15条）
4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）
海洋ごみ対策の個別施策（調査、発生抑制、回収処理）
5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）
6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）
7. 民間団体等との連携（法第25条）
8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制(法第25条)
9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）
10. 地方公共団体間の連携
11. 補助金によって得られた効果
海洋プラ問題などに関する各都道府県の方針と課題
12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定状況
13. 各都道府県からの課題、提案、要望

IX章 地方公共団体等における漂着ごみ組成調査の研修の実施結果

1. 研修概要

1.1 目的

漂着ごみの組成調査については、令和元年度まで環境省主体で実施していたが、令和2年度より地方公共団体が主体となって、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（以下「調査ガイドライン」という。）に基づき、調査が実施されているところである。このことを踏まえ、中長期間にわたり継続的に漂着ごみ組成調査を着実かつ効率的に実施できるよう、地方公共団体及び環境コンサルタント等に対し研修を実施した。

1.2 実施方法

表 IX-1 のとおり、研修を実施した。

表 IX-1 研修の実施方法

	座学研修	フィールドワーク研修
日時	令和6年7月23日（火） 13：15～16：15	令和6年7月26日（金） 13：10～17：15
場所	WEBによる開催 （後日 YouTube により配信）	福井県福井市 三里浜 （後日 YouTube により配信）
内容	調査ガイドラインの解説、質疑応答、リモートセンシング技術を活用した漂着ごみ調査手法の紹介 等	組成調査の回収・計測・分類方法等のデモンストレーション、リモートセンシング技術を活用した漂着ごみ調査手法の紹介
対象	地方公共団体及び委託を受けた環境コンサルタント等の担当者	

1.3 実施結果

1.3.1 参加者数

研修参加者数は、表 IX-2 のとおりである。

表 IX-2 研修参加者数

	座学研修	フィールドワーク研修
参加者数	76 名 （自治体：44 名、民間：28 名、 その他（研究所、博物館）：4 名）	現地参加：11 名 （自治体：4 名、民間：4 名、 その他（大学）：3 名） Web 視聴：61 名 （自治体：38 名、民間：20 名、 その他（研究所、博物館）：3 名）

1.3.2 研修動画の利用状況

研修実施後に YouTube により配信した研修動画の利用状況は、

表 IX-3 のとおりである。

表 IX-3 研修動画の利用状況

	座学研修	フィールドワーク研修
動画の時間	2:33:07	1:20:12
公開期間	令和6年8月30日(金)～ 令和7年2月28日(金)	令和6年9月19日(木)～ 令和7年2月28日(金)
総視聴回数	107回	62回
総再生時間	26.7時間	21.2時間

1.3.3 アンケート結果

研修実施後に参加者に対しアンケートを実施し、研修の満足度や調査に係る課題等について質問した。アンケートの概要は、表 IX-4 のとおりである。

表 IX-4 アンケートの概要

調査対象	研修参加者（地方公共団体及び委託を受けた環境コンサルタント等の担当者 79名）
調査方法	書面（アンケート用紙の電子データをメール送付）又はオンラインアンケート（Google Forms）による方法
調査期間	研修実施後（令和6年7月23日以降）
調査内容	研修満足度、調査に係る課題、次年度以降の参加希望 等
質問数	6問
回答数	35人

各質問及び回答結果の概要は、表 IX-5 のとおりである。

表 IX-5 アンケートの質問内容及び回答結果の概要

質問内容	回答結果の概要
研修の満足度（1. 大変満足、2. 満足、3. 普通、4. やや不満、5. 非常に不満）（やや不満、非常に不満と答えられた場合、その理由をご記載ください。）	大変満足または満足が約86%（n=30）を占めており、やや不満または非常に不満と回答した者はいなかった。
今年度は、座学研修はオンライン、フィールドワーク研修は実地及びオンラインで実施しましたが、次年度以降の開催形式やフィールドワークの実施地点等についてご意見があればご記載ください。	開催形式については、次年度も引き続きオンラインでの配信を希望する回答が複数県寄せられた。また、フィールドワーク研修の実施場所については、炎天下となる地域を避け、より涼しい地域での開催を望む声が複数件見られた。

組成調査を計画・実施している中で課題はございますか	組成調査を計画・実施しているなかで課題のある者が31% (n=9) を占めており、研修受講後にその課題が解決した者は、33% であった。主な課題としては、調査費用や作業員の調達、ごみの分類や計測方法に関するものだった。
研修受講後、課題は解決されましたか	
来年以降もこのような研修があった場合、参加を希望しますか（複数選択可）（1. また参加したい 2. 予定が合えば参加したい 3. 不参加者に参加を勧める 4. 参加したくない）	来年以降もこのような研修があった場合、参加を希望する者（また参加したい、予定が合えば参加したい）が約91% (n=32) を占めた。それ以外の参加者は、不参加者に参加を勧めると回答しており、参加したくないと回答した参加者はいなかった。
来年度以降に研修で講義してほしい内容があればご教示ください。（複数選択可）（1. 陸域からのごみの流出実態把握調査手法 2. ドローンによる漂着ごみ調査手法 3. ウェブカメラによる漂着ごみ調査手法 4. 航空機による漂着ごみ調査手法 5. 海洋ごみ発生抑制対策事例 6. IT 技術等を利用した漂着ごみ清掃事例）	来年度以降に研修で講義してほしい内容としては、「海洋ごみ発生抑制対策事例」と回答した者が最も多く、全体の約62% (n=21) を占め、次に「陸域からのごみの流出実態把握調査手法（固定カメラによる河川流下ごみ調査手法）」が全体の約56% (n=20) を占めていた。
その他、ご意見があればお聞かせください。	座学研修については、質疑応答の時間に多くの質問に回答している点が良かったとの意見が見られた。 フィールドワーク研修については、実地参加者から参加して良かったとの意見や、熱中症対策により炎天下でも快適に研修へ参加できたとの意見が寄せられた。

2. 調査ガイドライン及び Q&A 集の改訂

より円滑な漂着ごみ組成調査の実施のため、研修で挙げられた質問を踏まえ調査ガイドライン及び Q&A 集の改訂案を作成した。

研修中に寄せられた質問のうち、調査の実施方法に関する質問及びその回答と、反映場所は表 IX-6 のとおりである。各質問内容を反映した調査ガイドライン及び Q&A 集の改定案については、別添資料5及び6に示す。

加えて、令和元年に作成された第1版から令和5年度の第3版までの改訂履歴を整理し、地方公共団体及び環境コンサルタント等の調査実施を支援する観点から、別添資料7の通り新旧対照表を作成した。

表 IX-6 調査の実施方法に関する研修中の質問及び回答内容

質問内容（概要）	回答内容（概要）	反映場所
データシート②（オプション項目）で調査を行っていたが、人手不足もあり、①（必須項目）に変更したいと考えているが問題ないか。	必須項目（データシート①）とオプション項目（データシート②）は調査地点の特徴や自治体の事情等により必要と判断した項目を実施して問題ない。	調査ガイドライン
2.5cm未満のプラスチックが調査対象外である理由は何か。硬質プラ破片は、漂着ごみ・河川ごみ調査で上位品目であるため、可能な限り（0.5cm程度まで）回収しておくとういように感じる。	回収サイズ等は国内外の既存の調査ルールに合わせて決定されている。 0.5cm以上のごみも併せて調査しても問題ないが、提出するデータとは分けて集計すること。	調査ガイドライン
言語表記等調査のデータシートに記載の「ペットボトルのキャップ」は、データシート①「ボトルのキャップ、ふた」に分類したものをそのまま国別に分類しても良いのか。	「ボトルのキャップ、ふた」の品目に分別したもののから、飲料用ペットボトルのキャップのみを選別したうえで言語表記等調査を行うこと。	調査ガイドライン・ Q&A 集
データシート①の「ウレタン」は、発泡ゴムや発泡樹脂を含んでよいか。また、発泡倍率の低いPSと硬化したウレタンとの違い等、ウレタンに似たものであるが、その素材が判断しづらい場合にはどのように分類すべきか。	回収した段階では素材の特定は困難である。また、漂着ごみの調査は一般の人でも理解しやすい分類を基本としている。そのため、ウレタン素材でなくてもスポンジ状のものはウレタンに含め、硬化したウレタン素材はウレタンに含めない。	Q&A 集
「人力で動かせない物」に関して、前年度同じものがデータシートに記載されていた場合、次年度のデータシートには記載が必要か。	前年度の写真や緯度経度から同一のごみであることが明らかである場合は、次年度のデータシートへの記載は必要ない。	調査ガイドライン

3. 今後の課題

令和5年度の漂着ごみ組成調査結果データシートで確認された誤入力等の事例件数は令和4年度よりやや減少したものの依然として多数確認された。また、令和5年6月に調査ガイドラインが改訂されたことから、次年度においても引き続き研修で具体的な誤入力等の事例紹介や調査ガイドラインの変更点に関する説明を行う必要がある。

また、組成調査において調査を行う人員の不足や調査費用を課題として挙げている声が複数見られたことから、調査効率を向上させる工夫等についてさらに解説を行う必要があると考える。